

内閣府令第十号

食品表示基準

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品（第三条—第九条）

第二款 業務用加工食品（第十条—第十四条）

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第十五条—第十七条）

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品（第十八条—第二十三条）

第二款 業務用生鮮食品（第二十四条—第二十八条）

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第二十九条—第三十一条）

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準（第三十二条—第三十六条）

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第三十七条—第三十九条）

第五章 雜則（第四十条・第四十一条）

附則

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。

（定義）

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 加工食品 製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。

二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。

三 業務用加工食品 加工食品のうち、消費者に販売される形態となつているもの以外のものをいう。

四 業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。

五 業務用添加物 添加物のうち、消費者に販売される形態となつていてるもの以外のものをいう。

六 容器包装 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第五項に規定する容器包装をいう。

七 消費期限 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

八 賞味期限 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

九 特定保健用食品 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装に入れられたものに限る。）をいう。

十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者（未成年者、妊娠婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によつて健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものと除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えていたものとして健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十二条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であつて、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

十一 栄養機能食品 食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分（ただし、錠剤、カプセル剤等の形状の加工食品にあつては、カリウムを除く。）の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄

養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をする食品（特別用途食品及び添加物を除き、容器包装に入れられたものに限る。）をいう。

十二 栄養素等表示基準値 国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級（十八歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値であつて別表第十の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる値をいう。

十三 組換えDNA技術 酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

十四 対象農産物 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であつて別表第十六に掲げるものをいう。

十五 遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたものをいう。

十六 非遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十七 特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものをいう。

十八 非特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十九 分別生産流通管理 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

二十 特定分別生産流通管理 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この府令において、別表第三の上欄に掲げる食品に係る同表の中欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。）において使用する用語の例による。

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品

(横断的義務表示)

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称
1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳を除く。以下同じ。）及び乳製品にあつては、この限りでない。
2 1の規定にかかわらず、別表第五の上欄に掲げる食品以外のものにあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる名称を表示してはならない。

原材料名	賞味期限 消費期限又は	保存の方法
1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。	<p>1 品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三ヶ月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月を年月の順で表示することもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、乳、乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料及びクリームのうち紙、アルミニウム箔その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものについては、消費期限又は賞味期限の文字を冠したその日の表示をもってその年月日の表示に代えることができる。</p>	食品の特性に従つて表示する。ただし、食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあっては、その基準に従つて表示する。

一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示する。

二 二種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、当該原材料を次に定めるところにより表示する。

イ 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が三種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が三位以下であつて、かつ、当該割合が五パー센ト未満である原材料について、「その他」と表示することができる。

ロ 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が五パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。

三 一及び二の規定にかかわらず、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合については、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示することができる。

2 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定めるところにより表示することができる。

一 同種の原材料を複数種類使用する場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した「野菜」、「食肉」、「魚介類」などの原材料の総称を表す一般的な名称の次に括弧をして、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもつて表示する。

二 複数の加工食品により構成される場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧をして、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもつて表示する。

3 1及び2に定める表示の際には、次の表の上欄に掲げる区分に該当する原材料に

あつては、同表の下欄に掲げる名称をもつて表示することができる。

ぶどう糖	無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖	魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示しない場合に限る。） 家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。）	でん粉	植物油、植物脂若しくは植物油 脂、動物油、動物脂若しくは動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂
ぶどう糖	鳥肉	魚又は魚肉	でん粉	植物油、植物脂若しくは植物油 脂、動物油、動物脂若しくは動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂

			ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果 糖液糖	異性化液糖
糖液を浸透させた果実（原材料に占める重量の 割合が十パーセント以下のものに限る。）	香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原 材料に占める重量の割合が二パーセント以下の ものに限る。）	香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平 成八年厚生省告示第二百二十号）に掲げる添加物 に該当するものを除き、原材料に占める重量の 割合が二パーセント以下の中のものに限る。）	砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶど う糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖 香辛料又は混合香辛料	砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異 性化液糖
糖果	香草又は混合香草			

弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が

おかず

明らかなものに限る。）

添加物

1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。

一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）

二 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に

及ぼさないものをいう。以下同じ。)

三 キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであつて、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。以下同じ。）

2 1の規定にかかわらず、複数の加工食品により構成される加工食品にあつては、各構成要素で使用した添加物を、各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、1に定めるところにより表示することができる。

3 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては同表の下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

4 1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に定

める用途の表示を省略することができる。

一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料

二 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合 増粘剤又は糊料

内容量又は固
形量及び内容
量

1 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第五条に掲げる特定商品については、計量法（平成四年法律第五十一号）の規定により表示することとし、それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。

2 1の規定にかかわらず、固体物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固体量の管理が困難な場合を除く。）にあっては、内容量に代えて、固体量及び内容総量とすることとし、固体量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、固体量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためである場合は、

内容量に代えて、固形量を表示する。

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量	3 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器包装に密封したものにあつては、内容量に代えて、固形量とすることができます。この場合において、固形量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。 1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する（特定保健用食品及び機能性表示食品について表示する場合を除く。）。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあつては、当該一食分の量を併記する。
--------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

二　一の一定の値又は下限値及び上限値は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位（食塩相当量にあつてはグラム）を明記して表示する。

三　一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあつては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた値が当該一定の値を基準とした同表の第四欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあつては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でなければならない。ただし、当該一定の値にあつては、同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた当該食品百グラム当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあつては、当該食品百ミリリットル当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、○と表示することができる。

次に掲げる要件の全てに該当する場合（特別用途食品（特定保健用食品を除

食品関連事業者 の氏名又は 名称及び住所	<p>く。）を除く。）には、1の三の規定にかかわらず、1の一の一定の値にあっては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を表示することができる。ただし、第七条の規定に基づく栄養成分の機能の表示、栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示、糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合は、この限りでない。</p>
食品関連事業者 の氏名又は 名称及び住所	<p>一 表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法によつて得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。 二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。</p> <p>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。</p>

製造所又は加工所の所在地（輸入品における）

工所の所在地（輸入品における）

1 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に關し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品における）は輸入業者の営業所の所在地、乳における乳処理場の所在地）及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品における）は輸入業者の氏名又は名称、乳における乳処理業者の氏名又は名称）を表示する。

2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（食品の製造又は加工が行われた場所。以下この項において同じ。）の所在地（輸入品における）は輸入業者の営業所の所在地、乳における乳処理場の所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（食品を調整又は選別した者を含む。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称（輸入品における）は輸入業者の氏名又は名称、乳における乳処理業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造所の所在地。以下この項において同じ。）

の章において

同じ。）及び

製造者又は加

工者の氏名又

は名称（輸入

品にあつては

輸入業者の氏

名又は名称、

乳にあつては

乳処理業者

（特別牛乳に

あつては特別

牛乳搾取処理

造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。

3

1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれららの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。）の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもつて製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先

二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウ

業者。以下同

エブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるもの）を含む。）

じ。）の氏名 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称

又は名称。以

及び製造所固有記号

下この章にお

いて同じ。）

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

別表第十四に掲げるアレルゲン

食品（以下「特定原

材料」という。）を

原材料とする加工食品（当該加工食品を

1 特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。

2 特定原材料に由来する添加物を含む食品にあっては、

当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の

原材料とするものを

含み、抗原性が認められないものを除く。）及び特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。以下同じ。）

アスパルテームを含む食品

を含む食品

直後に括弧を付して表示する。

3 1及び2の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであって、当該原材料又は添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物について、特定原材料を含む旨又は由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該原材料又は添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。

L-フェニルアラニン化合物を含む旨

L-フェニルアラニン化合物を含む旨を表示する。

指定成分等含有食品

「指定成分等含有食品（○○）」と表示する（○○は、指

			<p>（食品衛生法第八条 第一項に規定する指 定成分等含有食品を いう。以下同じ。）</p>	である旨
体調に異変を感じた である旨	から特別の注意を必 要とする成分又は物 である旨	指定成分等について 食品衛生上の危害の 発生を防止する見地	<p>指定成分等（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等 をいう。以下この項及び別表第二十の指定成分等含有食品 の項において同じ。）の名称とする。）。</p> <p>食品関連事業者の連 絡先</p>	<p>定成分等（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等 をいう。以下この項及び別表第二十の指定成分等含有食品 の項において同じ。）の名称とする。）。</p> <p>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番 号を表示する。</p>
「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師		「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見 地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示 する。		<p>定成分等（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等 をいう。以下この項及び別表第二十の指定成分等含有食品 の項において同じ。）の名称とする。）。</p> <p>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番 号を表示する。</p>

		特定保健用食品	際は速やかに摂取を 中止し医師に相談す べき旨及び食品関連 事業者に連絡すべき 旨
栄養成分（関与成分）	許可等を受けた表示 の内容	特定保健用食品であ る旨	「特定保健用食品」と表示する。ただし、許可又は承認 (以下「許可等」という。)の際、その摂取により特定の 保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をする こととされたものにあっては、「条件付き特定保健用食 品」と表示する。
1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく	許可等を受けた表示の内容のとおり表示する。		に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表 示された連絡先に連絡してください。」と表示する。

一日当たりの摂取目	<p>健用食品の項において同じ。）の量及び熱量を含む。以下特定保</p> <p>質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）及び関与成分の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの含有量を表示する。</p> <p>2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、その百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの含有量をナトリウムと関与成分の間に表示する。</p> <p>3 1及び2に定めるほか、本条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の1に定める表示の方法を準用する。</p>
	申請書に記載した内容を表示する。

安量	摂取の方法	摂取をするまでの注	意事項
<p>申請書に記載した内容を表示する。</p> <p>申請書に記載した内容を表示する。</p>	<p>「食生活は、主食、主菜、副菜を基本上に、食事のバランスを。」と表示する。</p>	<p>「食生活は、主食、主菜、副菜を基本上に、食事のバランスを。」と表示する。</p>	<p>関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に基づき当該食品を摂取したときの関与成分摂取量の当該栄養素等表示基準値に占める割合を百分率又は割合で表示する。</p>

機能性表示食品	の栄養素等表示基準 値に対する割合
機能性表示食品である旨 科学的根拠を有する 機能性関与成分及び 当該成分又は当該成 分を含有する食品が 有する機能性	調理又は保存の方法 に關し特に注意を必 要とするものにあつ ては当該注意事項 「機能性表示食品」と表示する。
	申請書に記載した内容を表示する。

栄養成分の量及び熱量

量

1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。

2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。

3 1及び2に定めるほか、第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の1に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又是一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品

機能性及び安全性について国による評価	食品関連事業者の連絡先	届出番号	一日当たりの摂取目安量	一日当たりの摂取目安量当たりの機能性	単位」という。) 当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。
「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出され	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。	消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示する。	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	消費者庁長官に届け出た内容を、別記様式二又は別記様式三の次に表示する。	

受けたものではありません い旨 ては当該注意事項	摂取するまでの注 意事項	摂取の方法	長官による個別審査を受けたものではありません。」と表 示する。
調理又は保存の方法 に関し特に注意を必 要とするものにあつ ては当該注意事項	バランスのとれた食 生活の普及啓発を図 る文言	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。 「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランス を。」と表示する。	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。

<p>疾病的診断、治療、予防を目的としたものではない旨</p>	<p>「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」と表示する。</p>
<p>疾病的罹患している者、未成年者、妊娠婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」と表示する。</p>	<p>「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊娠婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」と表示する。</p>

別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品	
<p>遺伝子組換え食品に関する事項</p> <p>1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによつて生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七の下欄に掲げるもの（2に掲げるものを除く。）については、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組</p>	<p>た上で摂取すべき旨</p> <p>体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」と表示する。</p> <p>中止し医師に相談すべき旨</p>

換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。

三 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧をして、若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料

名に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができ

る。

2 別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物を原材

料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であつて同表の中欄に掲げるものにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、第三項の規定にか

かわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇
遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の上欄
に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定
遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物であ
る旨を表示する。この場合において、「〇〇〇遺伝子
組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、
当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対
象農産物に占める重量の割合を表示することができる。

3 分別生産流通管理を行つたにもかかわらず、意図せざ
る遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定
の混入があつた場合においても、1の一又は三の確認が
適切に行われている場合には、1の規定の適用について

は、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行つたにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、2の一の確認が適切に行われている場合には、2の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

5 別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをい

う。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていな
い旨、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換
え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならない。

6 対象農産物を原材料とする加工食品であつて別表第十

七及び別表第十八に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1及び2の規定の例によりこれを表示しなければならない。

乳児用規格適用食品
(食品、添加物等の

乳児用規格適用食品
である旨

「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示する。

規格基準 (昭和三十
四年厚生省告示第三
百七十号) 第1食品

分規格の項の12に規
の部A食品一般の成

定する乳児の飲食に

供することを目的と

して販売する食品

(乳及び乳製品並び

にこれらを主要原料

とする食品であつ

て、乳児の飲食に供

することを目的とし

て販売するものを除

く。) 並びに厚生労

働大臣が定める放射

性物質 (平成二十四

年厚生労働省告示第

品 輸入品以外の加工食 用される食品をい う。以下同じ。)	に規定する乳児の飲 食に供することを目 的として販売する乳 製品（乳飲料を除 く。）並びに乳及び 乳製品を主要原料と する食品の規格が適 用される食品をい う。以下同じ。）
原料原産地名	1 対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最 も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法 律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の

規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。

イ 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつて

は、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。

(イ) 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名

(ロ) 畜産物にあっては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都

道府県名その他一般に知られている地名

(ハ) 水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名

□ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

二 対象原材料が加工食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。

イ 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象

原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

ハ 別表第十五の1に掲げるものにあっては、イの規定にかかわらず、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示する。

三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一及び二の規定により表示することとされる原産地が三以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

五 別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材料にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができます。

イ 対象原材料として二以上の原産地のものを使用しきつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかわらず、使用される可能性がある原産地を、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合

(以下「一定期間使用割合」という。) の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地(前号の規定に基づき「その他」と表示されたものを除く。)については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期

間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する二以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

口 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかわらず、

原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ 対象原材料として国産品及び三以上の外国が原产地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された

旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。

(イ) 過去の一定期間ににおける使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間ににおける使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間ににおいて、対象原材

料として使用する三以上の外国が原産地のもの
の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変
動があること、三以上の外国が原産地である対象
原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材
料に占める重量の割合の順序の変動があること及
びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保
管すること。

六 別表第十五の1に掲げるものにあつては、対象原材
料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該
対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能
性がある場合には、三の規定にかかわらず、使用され
る可能性がある原産地を、一定期間使用割合の高い原
産地から順に表示することができる。この場合におい

て、一定期間において使用した割合の高いものから順に表示したことが認識できるよう、必要な表示をしなければならない。

2

別表第十五の2に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 農産物漬物の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に、次に定めるところにより表示する。当該原材料以外の漬けた原材料の原産地名に

ついても、同様に表示することができる。

イ 農産物

国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

ロ 水産物

(イ) 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあ

つては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

(ロ) 輸入品にあつては、(イ)の規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。

二 原産地が一のみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位

(内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位)までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。

三 原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称（二の規定により原材料の表示を省略する場合にあつては、原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもつて単位を明記して表示する。ただし、口に定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

口 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもつて表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

3 別表第十五の3に掲げる野菜冷凍食品にあっては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 野菜冷凍食品の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料及び添加物に占める重量の割合の高い原産地の順に、国産品にあつては国産である旨

を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものを原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもつて表示する。当該原材料以外の原材料の原産地名についても同様に表示することができる。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

二 原産地が一のみである場合及び原材料及び添加物の

重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称（第三項の規定により原材料の表示を省略する場合にあつては、原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもつて単位を明記して表示する。ただし、□に定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合に

は、当該原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもつて表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られ

ている地名を表示することができる。

二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

5

別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

二　一の原産地を二以上表示する場合には、原材料及び添加物に占める重量の割合の高い原産地の順に表示する。

6 別表第十五の6に掲げるおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）にあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一　国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記するこ

とができる。

7 1から6までの規定により表示することとされる原産

地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示するこ

とができる。

輸入品	原産国名
原産国名を表示する。	

3 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあつてはこれを省略することができる。

保存の方法

5	4	3	2	1
アイスクリーム類	砂糖	冷菓	チューインガム	でん粉

消費期限又は賞味期限									
7 酒類	6 食塩	5 アイスクリーム類	4 砂糖	3 冷菓	2 チューインガム	1 でん粉	9 氷	8 飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン容器入りのものに限る。以下この表において同じ。）	
								常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないもの	

		原材料名
8 飲料水及び清涼飲料水 9 氷	1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの (特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。) 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 一 缶詰及び食肉製品の場合 二 特定保健用食品及び機能性表示食品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表 示する場合 四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されてい ない旨を表示する場合 五 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨 を表示する場合	

栄養成分の量及び 熱量	内容量又は固形量 及び内容総量	添加物	六 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合した旨を表示する場合

一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるも

の

二 酒類

三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの

四 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの

五 消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）第九条第一項において消費税を納

める義務が免除される事業者が販売するもの

製造所又は加工所

の所在地及び製造

者又は加工者の氏

名又は名称

に関する事項

遺伝子組換え食品

く。）

容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの

品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示は要しないとされているものを除

乳児用規格適用食品である旨	1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの 2 乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるもの
原料原産地名 原産国名	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの

(個別的義務表示)

第四条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち別表第十九の上欄に掲げる食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下である一般用加工食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項の表示を省略することができる。

(義務表示の特例)

第五条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

酒類を販売する場合	原材料名 アレルゲン 原産国名
食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合	原材料名（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 内容量又は固形量及び内容総量（特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 栄養成分の量及び熱量（栄養表示をしようとする場合並びに特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 栄養成分の量及び熱量（栄養表示をしようとする場合並びに特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（指定成分等含有食品、特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除く。） 原産国名 原料原産地名 別表第十九の中欄に掲げる表示事項（即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）に係る油脂で処理した旨、無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。以下同じ。）に係る常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞
不特定又は多数の者に對して譲渡（販売を除く。）する場合	

味期限である旨の文字を冠したその年月日、食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十三条に規定するものに限る。以下この表において同じ。）の項の中欄に掲げる事項、乳の項の中欄に掲げる事項、乳製品の項の中欄に掲げる事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品の項の中欄に掲げる事項、鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）の項の中欄に掲げる事項、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）の項の中欄に掲げる事項、生かきの項の中欄に掲げる事項、ゆでがにに係る飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別、魚肉ハム、魚肉ソーセー

ジ及び特殊包装かまぼこの項の中欄に掲げる事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品の項の中欄に掲げる事項、鯨肉製品に係る気密性のある容器包装に充てんした後、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌したもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）の殺菌方法、冷凍食品の項の中欄に掲げる事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に係る食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨（缶詰又は瓶詰の食品、清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）、容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超えるかつ、水分活性が〇・九四を超えるかつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満た

ない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因

とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下の保存を要するものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを原料とする清涼飲料水に係る殺菌又は除菌を行つていなし旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロ・パスカル未満であつて、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）

2

前項の表の上欄の場合において、名称を表示する際には、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

(推奨表示)

第六条 食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項の表示を積極的に推進するよう努めなければならない。

一 飽和脂肪酸の量

二 食物纖維の量

(任意表示)

第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項）にあつては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に對して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

特色のある原材料等に関する事項

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 特定の原産地のもの、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百五号）第三条に規定するものをいう。）、有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百八号）第三 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

条に規定するものをいう。）、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（令和四年財務省・農林水産省告示第十八号）第三条に規定するものをいう。）その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第三条第二項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合にあつては、割合の表示を省略することができる。

- 一 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合
- 二 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を

合われたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。)

2 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあつては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）	別表第九の第一欄に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。
ナトリウムの量 (ナトリウム塩を添加していない食品) 品の容器包装に表示される場合に限	ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするとときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字

る。)

を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

栄養機能食品に係

る栄養成分の機能

1 栄養機能食品にあつては、次に掲げる事項を表示する。

一 栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称

二 栄養成分の機能

三 一日当たりの摂取目安量

四 摂取の方法

五 摂取をする上での注意事項

六 バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言

七 消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨

八 一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行つてある栄養成

分の量が栄養素等表示基準値に占める割合

九 栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言

十 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項

十一 特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項

2 1の一の栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称は、「栄養機能食品（○○）」と表示する（○○は、「亜鉛」、「ビタミンA」、「ビタミンB₁・ビタミンB₂」等の栄養成分の名称とする。）。

3 1の二の栄養成分の機能の表示は、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第二欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項を記載して行う。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分

に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得るものとする。

4 1の三の規定により表示する一日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであつてはならない。

5 1の五の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならない。

6 1の六のバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。

7 1の七の消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。

8 栄養機能食品について栄養成分の量及び熱量を表示する場合、第三条第一項

<p>の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項（この表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）の項において準用する場合を含む。）の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</p>	<p>栄養成分の補給ができる旨</p>
<p>1 高い旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第二欄の食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）又は百キロカロリー当たりのいずれかに定める基準値以上である場合にできる。</p> <p>2 含む旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第三欄の食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）又は百キロカロリー当たりのいずれかに定める基</p>	

準値以上である場合にすることができる。

3 強化された旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分について、他の同種の食品に比べて強化された当該栄養成分の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上である場合（たんぱく質及び食物纖維にあつては他の食品に比べて強化された割合が二十五パーセント以上のものに限る。）にすることができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項

二 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合

4 1から3までの栄養成分の量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によつて得るものとする。

1 含まない旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量が

の適切な摂取がで

きる旨

それぞれ同表の第二欄に定める基準値に満たない場合にすることができる。

2 低い旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第三欄に定める基準値以下である場合にすることができる。

3 低減された旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量について、他の同種の食品に比べて低減された当該栄養成分の量又は熱量の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上であつて、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合（ナトリウムの含有量を二十五パー セント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。）にすることができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項

二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合

(ナトリウムの含有量を二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合にあっては、ナトリウムの量が当該他の食品に比べて低減された割合)

4 1から3までの栄養成分の量又は熱量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。

糖類（単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。以下この項において

一 いかなる糖類も添加されていないこと。
二 糖類（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと。

同じ。）を添加しない旨

三 酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び

添加物に含まれていた量を超えていないこと。

四 当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の
一単位当たりの糖類の含有量を表示していること。

ナトリウム塩を添
加しない旨

ナトリウム塩を添加していない旨の
表示をすることができる。

一 いかなるナトリウム塩も添加されていないこと（ただし、食塩以外のナト
リウム塩を技術的目的で添加する場合であって、当該食品に含まれるナトリ
ウムの量が別表第十三の第三欄に定める基準値以下であるときは、この限り
でない。）。

二 ナトリウム塩（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を
含む。）又は添加物を使用していないこと。

（表示の方式等）

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に

掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める表示の方式に従い表示されなければならない。

一 邦文をもつて、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所（栄養成分の量及び熱量の表示に關し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであつて、容器包装に表示することが困難な食品（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）にあつては、当該食品の販売に伴つて定期的に購入者に提供される文書）に表示する。

三 名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産

国名及び食品関連事業者の表示は別記様式一により、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあつては、別記様式三）により行う。ただし、別記様式一から別記様式三までにより表示される事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

四　名称は、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量、固形量又は内容総量についても、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができる。

五　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。

六　製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもつて表示する場合にあつては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

七　特定保健用食品にあつては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をも

つて、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。

九 表示に用いる文字は、日本産業規格Z八三〇五（一九六二）（以下「JIS Z八三〇五」という。）に規定するハ・ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であつて、表示すべき事項を蓋（その面積が三十平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあつては、JIS Z八三〇五に規定する五・五・ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。蓋に表示をする場合であつて、内容量以外の事項を全て蓋に表示する場合には、内容量の表示は、蓋以外の箇所にすることができる。

（表示禁止事項）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関する事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあつては、当該食品の原材料で

ある別表第十七の上欄に掲げる作物に関し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語

五 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあつては、

当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語

六 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような用語

七 ナトリウム塩を添加している食品にあつては、ナトリウムの量

八 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

- ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語
- ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
- 二 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
- 九 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語
 - イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
 - ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 十 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 十一 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（ただし、牛乳について、別表第二十一に掲げる方法により表示する場合を除く。）

十二 等級のある日本農林規格の格付対象品目であつて、等級の格付が行われた食品以外のものにあつては、等級を表す用語

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 前項に規定するもののほか、別表第二十二の上欄に掲げる食品にあつては、同表の下欄に掲げる表示禁止事項を容器包装に表示してはならない。

第二款 業務用加工食品

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないので、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、

次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一 名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 原材料名

五 添加物

六 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

七 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

八 アレルゲン

九 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

九の二 指定成分等含有食品に関する事項

十 乳児用規格適用食品である旨

十一 原料原産地名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原材料であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務があるもの（同項下欄の1の2の口の規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も

高い生鮮食品の原産地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合（次号及び第二十四条において「当事者間で合意した場合」という。）にあっては、当該生鮮食品。）となるものの原産地に限る。）

十二 原産国名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を除く。）及び輸入後にその性質に変更を加えない輸入品の原産国名に限る。）

十三 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。以下同じ。）に関する事項
十三の二 無菌充填豆腐に関する事項

十四 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

十五 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項

十六 乳に関する事項

十七 乳製品に関する事項

十八 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十九 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。）に関する事項

二十 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、

生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

二十一 生かきに関する事項

二十二 ゆでがにに関する事項

二十三 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項

二十四 ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項

二十五 鯨肉製品に関する事項

二十六 冷凍食品に関する事項

二十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十八 缶詰の食品に関する事項

二十九 水のみを原料とする清涼飲料水（以下「ミネラルウォーター類」という。）に関する事項

三十 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを作ったものであつて、原料用果汁以外のもの（以下「冷凍果実飲料」という。）に関する事項

2 前項第七号の表示をする際には、第二条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の

下欄に掲げる字句とする。

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは

3 1の規定にかかわらず、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名

片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。）の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもつて製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

- 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元

若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもつて製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。

コードその他のこれに代わるものと含む。）

三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。

一 原材料名 原材料に占める重量の割合については、その高い順が分かるように表示する。

二 添加物 添加物に占める重量の割合については、その高い順が分かるように表示する。

三 原料原産地名 原材料の重量に占める割合（一定期間使用割合を含む。）については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

四 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において「その他」と表示される原材料 「その他」と表示することができる。

五 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において省略することができる」とされる複合原材料の原材料 その原材料の表示を省略することができる。

4 前三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあつてはこれを省略することができる。

保存の方法

以下に掲げるもの（食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた食品を除く。）

一 清涼飲料水のうちガラス瓶（紙栓を付けたものを除く。以下この表において同じ。）又はポリエチレン製容器包装に収められたもの

二 酒類

三 生めん類、即席めん類、食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）、鶏の液卵、ゆでがに、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉練り製品、鯨肉ベーコンの類、マーガリン、冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、弁当、調理パン、そざい、生菓子類、清涼飲料水及び酒類を除く加工食品（缶詰、瓶詰、たる詰め又はつぼ詰めのものを除く。以下この表において同じ。）

消費期限又は賞味

清涼飲料水のうちガラス瓶又はポリエチレン製容器包装に収められたもの 酒類

期限

生めん類、即席めん類、食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）、鶏の液卵、ゆでがに、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉練り製品、鯨肉ベーコンの類、マーガリン、冷凍食品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、弁当、調理パン、そざい、生菓子類、清涼飲料水及び酒類を除く加工食品

（義務表示の特例）

第十一条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

業務用酒類（消費者に販売される形態となつていてる酒類以外のものをいう。）を販売する場合	原材料名 アレルゲン 原産国名
設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製	原材料名 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 原料原産

造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定

る販売の用に供する場合又は不特定

若しくは多数の者に対する譲渡（販

売を除く。）の用に供する場合

容器包装に入れないので販売する場合

保存の方法　消費期限又は賞味期限　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称　アレルゲン　L-フ

エニルアラニン化合物を含む旨　指定成分等含有食品に関する事項

事項　乳児用規格適用食品である旨　即席めん類に関する事項

食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するもの

に限る。）に関する事項　乳に関する事項　乳製品に関する事項

乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項　鶏の液

卵に関する事項　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及び

ふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項 生かきに関する事項 ゆでがにに関する事項 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項 ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項 鯨肉製品に関する事項 冷凍食品に関する事項 ミネラルウォーター類に関する事項 冷凍果実飲料に関する事項

2 設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合において、名称を表示する際には、第三条第一項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

（任意表示）

第十二条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあつては、業務用酒類を販売する場合、食品を調理して供与する施設における飲

食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）が当該食品の容器包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであつて、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

特色のある原材料等に関する事項	第七条の表の特色のある原材料等に関する事項の項に定める表示の方法を準用する。
栄養成分及び熱量	1　たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。
2　別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを	

<p>ナトリウムの量 (ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示される場合に限る。)</p>	
<p>1 ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p>	<p>除く。）を表示しようとするとときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p>

るの「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

2 ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。

(表示の方式等)

第十三条 第十条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもつて、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 別表第二十三に掲げる事項にあつては容器包装（容器包装に入れないので販売される業務用加工食品の場合、名称にあつては、送り状、納品書等又は規格書等）に、同表に掲げる事項以外の事項にあつては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。ただし、同表に掲げる事項の表示について、次の表の上欄に掲げる食品につきそれ同表の下欄に掲げる場合に該当するものにあつては、送り状、

納品書等又は規格書等への表示をもつて、容器包装への表示に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示するとともに、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状、納品書等又は規格書等に表示しなければならない。

原料用果汁（その容量が二百リットル以上である缶に収められているものに限る。）

一の授受の単位につき十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（清涼飲料水の製造をする営業に限る。）又は同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合

原料用濃縮ヨーグルト（その容量が二リットル以上である缶に収められているものに限る。）

一の授受の単位につき二十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（清涼飲料水の製造をする営業に限る。）又は同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合

原料用魚肉すり身（その容量が二十キログラム以上である容器包装に収められているものに限る。）

一の授受の単位につき当該容器包装十個以上を食品衛生法施行令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそういう製造業、同条第二十六号に規定する複合型そういう製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者に販売する場合

乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使用されるもの

一の授受の単位につき十個以上の容器包装に入れられたものを食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（乳酸菌飲料及び清涼飲料水の製造をする営業に限る。）、同条第一号に規定する菓子製造業、同条第十三号に規定する乳製品製造業、同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業、同条第十五号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそういう製造業、同条第

二十六号に規定する複合型そぞざい製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型

冷凍食品製造業の許可を受けた者に販売する場合

三 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもつて表示する場合にあつては、原則

として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

(表示禁止事項)

第十四条 食品関連事業者が販売する業務用加工食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第九条第一項（第十二号を除く。）の規定を準用する。

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

(義務表示)

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の

項の2の規定は適用しない。

一 名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 添加物

五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

六 アレルゲン

七 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

八 の二 指定成分等含有食品に関する事項

八 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物である旨の表示、
遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物
が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認めら
れる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）

九 乳児用規格適用食品である旨

十 即席めん類に関する事項

十の二 無菌充填豆腐に関する事項

十一 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

十二 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項

十三 乳に関する事項

十四 乳製品に関する事項

十五 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十六 鶏の液卵に関する事項

十七 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、

生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

十八 生かきに関する事項

十九 ゆでがにに関する事項

二十 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項

二十一 ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項

二十二 鯨肉製品に関する事項

二十三 冷凍食品に関する事項

二十四 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十五 缶詰の食品に関する事項

二十六 ミネラルウォーター類に関する事項

二十七 冷凍果実飲料に関する事項

(表示の方式等)

第十六条 前条の表示は、第八条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに従いされなければならない。

(表示禁止事項)

第十七条 食品関連事業者以外の販売者が販売する加工食品の容器包装への表示が禁止される事項について

は、第九条第一項の規定を準用する。

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品

（横断的義務表示）

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないので、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

原産地	名称
次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条	その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、玄米及び精米（消費者に販売するため容器包装に入れられたものに限る。以下この款において同じ。）については、第十九条に定めるところによる。

に定めるところによる。

一 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を表示する。

ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名をもつてこれに代えることができる。

二 畜産物

イ 国産品（国内における飼養期間が外国における飼養期間（二以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したもの）にあつては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したもの）にあつては原産国名（二以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名）を表示する。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道

府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもつてこれに代えることができる。

ロ 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を表示するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示しなければならない。

三 水産物

イ 国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、水域名の表示が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもつて水域名の表示に代えることができる。

ロ イの規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名

を併記することができる。

四 同じ種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の高いものから順に表示し、異なる種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないので、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

特定保健用食品	放射線を照射した食品
特定保健用食品である旨	放射線照射に関する事項
第三条第二項の表の特定保健用食品の項に定める表示の方法を準用する。	放射線を照射した旨及び放射線を照射した年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示する。

許可等を受けた表示 の内容	栄養成分（関与成分 を含む。以下特定保 健用食品の項におい て同じ。）の量及び 熱量	一日当たりの摂取目 安量	摂取の方法	摂取をする上での注 意事項	バランスのとれた食
------------------	--------------------------------------------------------	-----------------	-------	------------------	-----------

生活の普及啓発を図

る文言

要とするものにあつ 調理又は保存の方法 に関し特に注意を必 要とするものにあつ	割合	表示基準値に対する 表示基準値に含 まれる当該栄養素等 の摂取目安量に含 りあつては、一日当た りの摂取目安量に示 されているものに示 され関与成分について栄 養素等表示基準値が
--------------------------------------------------	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

機能性表示食品	保存の方法	ては当該注意事項
<p>機能性表示食品である旨</p> <p>科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性</p>	<p>1 第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存方法に關し留意すべき事項がないものにあっては、保存の方法の表示を省略することができる。</p> <p>第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。</p>	

栄養成分の量及び熱量

量

1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この項において同じ。）の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。

2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。

3 1及び2に定めるほか、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の下欄に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において

「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。

機能性及び安全性に び連絡先	食品関連事業者の氏 名又は名称、住所及 び電話番号を表示する。	届出番号	安量	一日当たりの摂取目 安量当たりの機能性 関与成分の含有量	一日当たりの摂取目 法を準用する。 第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方
第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。				

ついて国による評価法を準用する。

を受けたものではな

い旨

摂取の方法

摂取をするまでの注

意事項

バランスのとれた食
生活の普及啓発を図
る文言

調理又は保存の方法
に関し特に注意を必
要とするものにあつ
ては当該注意事項

対象農産物			疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨	疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	
遺伝子組換え農産物	べき旨	中止し医師に相談す	際は速やかに摂取を	体調に異変を感じた	
1 次に定めるところにより表示する。					

一 二に掲げるもの以外の対象農産物

イ 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

ロ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。

ハ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、若しくは、容器包装の見やすい箇所に当該対象農産物の名称に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨を表示する。

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺

「伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができる。

二 別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物イ 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

口 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え

農産物が意図的に混合された別表第十八の下欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を表示する。

この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができる。

2 分別生産流通管理を行つたにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定

の混入があつた場合においても、1の一のイ又はハの確認が適切に行われている場合には、前項の規定の適用について、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

3 特定分別生産流通管理を行つたにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、1の二のイの確認が適切に行われている場合には、1の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

乳児用規格適用食品

乳児用規格適用食品
である旨

「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示する。ただし、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品で

<p>特定商品の販売に係る計量に関する政令 第五条に規定する特定商品であつて密封（商品を容器に入</p> <p>（商品を容器に入 れ、又は包装して、 その容器若しくは包 装又はこれらに付し た封紙を破棄しなけ れば、当該物象の状 態の量を増加し、又 は減少することがで</p>	<p>内容量</p>	
<p>計量法の規定により表示する。ただし、玄米及び精米については、第十九条に定めるところによる。</p> <p>食品関連事業者の氏名又は名称及び住所は名称及び住所を表示する。ただし、玄米及び精米については、第十九条に定めるところによる。</p>		<p>ある旨の表示を省略することができる。</p>

きないようにするこ

とをいう。以下同

じ。）されたもの

（個別的義務表示）

第十九条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち別表第二十四の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合及び容器包装に入れないので、かつ、生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

（義務表示の特例）

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡

名称（容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すも

(販売を除く。以下この表において
同じ。) する場合

も、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、
ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉
(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)、生乳、生山羊
乳、生めん羊乳、生水牛乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身に
した魚介類(生かき及びふぐを除く。)であつて、生食用のもの
(凍結させたものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだ
もの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつ
て、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐ
の皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき
身にした魚介類(生かきを除く。)を凍結させたもの及び生かき
を除く。) 原産地 内容量 食品関連事業者の氏名又は名称及
び住所 玄米及び精米に関する事項 栽培方法 (しいたけに限
る。以下同じ。) 解凍した旨(水産物に限る。以下同じ。)

養殖された旨（水産物に限る。以下同じ。）

容器包装に入れないと販売する場合

名称（生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に對して譲渡する場合に限る。） 放射線照射に関する事項 乳児用規格適用食品である旨 内容量 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 別表第二十四の中欄に掲げる表示事項（栽培方法、解凍した旨及び養殖された旨を除く。）

（任意表示）

第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びそのたもの）	1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算し

他これらを示唆する

表現を含む。) 及び

熱量

炭水化物及びナトリウムをいう。以下同じ。) の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

2 たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分、栄養成分の総称、その構成成分、前駆体並びにその他これらを示唆する表現を表示しようとするときは、当該栄養成分(別表第九に掲げるものに限る。)をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

ナトリウムの量

1 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量

にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。	
<p>栄養機能食品に係る 栄養成分の機能</p> <p>1 第七条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の8中「（この表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この項</p>	<p>2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量の項の1に従い表示する。</p>

において同じ。）を除く。）の項において準用する場合を含む。）とあるのは、「（第二十一条の表の栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量の項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 栄養機能食品にあつては、保存の方法を第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用して表示する。

3 2の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないものにあつては、保存の方法の表示を省略することができる。

栄養成分の補給ができる旨

1 第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の表示を定める方法を準用する。

2 栄養成分の補給ができる旨の表示をする場合にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を

第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを いう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準 用して表示する。この場合において、栄養成分の補給ができる旨を表示しよう とする栄養成分を除き、同項の2のただし書の規定は適用しない。	栄養成分又は熱量の 適切な摂取ができる 旨
2 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合にあつては、た んぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量 並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及び ナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表 示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分又は熱量の適切な 摂取ができる旨を表示しようとする栄養成分又は熱量を除き、同項の2のただ し書の規定は適用しない。	1 第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項に定める表示の 方法を準用する。

(表示の方式等)

第二十二条 第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもつて、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 容器包装に入れられた生鮮食品にあつては、容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。ただし、次に掲げる事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所にすることができる。

イ 名称（農産物（放射線を照射した食品、保健機能食品及びシアン化合物を含有する豆類を除く。）、鶏の殻付き卵（保健機能食品を除く。）及び水産物（保健機能食品及び切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを含む。）を除く。）に限る。）

ロ 原産地

ハ 遺伝子組換え農産物に関する事項（第十八条第二項の表の対象農産物の項の1の2及び3に関する

ものに限る。)

二 栽培方法

ホ 解凍した旨

ヘ 養殖された旨

三 容器包装に入れられていない生鮮食品にあつては、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示する。

四 機能性表示食品にあつては、次に定めるとおり表示する。

イ 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。

ロ 機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。

五 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。

六 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養

成分を併せて表示する場合にあつては、別記様式三）により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示される事項が別記様式二又は別記様式三による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

七 第二号の規定にかかわらず、特定保健用食品にあつては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもつて、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字（玄米及び精米にあつては、文字及び枠）の色は、背景の色と対照的な色とする。

九 容器包装への表示に用いる文字は、J I S Z八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字（玄米及び精米にあつては、容器包装の表示に用いる文字は、J I S Z八三〇五に規定する十二ポイント（内容量が三キログラム以下のものにあつては、八ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字）としなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものに表示するものにあつては、J I S Z八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の文字としなければならない。

2 前項第二号及び第三号の規定にかかわらず、消費者に対して販売する事業者以外の事業者にあつては、

送り状又は納品書等に表示することができる。

(表示禁止事項)

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第十八条又は第十九条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品にあつては、当該作物である食品に関し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す

用語

- 五 対象農産物以外の作物にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語
- 六 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語
 - イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - ロ 第二十二条において準用する第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語
 - ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
- 七 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語
 - イ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
 - ロ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
 - 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 八 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保

健の目的が期待できる旨を示す用語

九 前七号に規定するもののほか製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあつては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項については、第十九条に規定するところにより表示する場合を除く。

一 「新米」の用語（原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに容器包装に入れられた玄米又は原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに精白され、容器包装に入れられた精米を除く。）

二 原料玄米のうち使用割合が五十パーセント未満であるものについて、当該原料玄米の産地（国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。）、品種又は産年を表す用語（使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。）

三 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあつては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を

用いていることを示す用語

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十四条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際（容器包装に入れないと販売するものであつて、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。第二十六条において同じ。）には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 原産地
- 三 放射線照射に関する事項
- 四 乳児用規格適用食品である旨
- 五 別表第二十四の中欄に掲げる表示事項（玄米及び精米に関する事項、栽培方法、一般的に食肉の生食

は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）、子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）、解凍した旨及び養殖された旨を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、農産物又は水産物の原産地については、国産品にあつては国産である旨の表示をすることができる。また、前項の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い原産地の順が分かるように表示する。

3 前二項の規定にかかわらず、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を含む。）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

（義務表示の特例）

第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）の用に供する場合

名称（容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。）原産地

容器包装に入れないので販売する場合

名称（設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場

合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡の用に供する場合

する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡の用に供する場合に限る。）第十八条第二項の表の中欄に掲げる事項 別表第二

十四の中欄に掲げる表示事項

（任意表示）

第二十六条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

栄養成分及び熱量

1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするとときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の

項に定める表示の方法を準用して表示する。

ナトリウムの量	
1 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。 2 別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。	

てはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値並びに食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下のこの項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

（表示の方式等）

第二十七条 第二十四条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもつて、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 第二十四条及び前条に規定する事項のうち、別表第二十五に掲げる事項にあつては容器包装に、別表

第二十五に掲げる以外の事項にあつては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。

（表示禁止事項）

第二十八条 食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

（義務表示）

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

一 名称（農産物及び水産物（切り身又はむき身にしたもの）を除く。）を除く。）

二 放射線照射に関する事項

三 遺伝子組換え農産物に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）

四 乳児用規格適用食品である旨

五 シアン化合物を含有する豆類に関する事項

六 アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、ペイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項

七 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

八 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳に関する事項

九 鶏の殻付き卵に関する事項

十 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

十一 ふぐの内臓を除去し、皮をはいたもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用でないものに関する事項

十二 切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用のものに関する事項

十三 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項

十四 生かきに関する事項

（表示の方式等）

第三十条 前条の表示は、第二十二条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに準じてされなければならない。

（表示禁止事項）

第三十一条 食品関連事業者以外の販売者が販売する生鮮食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準

（義務表示）

第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、

次表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる添加物（別表第八に掲げるものを除く。）にあつては、同規則別表第一に掲げる名称を、既存添加物名簿に掲げる添加物にあつては、その名称を表示する。
添加物である旨	「食品添加物」の文字を表示する。
保存の方法	添加物の特性に従つて表示する。ただし、食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあつては、その基準に従つて表示する。
消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい添加物にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年の年月日を、その他の添加物にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあつては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもつて賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることが

内容量	特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品については、計量法の規定により表示することとし、その他にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。
栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量	第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。

製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名又は名地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者（添加物の製造又は加工（当該添加物に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名又は名稱（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）を表示する。

1 製造所又は加工所（添加物の製造又は加工（当該添加物に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名又は名稱（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）を表示する。

2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（添加物の製造又は加工が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（添加物を調整した者を含む。）の氏名若しくは名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造してい

る場合にあつては、製造所固有記号の表示をもつて製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先

二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるもの）を含む。

三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が添加物のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

特定原材料に由来

アレルゲン

1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、

する添加物

添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。

2

1の規定にかかわらず、当該添加物に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。

食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。

使用の方法

食品衛生法第十三
条第一項の規定に

より使用の方法の
基準が定められた

			添加物
アスパルテーム又	タル色素の製剤	製剤である添加物 加物	食品衛生法第十三 条第一項の規定に基 づき定められた規格 に表示量に関する規 定がある添
L-フェニルアラニ	実効の色名	成分（着香の目的で 使用されるものを除 く。）及び重量パー セント	その値 重量パーセント、色価等を表示する。
L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨を	「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示する。	Aとしての重量パーセントを表示する。	

はこれを含む製剤

ン化合物である旨又

表示する。

添加物たるビタミンAの誘導体

ビタミンAとしての重量パーセント

ビタミンAとしての重量パーセントを表示する。

3 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。

一 名称

二 添加物である旨

三 保存の方法

四 消費期限又は賞味期限

五 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

六 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

七 アレルゲン

八 使用の方法

九 食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
十 成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント

十一 実効の色名

十二 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

十三 ビタミンAとしての重量パーセント

4 前項第六号の表示をする際には、第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者
者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称
）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の
製造所で製造している場合にあつては、製造所固有記号の
表示をもつて製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の
表示に代えることができる。この場合においては、次に掲

3 1の規定にかかわらず、製造所固
有記号の表示をもつて製造所の所在
地及び製造者の氏名又は名称の表示
に代えることができる。

げるいずれかの事項を表示しなければならない。

一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先

二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるもの）を含む。）

三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

5 第一項から前項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあつてはこれを省略することができる。

消費期限又は賞味 保存の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
全ての添加物	

期限	栄養成分の量及び 熱量
以下に掲げるもの（栄養表示をしようとする場合を除く。） 一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの 二 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの 三 消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの	

(義務表示の特例)

第三十三条 前条の規定にかかわらず、不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合にあっては、次の各号に掲げる表示事項の表示は要しない。

- 一 内容量
- 二 栄養成分の量及び熱量
- 三 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

(任意表示)

第三十四条 食品関連事業者が添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該添加物の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときと同様に、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。	別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。
ナトリウムの量 (ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとすると、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。」の量及び熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字表示される場合に	ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとすると、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。」の量及び熱量にあつては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字

限る。）

を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

2 食品関連事業者が業務用添加物を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該業務用添加物の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分及び熱量

1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

2 別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを

<p>ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとすると、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをしていない添加物の容器包装に表示される場合に限る。）</p>	
<p>1 ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとすると、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p> <p>ウムの量を表示しようとすると、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」</p>	

とあるのは「ナトリウムの量にあつてはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

2 ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするとときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。

(表示の方式等)

第三十五条 第三十二条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもつて、当該添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。

三 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養

成分もこれと併せて表示する場合にあつては、別記様式三）により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示する事項を別記様式二又は別記様式三による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

四 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。

五 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもつて表示する場合にあつては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

六 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。

七 表示に用いる文字は、J I S Z八二〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、J I S Z八二〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の大きさの文字とことができる。

2 前項の規定にかかわらず、業務用添加物を販売する場合にあつては、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称と同一である場合を除く。）は、

業務用添加物の送り状、納品書等又は規格書等に表示することができる。

(表示禁止事項)

第三十六条 食品関連事業者は、第三十二条及び第三十四条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第三十二条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三 ナトリウム塩を添加している添加物にあつては、ナトリウムの量
- 四 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

(義務表示)

第三十七条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた添加物を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第三十二条に定める方法に準じて表示されなければならない。

一 名称

二 添加物である旨

三 保存の方法

四 消費期限又は賞味期限

五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

六 アレルゲン

七 使用の方法

八 食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

九 成分及び重量パーセント

十 実効の色名

十一 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

十二 ビタミンAとしての重量パーセント

(表示の方式等)

第三十八条 前条の表示は、第三十五条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに準じてされなけ

ればならない。

(表示禁止事項)

第三十九条 食品関連事業者以外の販売者が販売する添加物の容器包装への表示が禁止される事項については、第三十六条の規定を準用する。

第五章 雜則

(生食用牛肉の注意喚起表示)

第四十条 食品関連事業者が牛肉（内臓を除く。以下この条において同じ。）であつて生食用のものを容器包装に入れないと消費者に販売する場合には、次に掲げる事項が店舗の見やすい場所に表示されなければならぬ。この場合において、表示は、邦文をもつて、当該牛肉を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。

一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

二 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

(努力義務)

第四十一条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするとときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

2 食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、食品表示法の施行の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3（第十条第一項、

第十五条において準用する場合を含む。）、第八条第一項第六号（第十六条において準用する場合を含む。）、第十条第二項、第十三条第三号、第三十二条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令等の廃止）

第二条 次に掲げる府令及び告示は、廃止する。

一 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）

二 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）

三 容器包装の面積により表示を省略することができる食品を定める件（昭和四十五年厚生省告示第百八

十号）

四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、加工食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）

五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、生鮮食品品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十四号）

六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、玄米及び精米品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十五号）

七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、水産物品質表示基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十六号）

八 加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の規定に基づき遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七条第一項及び生鮮食品品質表示基準第七条第一項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成十二年農林水産省告示第五百十七号）

九 トマト加工品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）

十 乾しいたけ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十三号）

十一 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号）

十二 ジャム類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十七号）

十三 乾めん類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百三十九号）

十四 マカロニ類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十三号）

十五 パン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十四号）

十六 凍り豆腐品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十五号）

十七 ハム類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十七号）

十八 プレスハム品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十八号）

十九 混合プレスハム品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百四十九号）

二十 ソーセージ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十号）

二十一 混合ソーセージ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十一号）

二十二 ベーコン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十二号）

二十三 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十三号）

二十四 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十五号）

八号）

二十五 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十号）

八号）

二十六 削りぶし品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百五十九号）

二十七 うに加工品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十号）

二十八 うにあえもの品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十一号）

二十九 乾燥わかめ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十二号）

三十 塩蔵わかめ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号）

三十一 みそ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号）

三十二 ウスターソース類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十六号）

三十三 ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十七号）

三十四 食酢品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十八号）

三十五 風味調味料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十九号）

三十六 めん類等用つゆ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十号）

三十七 乾燥スープ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十一号）

三十八 食用植物油脂品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十二号）

三十九 マーガリン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十五号）

四十 調理冷凍食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十六号）

四十一 チルドハンバーグステーキ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十七号）

号）

四十二 チルドミートボール品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十八号）

四十三 チルドぎょうざ類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十九号）

- 四十四 レトルトパウチ食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十号）
四十五 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十一号）

- 四十六 炭酸飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十二号）
四十七 果実飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）
四十八 豆乳類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十四号）
四十九 農産物漬物品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号）
五十 乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第七十一号）
五十一 栄養機能食品の表示に関する基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第九十七号）
五十二 うなぎ加工品品質表示基準を定めた件（平成十三年農林水産省告示第五百八十九号）
五十三 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十四年農林水産省告示第千三百六号）
五十四 野菜冷凍食品品質表示基準を定める件（平成十四年農林水産省告示第千三百五十八号）
五十五 栄養表示基準を定める件（平成十五年厚生労働省告示第百七十六号）

五十六 しょうゆ品質表示基準の全部を改正する件（平成十六年農林水産省告示第千七百四号）

五十七 しいたけ品質表示基準を定める件（平成十八年農林水産省告示第九百八号）

五十八 即席めん類品質表示基準の全部を改正する件（平成二十一年農林水産省告示第四百八十七号）

（経過措置）

第三条 この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例による。

第四条 この府令の施行の日から令和二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第二章及び第四章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 この府令の施行の日から平成二十八年九月三十日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第六条 第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める五の「消費税法（昭和六十三年法律

第一百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、

「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

2 第三十二条第五項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める三の「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

附 則（平成二十九年内閣府令第四十三号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行日から令和四年二月三十一日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品の表示（この府令による改

正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第二章及び第三章並びに附則

第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 前条の規定にかかわらず、この府令の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品の表示は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成三十一年内閣府令第二十四号）

（施行期日）

1 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行前にこの府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、この府令の施行後においても販売することができる。

附 則（令和二年内閣府令第二十号）

（施行期日）

第一条 この府令は、食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中食品表示基準第七条、別表第三及び別表第四の改正規定、別表第二十四玄米及び精米の項の改正規定並びに別記様式四の改正規定 公布の日

二 第一条中食品表示基準第十三条の改正規定 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和三年六月一日）

（経過措置）

第二条 玄米及び精米の表示の様式については、第一条の規定による改正後の食品表示基準別記様式四にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（令和二年内閣府令第五十二号）

（施行期日）

第一条 この府令は、日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年七月

十六日）から施行する。

（食品表示基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令の施行の日から令和四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準（以下この条において「新食品表示基準」という。）第三条第一項（新食品表示基準第十条第一項及び第十五条において引用する場合を含む。）、別表第六及び別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和三年内閣府令第十号）

この府令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和四年内閣府令第二十一号）

この府令は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

- 1 麦類
精麦
- 2 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオ力でん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の

果実加工品

6 茶、コーヒー及びココアの調製品

茶、コーヒー製品、ココア製品

7 香辛料

ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉桂）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしようと、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料

8 めん・パン類

めん類、パン類

9 穀類加工品

アルファード化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品

10 菓子類

ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キヤンデー類、

チヨコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類

11 豆類の調製品

あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆

類調製品

12 砂糖類

砂糖、糖蜜、糖類

13 その他の農産加工食品

こんにゃく、その他1から12までに分類されない農産加工食品

14 食肉製品

加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品

15 酪農製品

牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品

16 加工卵製品

鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品

17 その他の畜産加工食品

蜂蜜、その他14から16までに分類されない畜産加工食品

18 加工魚介類

素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類

19 加工海藻類

こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工

海藻類

20 その他の水産加工食品

18及び19に分類されない水産加工食品

21 調味料及びスープ

食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ	22	食用油脂
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂	23	調理食品
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品	24	その他の加工食品
イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジユース、その他21から23までに分類されない加工食品	25	飲料等
飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料		
別表第二（第二条関係）		
1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）		
(1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したもの		

のを含む。）

玄米、精米

(2) 麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの及び単に切断したものとを含む。）

大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

(3) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの及び単に切断したものとを含む。）

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

(4) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野

菜

(6) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帶性及び亜熱帶性果実、その他の果実

(7) その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）

糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

(1) 食肉（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

(2) 乳

生乳、生山羊乳、その他の乳

(3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

(4) その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

別表第三（第二条関係）

食 品	用 語	定 義
農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	農産物缶詰 又は農産物 瓶詰	農産物又はその加工品（調味したもの及びフルーツみつ豆に配合する場合の寒天を含む。）に充てん液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの（固体トマト及び農産物漬物に該当しないものに限る。）をいう。
たけのこ缶 詰又はたけ のこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく (<i>Phyllostachys pubescens</i> Mazel)）の生鮮なたけのこをいう。以下この表及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）で、節間が短く、かつ、形状が全形等のものを詰めたものをいう。	

				アスパラガス 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス (<i>Asparagus officinalis</i> L.) に属する品種の生鮮な又は凍結させたどん莖をい。以下、) の表、 アスパラガス ス缶詰又は ス瓶詰
			スイートコーン缶詰又はスイートコーン (<i>Zea mays</i> L.) に属する品種の生鮮な若しくは凍結させた果粒又はこれらをクリーム状としたものはスイートコーン瓶詰	別表第四、別表第十九及び別表第二十の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) で、形状がロングスピア等のものを詰めたものをい。
	グリーンピース缶詰又はグリーンピー		農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう (<i>Pisum sativum</i> L. (<i>Macrocarpum</i> 亜種を除く。) の生鮮な若しくは凍結させた種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したもの) をい。以下別表第四の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) を詰めたものをい。	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう (<i>Pisum sativum</i> L. (<i>Macrocarpum</i> 亜種を除く。) の生鮮な若しくは凍結させた種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したもの) をい。以下別表第四の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) を詰めたものをい。
あづき缶詰			農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆 (<i>Phaseolus angularis</i> Wight)	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆 (<i>Phaseolus angularis</i> Wight)

		又はあずき 属するものをいう。) の完熟種実を乾燥したものを水で戻したもの詰め たものをいう。
大豆缶詰又 は大豆瓶詰	マッシュル ーム缶詰又 はマッシュュ ルーム瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、大豆 (<i>Glycine max</i> Merr.) に属するも のをいう。) の完熟種実を乾燥したもの戻したもの水で戻したもの詰め たものをいう。
えのきたけ 缶詰又はえ のきたけ瓶	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えのきたけ (<i>Flammulina veltipes Si- ng</i>) の生鮮な子実体をいう。以下別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の 項において同じ。) で、石付部を除去したものを詰めたものをい う。	a) 属に属す <i>Agricus bisporus</i> 等の栽培品種の生鮮な又は塩蔵した子実 体をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物 瓶詰の項において同じ。) で、石付部を除去したものを詰めたものをい う。

		詰
なめこ缶詰 又はなめこ 瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、なめこ (<i>Pholiota nameko</i> S. ITO et IMAI の生鮮な子実体をいう。以下の表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) で、石付部を除去したものを詰めたものをいう。	
みかん缶詰 又はみかん 瓶詰	次に掲げるものをいう。 一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかん (<i>Citrus reticulata</i> B-lanco) に属するかんきつ類の完熟した果実をいう。以下の表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) の果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの 二 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかんの果皮を除去した全形のものを詰めたもの	
もも缶詰又 次に掲げるものをいう。		

はもも瓶詰

一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも (*Prunus persica* L. に属する核果類 (ネクタリン種を除く。) の完熟した果実をいう。以下、この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) の二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの

二 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの果皮を除去した全形のものを詰めたもの

なし缶詰又はなし瓶詰

次に掲げるものをいう。

一 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし (*Pyrus communis* L. 又は *Pyrus sinensis* L. に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下、この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) 及び和なし (*Pyrus serotina* Rehder に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下の表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) の二つ割り等の形状の果肉

を詰めたもの

二 農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの果皮を除去し、又は除去しない全形のものを詰めたもの

パインアツ
プル缶詰又
はパインア
ツプル瓶詰

農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアツプル (*Ananas comosus* に属する完熟した果実をいう。以下この表、別表第十九及び別表第一一〇の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。

くり缶詰又
はくり瓶詰

農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり (*Castanea crenata Sieb. et Zucc.* 又は *Castanea sativa MILLER*) 属する完熟した果実をいう。以下別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) の外皮を除去したものを詰めたものをいう。

アップルソ
ース缶詰又

農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、りんご (*Malus domesticus Borkhausen* に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表及び別表第十九の農

				はアツプル
フルーツみ	瓶詰	合農産物瓶詰	ソース瓶詰	産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。) の果肉を破碎し、適度な粘ちゅう度を有するよう調製したもの詰めたものをいう。
		混合農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、二種類以上の農産物を配合したもの詰めたものをいう。	混合農産物	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、一種類以上の農産物を配合したもの詰めたものをいう。
混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げるものをいう。	四 ぶどう又はさくらんぼ 三 パインアツプル 二 洋なし 一 黄もも 又はフルーツカクテル 又はフルー ツカクテル フルーツカ クテル缶詰	以上の中から選んで詰めたものをいう。	缶詰又は混	

			つ豆缶詰又 はフルーツ みつ豆瓶詰	一 三種類以上の果実に赤えんどう及びさいの目に切った寒天を配合し たものを糖液とともに詰めたもの
う。	ホワイト・ グリーンチ ップド	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、白色若しくは乳白色のど ん茎を詰めたもの又は白色若しくは乳白色のどん茎と頭部が黄緑色、淡緑 色、緑色若しくは青色に帶色したどん茎を詰めたものであつて、頭部が帶 色したどん茎が全個体数の二十パーセントを超えないものをいう。	二 一にあん、蜜等を添付したもの	

グリーン

つぼみ	全形	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、緑色、淡緑色若しくは黃緑色のどん莖を詰めたもの又は綠色、淡綠色若しくは黃緑色のどん莖と基部からその長さの二分の一を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん莖を詰めたものであつて、基部からその長さの二分の一を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん莖が全個体数の二十パーセントを超えないものをいう。
なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでおり、菌膜がほとんど目立	農産物（アスパラガス、マッシュルーム及びなめこを除く。）の皮又は果皮を除去し、又は除去しない原形又はほぼ原形のものをいう。ただし、たけのこにあつては皮及び根元の硬い部分を除去したものであり、かつ、節間が著しく長くないもの、パインアップルにあつては果皮及び果しんを除去した円筒状の果肉、びわにあつては果皮及び果核を除去したほぼ原形の果肉をいう。	

ホール	ボタン	開き	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定してかさの直径を超えない長さに切断したもの。をいう。	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して五ミリメートルを超えない長さに切断したもの。をいう。	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して五ミリメートルを超えない長さに切断したもの。をいう。
身割れ	全果粒	下で茎の長さが菌膜底部から測定してかさの直径以下のものをいう。	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルームで、かさが開いているものであり、かさの直径が四十ミリメートル以下で茎の長さが菌膜底部から測定してかさの直径以下のものをいう。	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルームで、かさが開いているものであり、かさの直径が四十ミリメートル以下で茎の長さが菌膜底部から測定してかさの直径以下のものをいう。	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して五ミリメートルを超えない長さに切断したもの。をいう。
		みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であつて、じょうのうの原形がほぼ完全に保持されているものをいう。	みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であつて、じょうのうの原形がほぼ完全に保持されているものをいう。	みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であつて、じょうのうの原形がほぼ完全に保持されているものをいう。	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して五ミリメートルを超えない長さに切断したもの。をいう。
		次に掲げるものをいう。			
		一 みかん、グレープフルーツ等のかんきつの果粒状の果肉であつて、じょうのうの原形の二分の一以上を保持しているもの（みかんにあつ			

ては、直径二ミリメートルのワイヤーで作った十二ミリメートル平方のふるい目に残るものであつて、全果粒以外のものを含む。）

二 パインアップルにあつては、輪切りを切断した果肉であつて、大きさが均一でない弧状のもの

小片

次に掲げるものをいう。

一 果実（みかんを除く。）の小さな果肉片であつて、形及び大きさが

不ぞろいのもの

二 みかんの果粒状の果肉であつて、直径二ミリメートルのワイヤーで作つた八ミリメートル平方のふるい目に残り、かつ、全果粒及び身割れ以外のもの

じょうのう

みかんのじょうのう状の果肉であつて、直径二ミリメートルのワイヤーで作つた八ミリメートル平方のふるい目を通過するものをいう。

片

ホールカーパ

スイートコーンの原形又はほぼ原形の果粒をいう。

クリームス タイル	ネル	スイートコーンの原形若しくはほぼ原形の果粒又は果粒片にスイートコーンのクリーム状成分及び水又はその他の充てん液を加えて粘ちゅう性のあるクリーム状にしたもの。をいう。	ロングスピーアー	頭部付きのアスパラガスのどん莖で、長さが十五センチメートル以上十八センチメートル未満のものをいう。	スピーアー
傷 筒切り	チップ	頭部付きのアスパラガスのどん莖で、長さが九・五センチメートル以上十五センチメートル未満のものをいう。	頭部付きのアスパラガスのどん莖で、長さが四センチメートル以上九・五センチメートル未満のものをいう。	れんこん等の全形を缶又は瓶の高さに適合するように軸方向に直角に切断したもの。をいう。	たけのこの全形で、欠損しているものをいう。

				先
				たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。
筒	二つ割り			たけのこの全形を切断したもので、二つ割り及び先以外のものをいう。
四つ割り			次に掲げるものをいう。	たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。

- 一 ホール又はボタンをほぼ四等分したもの
- 二 果実の果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を四つに切断したもの（パインアップルにあっては、輪切りをほぼ二分の一に切断した半円状の果肉）
- 次に掲げるものをいう。
- 一 ホール又はボタンをほぼ四等分したもの
- 二 果実の果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を四つに切断したもの（パインアップルにあっては、輪切りをほぼ四分の一に

切断した扇状の果肉)			
ランダムス	薄切り	千切り	乱切り
ホール又はボタンを任意の厚さに任意の方向に切断したもの	全形を任意の形及び厚さに切断したもの	全形を細かく刻んだものを	全形を任意の形及び厚さに切断したもの
果実(パインアップルを除く。)にあつては、果皮及び果しん又は果核を除去したほぼ原形の果肉を六つ以上に薄く切断したもの	全形を不定形に破碎したもの	全形を細かく刻んだものを	全形を細かく刻んだものを

			ライス
カット	カット	カット	次に掲げるものをいう。
くさび形	輪切り	カット・ヘッド	<p>一 アスパラガスにあつては、どん莖を頭部を付け、又は付けないで、長さ二センチメートル以上六センチメートル以下に切断したもの</p> <p>二 果実以外のもの（アスパラガスを除く。）にあつては全形を一定の長さ又は厚さに切断したもの（筒切り、薄切り及び千切りを除く。）</p> <p>アスパラガスのどん莖を、長さ二センチメートル以上六センチメートル以下に切断したものであつて、頭部の付いたものが全個体数の二十パーセント以上（どん莖を長さ二センチメートル以下に切断したものを詰めたものにあつては十パーセント以上）含まれているものをいう。</p> <p>パインアップルの全形又はりんごのほぼ原形の果肉を、果軸に対し直角に、均一な厚さに切断した環状の果肉をいう。</p>

			縦割り	あつて厚さがおおむね八ミリメートル以上十三ミリメートル以下のものをいう。
果肉	立方形	角柱形		パインアップルの全形を、果軸と同一方向に、果軸を中心に切断した細長い形状の果肉であつて、長さがおおむね六十五ミリメートル以上のものをいう。
			パインアップルの厚肉の輪切り（厚さが三十八ミリメートル以下のものに限る。）を角柱状に切断したものであつて、縦及び横の長さがおおむね二ミリメートル以上のものをいう。	果実の果肉をほぼ均一な大きさに切断した立方形状の果肉をいう。ただし、パインアップルにあつては、一边の長さがおおむね十四ミリメートル以下のものをいう。

果実の果皮及び果しん又は果核を除去したものをいう。ただし、かんきつにあつては、果皮、果しん、すじ、じょうのう膜及び種子を除去したもの

			トマト加工品	
トマトジュース	トマトジュース	トマトジュース	トマト加工品	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。
トマトミックス	トマトジュース	トマトジュース	トマト加工品	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。
トマトティー	トマトミックス	トマトミックス	トマト加工品	トマトジュース、トマトミックスジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマト、トマトピューレー及びトマトペーストをいう。

の野菜類を破碎して搾汁したもの又はこれを濃縮したもの希釀して搾汁の状態に戻したものを作ったもの

二 トマトジュースを主原料とするもので、一に食塩、香辛料、砂糖類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）等（野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。以下この表及び別表第四のトマト加工品の項において同じ。）以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの

トマトケチャップ

次に掲げるものをいう。

一 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもので可溶性固形分が二十五パーセント以上のもの

の

二 一に酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）、糊料等（たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料

を除く。）を加えたもので可溶性固形分が二十五パーセント以上のも

の

トマトソース 次に掲げるものをいう。

一 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもので可溶性固形分が八パーセント以上二十五パーセント未満のもの

二 一に食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）、糊料等（野菜類以外の農畜水産物を除く。）を加えたもので可溶性固形分が八パーセント以上二十五パーセント未満のもの

チリソース

次に掲げるものをいう。

一 トマトを刻み、又は粗く碎き、種子の大部分を残したまま皮を除去

した後濃縮したもの（固形状のものを除く。）に食塩、香辛料、食酢及び砂糖類を加えて調味したもので可溶性固形分が二十五パーセント以上のもの

二 一にたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。）、調味料（アミノ酸等）、カルシウム塩等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもので可溶性固形分が二十五パーセント以上のもの

トマト果汁
飲料

トマト果汁
う。

一 トマトの搾汁を希釈したもの

二 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの

三 一又は二に食塩、砂糖類、香辛料等を加えたもの

固形トマト
全形若しくは立方形等の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで

		トマトピューレー	トマトピューレー	トマトピューレー
			次に掲げるものをいう。	加熱殺菌したもの
			一　濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が二十四パーセント未満のもの	をいう。
			二　一にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が二十四パーセント未満のもの	
		トマトペースト	次に掲げるものをいう。	
			一　濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が二十四パーセント以上のもの	
			二　一にトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が二十四パーセント以上のもの	

トマト	完熟した赤色の、又は赤味を帯びたトマト (<i>Lycopersicum esculentum</i> P. Mill) の果実をいう。
濃縮トマト	トマトを破碎して搾汁し、又は裏(レ)シレ、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で無塩可溶性固形分がハパーセント以上のもの
充てん液	次に掲げるものをいう。 一　トマトジュース、トマトピューレー（又はトマトペースト若しくは）これにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切したもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの
全形	二　水 三　一又は二に食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの 果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去

									したほぼ原形又は原形のものをいう。
								二つ割り	全形をほぼ二分の一に切断したものという。
							四つ割り	全形をほぼ四分の一に切断したものという。	
						輪切り	全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のものをいう。		
					くさび形	全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のものをいう。			
				立方形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。				
			不定形	全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のものをいう。					
		乾しいたけ	乾しいたけ	全形を不定形に破碎したものをいう。					
こうしん	どんこ			しいたけ菌の子実体を乾燥したもので全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切りしたものという。					
				乾しいたけのうち、かさが七分開きにならないうちに採取した乾しいたけ菌の子実体を使用したものという。					
				乾しいたけのうち、かさが七分開きになつてから採取した乾しいたけ菌の子実体を使用したものをいう。					

		農産物漬物	
	菌床栽培	農産物漬物	原木栽培
農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下農産物漬物の項において同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはこれらの処理をしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）を脱塩、浸漬 ^{せき} 、塩漬け等の処理をしたもの若しくはしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したもの）をいう。以下農産物漬物の項において同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下この表及び別表第四の農産物漬物の項において同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下農産物漬	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。		

け たくあん漬	漬け類 農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。）により脱水しただいこんを漬け	農産物ぬか 次に掲げるものをいう。	物の項において同じ。）、みそ、こうじ、からし粉、もろみ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものをいう。
------------	---------------------------------------------------------------------------	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

			農産物しょ うゆ漬け類	たものをいう。
漬け類	農産物かす	ふくじん漬 け		<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの</p> <p>二 この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの</p>
		この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、酒かす又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下この表及び別表第四の農産物漬物の項に		

おいて「酒かす等」と総称する。)に漬けたものをいう。

なら漬け 農産物かす漬け類のうち、酒かす等を用いて漬け替えることにより、塩抜

き又は調味したものを、仕上げかす(最終の漬けに用いる酒かす等をいう。)に漬けたものをいう。

刻みなら漬け 農産物かす漬け類のうち、なら漬けを細刻したものと練り合わ

せて漬けたものをいう。

わさび漬け 農産物かす漬け類のうち、わさびの根茎、葉柄等を細刻したものを酒かす

等と練り合わせて漬けたものをいう。

山海漬け

農産物かす漬け類のうち、農産物を細刻したものに水産物を加えたものを、酒かす等にからし粉、粉わさび等を加えたものと練り合わせて漬けたものをいう。

農産物酢漬

次に掲げるものをいう。

一 この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に漬けたも

の

梅漬け	農産物塩漬け類のうち、梅の果実を漬けたもの又はこれを梅酢若しくは梅 漬け類	農産物鹽漬けのうち、鹽に砂糖類、食酢、梅 酢、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの	次に掲げるものをいう。	二 この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に砂糖類、 ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの	二 この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に砂糖類、 ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの
-----	------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	-------------	----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

酢に塩水を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）を

いう。

梅干し
梅漬けを干したもの

調味梅漬け
梅漬けを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えた

ものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。

調味梅干し
梅干しを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれらに削りぶし等を加えた

ものに漬けたもの又は調味梅漬けを干したもの（しその葉で巻いたもの）を含む。）をいう。

農産物みそ

漬け類

この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下別表第四の農産物漬物の項において「みそ」と総称する。）に漬けたものをいう。

農産物から
し漬け類
この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、からし粉にからし油、粉わさび、砂糖類、みりん等を加えたものに漬けたものをいう。

農産物から し漬け類	農産物みそ 漬け類	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下別表第四の農産物漬物の項において「みそ」と総称する。）に漬けたものをいう。	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、からし粉にからし油、粉わさび、砂糖類、みりん等を加えたものに漬けたものをいう。
---------------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

			農産物こうじ漬け類
べつたら漬け	べつたら漬け	農産物こうじ漬け類のうち、だいこんを漬けたものをいう。	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、こうじ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたものに漬けたもの又はこれにぶり、さけ等の水産物を加えて漬けたものをいう。
み漬け類	み漬け類	農産物もろみ漬け類	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、もろみ又はこれに砂糖類、しょうゆ等を加えたものに漬けたものをいう。
農産物赤とうがらし漬け類	農産物赤とうがらし漬け類	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、赤とうがらし粉、赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻、小切り若しくは破碎したものを加えたもの（以下農産物漬物の項において「赤とうがらし粉等」という。）又はこれらににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類、だいこん以外の野菜、果実、ごま、ナツツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等（以下農産物漬物の項において「赤と	この表の中欄に掲げる農産物漬物のうち、赤とうがらし粉、赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻、小切り若しくは破碎したものを加えたもの（以下農産物漬物の項において「赤とうがらし粉等」という。）又はこれらににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類、だいこん以外の野菜、果実、ごま、ナツツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等（以下農産物漬物の項において「赤と

野菜冷凍食		はくさいキムチ	うがらし粉等以外の漬け原材料」という。」を加えたものに漬けたもの（赤とうがらし粉固有の色沢を有するものに限る。）をいう。
野菜冷凍食	はくさい以外の農産物キムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬け、水洗及び水切りしたはくさいを主原料として、赤とうがらし粉等のうち、にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを使用したもの（ただし、にんにく、しそうが、にんにく以外のねぎ類のうち、二種類以上を使用したものに限る。はくさい以外の農産物キムチの項において同じ。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。	
野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチン	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬け、水洗及び水切りしたはくさい以外の農産物を主原料として、赤とうがらし粉等のうち、にんにく、しそうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを使用したもの又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。		

			品 ジヤム類
			品 ジヤム類
マーマレー	ジヤム		<p>グ（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下この項において同じ。）を行つたもの（ブランチングを行つていらないものを混合したものと含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。</p> <p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 果実、野菜又は花弁（以下この表、別表第四及び別表第二十二のジヤム類の項において「果実等」と総称する。）を砂糖類、糖アルコール又は蜂蜜とともにゼリー化するようになるまで加熱したもの</p> <p>二 一に酒類、かんきつ類の果汁、ゲル化剤、酸味料、香料等を加えたもの</p>
		この表の中欄に掲げるジヤム類のうち、マーマレード及びゼリー以外のものをいう。	この表の中欄に掲げるジヤム類のうち、マーマレード及びゼリー以外のも

	乾めん類			ゼリー	ド
干しそば	乾めん類	プレザーブ スタイル	ジャムのうち、ベリー類（いちごを除く。）の果実を原料とするものにあつては全形の果実、いちごの果実を原料とするものにあつては全形又は二つ割りの果実、ベリー類以外の果実等を原料とするものにあつては五ミリメートル以上の厚さの果肉等の片を原料とし、その原形を保持するようになしたもの	この表の中欄に掲げるジャム類のうち、果実等の搾汁を原料としたものをいう。	ので、かんきつ類の果皮が認められるものをいう。
		次に掲げるものをいう。	一 小麦粉又はそば粉に食塩、やまいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの 二 一に調味料、やくみ等を添付したもの	この表の中欄に掲げる乾めん類のうち、そば粉を使用したもの	

		干しめん
手延べ干し そば		この表の中欄に掲げる乾めん類のうち、干しそば以外のものをいう。
手延べ干し めん	干しそばのうち、食用植物油、でん粉又は小麦粉を塗付してよりをかけながら順次引き延ばしてめんとし、乾燥したものであって、製めんの工程において熟成が行われたものであり、かつ、小引き工程（かけば工程（よりをかけ、交させつつめん線を平行 ^{かん} 桿にかけることをいう。）を経ためん線を引き延ばすことをいう。以下乾めん類の項において同じ。）又は門干し工程（乾燥用ハタを使用してめん線を引き延ばしてめんとし、乾燥することをいう。以下乾めん類の項において同じ。）においてめん線を引き延ばす行為を手作業により行つたものをいう。	干しそばのうち、食用植物油、でん粉又は小麦粉を塗付してよりをかけながら順次引き延ばしてめんとし、乾燥したものであって、製めんの工程において熟成が行われたものであり、かつ、小引き工程又は門干し工程においてめん線を引き延ばす行為を手作業により行つたものをいう。

			調味料	直接又は希釈して、めんのつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるものをいう。
即席めん	やくみ	そば粉の配合割合	ねぎ、のり、七味とうがらし等をいう。	食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合をいう。
即席めん	合割合	次に掲げるものをいう。	ねぎ、のり、七味とうがらし等をいう。	食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合をいう。

一 小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるもの等を加えて練り合わせた後、製めんしたもの（かんすいを用いて製めんしたもの以外のものにあっては、成分でん粉がアルファ化されているものに限る。）のうち、添付調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであつて、簡便な調理操作により食用に供するもの（凍結させたもの及びチルド温度帯で保存するものを除く。）

パン類	マカロニ類			生タイプ即席めん	二 一にかやくを添付したもの
パン類	マカロニ類	かやく	添付調味料	この表の中欄に掲げる即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したものと。いう。	
	マカロニ類	ねぎ、メンマ等の野菜加工品、もち等の穀類加工品、油揚げ等の豆類の調整品、チャーシュー等の畜産加工食品、わかめ、つみれ等の水産加工食品、てんぷら等、めん及び添付調味料以外のものをいう。	直接又は希釀して、めんのつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるもの（香辛料等の微細な固形物を含む。）と。いう。		

一 小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの（以下この表及び別表第四のパン類の項において「パン生地」という。）を焼いたものであつて、水分が十パーセント以上のもの

二 あん、クリーム、ジャム類、食用油脂等をパン生地で包み込み、若しくは折り込み、又はパン生地の上部に乗せたものを焼いたものであつて、焼かれたパン生地の水分が十パーセント以上のもの

三 一にあん、ケーキ類、ジャム類、チョコレート、ナツツ、砂糖類、フラワーペースト類及びマーガリン類並びに食用油脂等をクリーム状に加工したものを詰め、若しくは挟み込み、又は塗布したもの

食パン

この表の中欄に掲げるパン類に係るこの表の下欄一又は二に規定するもの

	凍り豆腐			
	凍り豆腐	菓子パン	その他のパン	のうち、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼型をいう。）に入れて焼いたものをいう。
		この表の中欄に掲げるパン類に係るこの表の下欄二に規定するもののうち食パン以外のもの及び同項三に規定するものをいう。	この表の中欄に掲げるパン類に係るこの表の下欄一に規定するものであつて、食パン以外のものをいう。	次に掲げるものをいう。

一 原材料として大豆（脱脂加工大豆及び粉末大豆を除く。）のみを原料とした豆腐を凍結し、熟成し、解凍し、脱水し、及び乾燥したもの（膨軟加工したものを含む。）

二 一のうちさいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの

三 一及び二に調味料を添付したもの

骨付きハム

次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

一 豚のももを骨付きのまま整形し、塩漬せきし、及びくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの

二 一を湯煮し、又は蒸煮したもの

三 サイドベーコンのももを切り取り、骨付きのまま整形したもの

四 一、二又は三をブロック、スライス又はその他の形状に切断したものの

ボンレスハム

次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

一 豚のももを整形し、塩漬せきし、骨を抜き、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの

ロースハム	<p>二 豚のもも肉を分割して整形し、塩漬し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの</p> <p>三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p> <p>次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。</p> <p>一 豚のロース肉を整形し、塩漬<small>せき</small>し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの</p> <p>二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p> <p>次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。</p>
ショルダー ハム	<p>一 豚の肩肉を整形し、塩漬<small>せき</small>し、ケーシング等で包装した後、くん煙</p>

ム	ラックスハ ベリーハム	<p>し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの</p> <p>二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p> <p>次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。</p> <p>一　豚のばら肉を整形し、塩漬<small>せき</small>し、ケーシング等で包装した後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの</p> <p>二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p> <p>次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。</p> <p>一　豚の肩肉、ロース肉又はもも肉を整形し、塩漬<small>せき</small>し、ケーシング等で包装した後、低温でくん煙し、又はくん煙しないで乾燥したもの</p>
---	----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		プレスハム
		プレスハム
つなぎ	肉塊	<p>二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの 次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。</p> <p>一 肉塊を塩漬<small>せき</small>したもの又はこれにつなぎを加えたもの（つなぎの占める割合が二十パーセントを超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したもの</p>
畜肉、家兎肉 <small>と</small> 若しくは家きん肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小	畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下次項において同じ。）又は家きん肉を切断したので、十グラム以上のものをいう。	<p>二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p>

		混合プレス ハム	麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、卵たんぱく、乳たんぱく、血液たんぱく等をえたものを練り合わせたものをいう。
肉塊		混合プレス ハム	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一 肉塊を塩漬 <small>せき</small> したもの又はこれにつなぎをえたもの（つなぎの占める割合が二十パーセントを超えるものを除く。）に調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え、又は加えないで混合し、ケーシングに充てんした後、くん煙し、及び湯煮し、若しくは蒸煮したもの又はくん煙しないで、湯煮し、若しくは蒸煮したものの（魚肉（鯨肉を含む。以下この項において同じ。）を含まないもの及び魚肉の肉に占める割合が五十パーセントを超えるものを除く。） 二 一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
畜肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉又は山羊肉をいう。以下次項において			

		同じ。）、家兎肉、家きん肉又は魚肉を切断したもので、十グラム以上のものをいう。
ソーセージ	つなぎ	畜肉、家兎肉 ^と 、家きん肉又は魚肉をひき肉したもの又はこれらにでん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、卵たんぱく、乳たんぱく、血液たんぱく等を加えたものを練り合わせたものをいう。
ソーセージ	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	一 家畜、家きん若しくは家兎 ^と の肉を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉したもの（以下この表、別表第四、別表第五及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。）に、家畜、家きん若しくは家兎 ^と の臓器及び可食部分を塩漬 ^{せき} し又は塩漬 ^{せき} しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料臓器類」という。）又は魚肉若し

くは鯨肉を塩漬せきし又は塩漬せきしないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料魚肉類」という。）を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの（原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎との肉の重量を超える、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。）

二 原料臓器類に、原料畜肉類（その重量が原料臓器類の重量を超えないものに限る。）若しくは原料魚肉類を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙

し又はくん煙しないで加熱したもの

三 一又は二に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、乳たんぱくその他の結着材料をえたものであつて、その原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント以下であるもの

四 一、二又は三に、グリンピース、ピーマン、にんじん等の野菜、米、麦等の穀粒、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の種ものを加えたものであつて、原料畜肉類又は原料臓器類の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるもの

五 一、二、三又は四をブロック、スライス又はその他の形狀に切断して包装したもの

クックドソーセージ
この表の中欄に掲げるソーセージのうち、湯煮又は蒸煮により加熱したものの（セミドライソーセージ及び無塩漬せきソーセージを除く。）をいう。

加圧加熱ソーセージ
この表の中欄に掲げるソーセージのうち、摂氏百二十度で四分間加圧加熱

一セージ

する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により殺菌（以下別表第四のソーセージの項において「加圧加熱殺菌」という。）したもの（無塩漬ソーセージを除く。）をいう。

セミドライ
ソーセージ

この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えないものであり、湯煮若しくは蒸煮により加熱し又は加熱しないで、乾燥したものであつて水分が五十五パーセント以下のもの（ドライソーセージを除く。）をいう。

ドライソー
セージ

この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、塩漬した原料畜肉類を使用し、かつ、原料臓器類及び原料魚肉類を加えないものであり、加熱しないで乾燥したものであつて水分が三十五パーセント以下のものをいう。

無塩漬ソーセージ ボロニアソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージのうち、使用する原料畜肉類、原料臓器類又は原料魚肉類を塩漬していないものをいう。
フランクフルトソーセージ	<p>一 この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものと表示されたものを除く。）</p> <p>二 「Mortadella Bologna」（モルタデッラボローニャ（その他これの翻訳又はこれを意味するものを含む。））と表示されたもの</p> <p>この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、豚腸を使用したもの又は製品の太さが二十ミリメートル以上三十六ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したものと表示されたものを除く。）をいう。</p>

			ワインナー ソーセージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、羊腸を使用したもの又は製品の太さが二十ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したもの）を除く。）をいう。
レバーペー	セージ レバーソー	セージ	リオナソー セージ	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するもののうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないもの（この表の中欄に掲げるボロニアソーセージに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。）をいう。
レバーペー	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄二又は三に規定する	この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するもののうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜、家きん又は家兎 ^{ヒツジ} の肝臓のみを使用したものであつて、その原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセント未満のものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。		

混合ソーセージ					スト
混合ソーセージ	ケーシング	食部分	臓器及び可	家畜	もののうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜、家きん又は家兎の肝臓のみを使用したものであつて、その原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるものであり、かつ、原料魚肉類を加えていないものをいう。
いものに限る。）をいう。	次に掲げるものを使用した皮又は包装をいう。 一 牛腸、豚腸、羊腸、胃又は食道 二 コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム 三 気密性、耐熱性、耐水性、耐油性等の性質を有する合成フィルム	尾、横隔膜、血液又は脂肪層をいう。	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。	

一 家畜、家きん若しくは家兎^との肉を塩漬^{せき}し又は塩漬^{せき}しないで、ひき肉したもの（以下この表及び別表第二十二の混合ソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。）又は家畜、家きん若しくは家兎^との臓器及び可食部分を塩漬^{せき}し又は塩漬^{せき}しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（以下この表及び別表第二十二の混合ソーセージの項において単に「原料臓器類」という。）に、魚肉若しくは鯨肉を塩漬^{せき}し又は塩漬^{せき}しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント以上五十パーセント未満であるものに限る。）を加え、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで、練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱したもの（原料畜肉類及び原料臓器類の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるものに限る。二及び三において

同じ。)

二 一に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、乳たんぱくその他の結着材料を加えたものであつて、その原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント以下であるもの

三 一又は二に、グリンピース、ピーマン、にんじん等の野菜、米、麦等の穀粒、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の種ものを加えたもの

の

四 一、二又は三をブロック、ライス又はその他の形状に切断して包装したもの

加圧加熱混合ソーセージのうち、摂氏百二十度で四分間加圧

をいう。

家畜

ジ

豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。

臓器及び可 食部分	ケーシング	ベーコン類
肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液又は脂肪層をいう。	次に掲げるものを使用した皮又は包装をいう。	ベーコン
肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液又は脂肪層をいう。	<p>一 牛腸、豚腸、羊腸、胃又は食道</p> <p>二 コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム</p> <p>三 気密性、耐熱性、耐水性、耐油性等の性質を有する合成フィルム</p>	<p>次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。</p> <p>一 豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬<small>せき</small>し、及びくん煙したるもの</p> <p>二 ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの</p> <p>三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの</p>

ロースベーコン 次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

一 豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの

二 ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの

三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

ショルダー
ベーコン

一 豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬^{せき}し、及びくん煙したもの
二 サイドベーコンの肩肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの

瓶詰	畜産物缶詰 及び畜産物					
瓶詰	畜産物缶詰 又は畜産物					
う。	食肉鳥卵又はその加工品（調味、ばい焼又は塩漬 <small>せき</small> したもの）に調味液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをい	胴肉	半丸枝肉	サイドベーコン	コン	ミドルベー

三 一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
次に掲げるものをいう。

一 豚の胴肉を塩漬せきし、及びくん煙したもの

二 サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの

豚の半丸枝肉を塩漬せきし、及びくん煙したものをいう。

豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内臓を摘出し、並びに頭部、尾部及び端を除去し、これをせきついに沿つて二分したものをいう。

半丸枝肉から肩及びももの部分を除いたもの又はこれを除骨したものをい

う。

				食肉缶詰又 は食肉瓶詰
ソーセージ	焼き鳥缶詰 又は焼き鳥 瓶詰	ベーコン缶 詰又はベー コン瓶詰	畜産物缶詰又 は畜産物瓶詰のうち、豚のばら肉、ロース肉若しくは肩肉を 整形し、塩漬 <small>せき</small> し、くん煙したものをブロック、スライス又はその他の形状 に切断して詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの肉、臓器及び可食部分等をば い焼し、しょうゆ、砂糖、食塩その他の調味料、香辛料等とともに詰めた ものをいう。
畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兎 <small>と</small> 又は家きんの肉を塩漬 <small>せき</small> し又 たものを詰めたものをいう。	ハム缶詰又 はハム瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のもも肉、ロース肉、肩肉又はばら 肉を整形し、塩漬 <small>せき</small> したものをケーシング等に包装し、くん煙し又はくん煙 しないで、加熱したものをブロック、スライス又はその他の形状に切断し		

缶詰又はソーセージ瓶詰
は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兔若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物（調味液の原材料及び添加物を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリーンピース、パプリカその他の種ものを加えたものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをブロック、スライス若しくはその他の形状に切断し、又はそのままで詰めたものをいう。

コーンドミ

畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし又

				ート缶詰又 はコーンド ミート瓶詰
ランチョン	瓶詰	コンビーフ	無塩漬コン ビーフ缶詰 又は無塩漬	コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰のうち、原料の食肉として牛 缶詰又はコンビーフ瓶 詰
畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、ひき肉したものに、家				コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰のうち、牛肉を塩漬しないで単に塩漬けし、煮 熟した後、ほぐして、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせた ものを詰めたものをいう。

			ミート缶詰
		又はランチヨンミート	畜、家兎又は家きんの臓器及び可食部分を塩漬 <small>せき</small> し又は塩漬 <small>せき</small> しないで、ひき肉し、又はすりつぶしたものを加え又は加えないで、結着材料、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。
	煮瓶詰	家きん卵水 煮缶詰又は 家きん卵水	瓶詰
畜産物瓶詰	その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰又はその他の畜産物瓶詰又は畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰、ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰、ハム缶詰又はハム瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰、無塩漬 <small>せき</small> コンビーフ缶詰又は無塩漬 <small>せき</small> コンビーフ瓶詰、ランチヨンミート缶詰又はランチヨンミート瓶詰及び家きん卵水煮缶詰又は家きん卵	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去して、水及び食塩とともに詰めたものをいう。	

水煮瓶詰以外のものをいう。

結着材料	家畜	家きん	塩漬 <small>せき</small>	食肉	食肉鳥卵
乳たんぱく、粉乳、ゼラチンその他の結着性を高めるため用いるものをい	牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。	食塩及び発色剤に香辛料等を加え又は加えないで調製したものに食肉を漬け込むことをいう。	食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。	食肉、食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の臓器及び可食部分並びに卵をいう。

魚類を煮熟によつてたんぱく質を凝固させて乾燥したものという。

次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。

一 魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において同じ。）の肉片を塩漬けしたもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「魚肉の肉片」という。）又はこれに食肉（豚肉、牛肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兔肉又は家きん肉をいう。以下同じ。）の肉片を塩漬けしたもの、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表及び別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「肉様植たん」といいう。）若しくは脂肪層（肉様植たん又は脂肪層にあつては、それぞれ、おおむね五グラム以上のものに限る。）を混ぜ合わせたものにつ

普通魚肉ソーセージ	魚肉ソーセージ	
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	普通魚肉ソーセージ及び特種魚肉ソーセージをいう。	<p>なぎを加え若しくは加えないで調味料及び香辛料で調味したもの又はこれに食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超える、魚肉の肉片の原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以上であり、つなぎの原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセント未満であり、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）</p> <p>二　一をブロックに切断し、又は薄切りして包装したもの</p>

特種魚肉ソーセージ	
次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。	<p>一　魚肉をひき肉したもの若しくは魚肉をすり身にしたもの又はこれに食肉をひき肉したものを加えたものを調味料及び香辛料で調味し、これにでん粉、粉末状植物性たんぱくその他の結着材料、食用油脂、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え若しくは加えないで練り合わせたものであつて、脂肪含有量が二パーセント以上のもの（以下魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において単に「練合わせ魚肉」といいう。）をケーシングに充てんし、加熱したもの（魚肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超えるかつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。特種魚肉ソーセージの項において同じ。）</p> <p>二　一をブロックに切断し、又は薄切りして包装したもの</p>

一 練合わせ魚肉にチーズ、グリンピース、たまねぎ、荒びき肉等（以下別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの項において「種もの」と総称する。）を加えて混ぜ合わせたものをケーシングに充てんし、加熱したもの

二 一をブロックに切斷し、又は薄切りして包装したもの

ハンバーグ
特種魚肉ソーセージ
風特種魚肉
ソーセージ

特種魚肉ソーセージのうち、練合わせ魚肉に、荒びき肉及びたまねぎを加えたもの又はこれににんじんその他の野菜類、パン粉等を加えたものを混ぜ合わせたものであつて、油焼き等の調理後、ハンバーグ類似の香味及び食感を有するものをいう。

肉片

肉を切断したもの又はこれを肉塊状に加工したもの（肉をすりつぶしたものを肉塊状に加工したものを含む。）であつて、おおむね五グラム以上のものをいう。

つなぎ

魚肉をひき肉したもの、魚肉をすり身にしたもの若しくは食肉をひき肉し

	削りぶし	
	削りぶし	ケーシング
	次に掲げるものをいう。	<p>たもの又はこれでん粉、卵白、粉末状植物性たんぱく等を加えたものを練り合わせたものをいう。</p> <p>次に掲げるものを使用した皮又は包装をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 牛腸、豚腸、羊腸、胃又は食道 二 コラーゲンフィルム又はセルローズフィルム 三 気密性、耐熱性、耐水性、耐油性等の性質を有する合成フィルム

十二の削りぶしの項において「かれぶし」という。) を削つたもの

二 いわし、あじ等の魚類を煮熟によつてたんぱく質を凝固させた後乾燥したもの(以下別表第四、別表第十九及び別表第二十二の削りぶしの項において「煮干し」という。) 又はこれらの魚類を煮熟によつてたんぱく質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの(以下別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二の削りぶしの項において「圧搾煮干し」という。) を削つたもの

三 一及び二を混合したもの

薄削り

に削つたものをいう。

厚削り

この表の中欄に掲げる削りぶしのうち厚さ〇・一二ミリメートルを超える片状に削つたものをいう。

糸削り

この表の中欄に掲げる削りぶしのうち糸状又はひも状に削つたものをい

うに加工品	粒うに	削り粉	碎片	
練りうに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表、別表第四、別表第十九、別表第二十及び別表第二十二のうに加工品の項において「塩うに」といいう。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うに加工品の項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであつて、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。	この表の中欄に掲げる削りぶしのうち日本産業規格Z八八〇一一（二〇〇六）に規定する目開き一ミリメートルの試験用ふるいを通過するものをいう。	薄削りを破碎したもの	う。
塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであつて、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。				

塩うに含有率	<p>塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りしたものであつて、塩うに含有率が五十ペーセント以上六十五ペーセント未満のものをいう。</p> <p>次に掲げる科に属するにをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 おねばさんに科 (Strongylocentrotidae) 二 ながうに科 (Echinometridae) 三 ハイヅツヒニ科 (Toxopneustidae) <p>塩うに含有率</p> <p>次の算式により算出した百分比をいう。</p> <p>使用する塩うにの重量 (g) × 使用する塩うにの固乾物含有率 (%) + 塩うにの基準の固乾物含有率 (%) × 製品の内容量 (g) × 100</p> <p>塩うにの基準の固乾物含有率 = 35%</p> <p>(注) 固乾物含有率は、試料約1グラムを量り取り、摂氏十五度で五時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			うにあえも	の
粒うに	の	うにあえも	粒うに、練りうに又は混合うに、くらげ、いか、かずのこ、あわび、し いたけ等を加えて混ぜ合わせたものであつて、塩うに含有率が十五パーセ ント以上のものをいう。	る。
練りうに	粒うに	うにあえも	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表及び別表第十九のうにあえ ものの項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂 糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うにあえものの項に おいて「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであつて、塩 うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表及び別表第十九のうにあえ ものの項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂 糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うにあえものの項に おいて「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであつて、塩 うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。
混合うに	練りうに	粒うに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたもので あつて、塩うに含有率が六十五パーセント以上のものをいう。	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたもので あつて、塩うに含有率が五十パーセント以上六十五パーセント未満のもの

をいふ。

うに 次に掲げる種に属するものをこゝ。

一 強弱刺鰓科 (Strongylocentrotidae)

二 ながうに鰓 (Echinometridae)

三 ハイポニツル鰓 (Toxopneustidae)

塩うに含有率 次の算式により算出した百分比をこゝ。

使用する塩うにの重量 (g) × 使用する塩うにの固乾物含有率 (%) + 製品の内容量 (g) × 100

塩うにの基準の固乾物含有率 (%) + 製品の内容量 (g) × 100

塩うにの基準の固乾物含有率 = 35%

(注) 固乾物含有率は、瓶蓋総重量を量り取り、恒温105度で五時間乾燥した後よりの量、瓶蓋重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。

つなわ加工 つなわ加工 つなわ (ウナギ属に属するのをいふ。) を開き、内臓を焼か若しくは蒸

			品 乾燥わかめ
め 乾わかめ	灰ぼしわかめ	乾わかめ	品 乾燥わかめ
この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめにシダ灰等を塗布したものの又はこれを水で洗浄して当該シダ灰等を除去したものを乾燥したもの	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち灰ぼしわかめ、もみわかめ及び板わかめを除いたものをいう。	この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち灰ぼしわかめ、もみわかめ及び板わかめを除いたものをいう。	したもの又はこれにしようゆ、みりん等の調味液を付けた後、焼いたもの（これらを細切したものを除く。）をいう。

湯通し塩蔵	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>二 一に食塩を加えたもの の</p>	<p>塩蔵わかめ</p> <p>塩蔵わかめ</p> <p>板わかめ</p>	<p>もみわかめ</p> <p>もみわかめ</p> <p>つ、乾燥したもの</p> <p>この表の中欄に掲げる乾燥わかめのうち、わかめを繰り返してもみ、か</p> <p>う。</p>

	みそ	
	みそ	わかめ
	二 一に食塩を加えたもの	<p>一 わかめを湯通しし、速やかに水（海水を含む。）で冷却したものに食塩を加えて脱水したもの</p> <p>次に掲げるものであつて、半固体状のものをいう。</p> <p>一 大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを加えたもの又は大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものを加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させたもの</p> <p>二 一に砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、風味原料（かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚醤<small>じよう</small>、たんぱく加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品をいう。以下別表第四のみその項において同じ。）等を加えたもの</p>

			米みそ
調合みそ	豆みそ	麦みそ	<p>この表の中欄に掲げるみそのうち、大豆（脱脂加工大豆を除く。以下みその項において同じ。）を蒸煮したのに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下みその項において「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものという。</p>
米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のものをいう。	この表の中欄に掲げるみそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下みその項において「豆こうじ」という。）に食塩を混合したものという。	この表の中欄に掲げるみそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したものが、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のものをいう。	<p>この表の中欄に掲げるみそのうち、大豆を蒸煮したのに、大麦又ははだか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下みその項において「麦こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものという。</p>

次に掲げるもの（これらに砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）をいう。

一大豆（脱脂加工大豆を含む。以下この表及び別表第四のしょうゆの項において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮その他の方で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下しょうゆの項において「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの（以下しょうゆの項において「もろみ」といいう。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たんぱく質分解酵素）にあっては、しろしようゆのたんぱく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使

用したものとを含む。以下別表第四及び別表第二十二のしょゆの項において「本醸造方式によるもの」という。)

二 もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したもの）をいう。以下この表及び別表第四のしょゆの項において同じ。）、酵素分解調味液（大豆等の植物性たんぱく質をたんぱく質分解酵素により処理したもの）をいう。以下この表及び別表第四のしょゆの項において同じ。）又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下別表第四のしょゆの項において同じ。）を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（以下この表及び別表第四のしょゆの項において「混合醸造方式によるもの」という。）

三 一、二若しくは生揚げ又はこのうち二つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち二つ以

上を混合したものを加えたもの（以下別表第四のしょうゆの項において「混合方式によるもの」という。）

こいくちし ょうゆ	この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。
たまりしょ うゆ	この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌により糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制したものをいう。 この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。

			さいしこみ しょうゆ	この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦をえたもの又はこれに米等の穀類をえたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げをえたものを使用するものをいう。
ウスター ソース	ウスター ソース ソース	生揚げ いう。	しろしよう ゆ	この表の中欄に掲げるしょうゆのうち、少量の大豆に麦をえたもの又はこれに小麦グルテンをえたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く抑制したものをいう。
ウスター ソース	ウスター ソース ソース	次に掲げるものであつて、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 一 野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレ又はこれらを濃縮したものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの 二 いでん粉、調味料等を加えて調製したもの		

			ース
	中濃ソース		秒未満のものをいう。
	濃厚ソース		この表の中欄に掲げるウスターソース類のうち、粘度が○・二・〇パスカル・秒以上二・〇パスカル・秒未満のものをいう。
	ドレッシング	ドレッシング	この表の中欄に掲げるウスターソース類のうち、粘度が二・〇パスカル・秒以上のものをいう。
用するもの	イプ調味料	グ及びドレッジングタ	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 食用植物油脂（香味食用油を除く。以下この表及び別表第四のドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの</p>

マヨネーズ	ドレッシング	グタイプ調味料	ドレッシン	二 一にピクルスの細片等を加えたもの	次に掲げるものをいう。		
半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材	ドレッシングのうち、分離液状のものをいう。	ドレッシングのうち、乳化液状のものであって、粘度が三十パスカル・秒未満のものをいう。	ドレッシングのうち、粘度が三十パスカル・秒以上のものをいう。	二 一にピクルスの細片等を加えたもの	一 食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製した液状又は半固体状の調味料であつて、主としてサラダに使用するもの（食用油脂を原材料として使用していないものに限る。）	ドレッシング	二 一にピクルスの細片等を加えたもの
半固体状ドレッシング	分離液状ド	乳化液状ド	レッシング	半固体状ド	ドレッシングのうち、粘度が三十パスカル・秒以上的ものをいう。	グタイプ調味料	二 一にピクルスの細片等を加えたもの

	食酢	
醸造酢	食酢	<p>サラダクリ ーミードレ ツシング</p> <p>半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たんぱく加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであつて、原材料及び添加物に占める食用植物油脂の重量の割合が十パーセント以上五十パーセント未満のものをいう。</p> <p>醸造酢及び合成酢をいう。</p> <p>次に掲げるものをいう。</p>
一 穀類（酒かす等の加工品を含む。以下この表、別表第四及び別表第		

二十二の食酢の項において同じ。）、果実（果実の搾汁、果実酒等の加工品を含む。以下この表、別表第四及び別表第二十二の食酢の項において同じ。）、野菜（野菜の搾汁等の加工品を含む。以下この表、別表第四及び別表第二十二の食酢の項において同じ。）、その他の農産物（さとうきび等及びこれらの搾汁を含む。以下この表、別表第四及び別表第二十二の食酢の項において同じ。）若しくは蜂蜜を原料としたもろみ又はこれにアルコール若しくは砂糖類をえたものを酢酸発酵させた液体調味料であつて、かつ、冰酢酸又は酢酸を使用していないもの

二 アルコール又はこれに穀類を糖化させたもの、果実、野菜、その他の農産物若しくは蜂蜜をえたものを酢酸発酵させた液体調味料であつて、かつ、冰酢酸又は酢酸を使用していないもの
三 一及び二を混合したもの

穀物酢	合成酢	
醸造酢のうち、原材料として一種又は二種以上の穀類を使用したもの（穀	<p>一 又は水酢酸若しくは酢酸の希釈液に、砂糖類、酸味料、調味料（アミノ酸等）、食塩等を加えた液体調味料であつて、かつ、不揮発酸、全糖又は全窒素の含有率が、それぞれ一・〇パーセント、十・〇パーセント、又は〇・二パーセント未満のもの</p> <p>二 一又は水酢酸若しくは酢酸の希釈液に醸造酢を混合したもの</p>	<p>四 一、二又は三に砂糖類、酸味料（氷酢酸及び酢酸を除く。）、調味料（アミノ酸等）、食塩等（香辛料を除く。以下食酢の項において同じ。）を加えたものであつて、かつ、不揮発酸、全糖又は全窒素の含有率（それぞれ酸度を四・〇パーセントに換算したときの含有率をいう。以下食酢の項において同じ。）が、それぞれ一・〇パーセント、十・〇パーセント又は〇・二パーセント未満のもの</p> <p>次に掲げるものをいう。</p>

		果実酢	
			類及び果実以外の農産物並びに蜂蜜を使用していないものに限る。）で、その使用総量が醸造酢一リットルにつき四十グラム以上であるものをいう。
米黒酢	米酢		<p>醸造酢のうち、原材料として一種又は二種以上の果実を使用したもの（穀類及び果実以外の農産物並びに蜂蜜を使用していないものに限る。）で、その使用総量が醸造酢一リットルにつき果実の搾汁として三百グラム以上であるものをいう。</p> <p>穀物酢のうち、米の使用量が穀物酢一リットルにつき四十グラム以上のもとの（米黒酢を除く。）をいう。</p>

					色に着色したものという。
					大麦黒酢 穀物酢のうち、原材料として大麦のみを使用したもので、大麦の使用量が穀物酢一リットルにつき百八十グラム以上であつて、かつ、発酵及び熟成によつて褐色又は黒褐色に着色したものという。
風味原料	風味調味料	ぶどう酢	りんご酢	果実酢のうち、りんごの搾汁の使用量が果実酢一リットルにつき三百グラム以上のものをいう。	穀物酢のうち、原材料として大麦のみを使用したもので、大麦の使用量が穀物酢一リットルにつき百八十グラム以上であつて、かつ、発酵及び熟成によつて褐色又は黒褐色に着色したものという。
節類（かつおぶし等）、煮干魚類、こんぶ、貝柱、乾いたけ等の粉末又は抽出濃縮物をいう。	風味調味料	調味料（アミノ酸等）及び風味原料に砂糖類、食塩等（香辛料を除く。）を加え、乾燥し、粉末状、顆粒状等にしたものであつて、調理の際風味原料の香り及び味を付与するものをいう。			

次に掲げるものをいう。

一 次のイからニまでに掲げるものに、調味料、砂糖類、食用油脂、香辛料等を加えて調製し、粉末状、顆粒状又は固形状に乾燥したものであつて、水若しくは牛乳を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳を加えることによりスープとなるもの

イ 食肉（牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兎又は家きん（以下乾燥スープの項において「家畜等」という。）の肉をいう。以下この表及び別表第二十二の乾燥スープの項において同じ。）、家畜等の食肉以外の可食部分（胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液、脂肪層等をいう。以下乾燥スープの項において同じ。）、家畜等の骨及びけん、魚介、野菜、海藻等の煮出汁口 食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介、野菜、海藻等を煮たものを破碎してこしたもの

ハ たんぱく加水分解物

ニ イ、口又はハにつなぎを加えたもの
二 一にうきみ又は具を加えたもの

乾燥コンソメ	この表の中欄に掲げる乾燥スープのうち、食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介の煮出汁を使用し、かつ、つなぎを加えないものであつて、水を加えて加熱し、又は水若しくは熱湯を加えることにより食肉又は魚介の風味を有するおおむね清澄なスープとなるものをいう。	乾燥コンソメ	この表の中欄に掲げる乾燥スープのうち、つなぎを加えたものであつて、水若しくは牛乳を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳を加えることにより濃厚で不透明なスープとなるものをいう。	乾燥ポタージュ	この表の中欄に掲げる乾燥スープのうち、乾燥コンソメ及び乾燥ポタージュ以外のものをいう。
その他乾燥スープ					

				つなぎ
		うきみ		穀粉、でん粉、牛乳、粉乳等であって、スープを濃厚にするために使用するものをいう。
	具			食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したもの
				を乾燥させたものであって、スープに浮かせるものをいう。
				食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のものをいう。
食用植物油	食用植物油			食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のものをいう。
脂	脂			食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のものをいう。
食用植物油	食用植物油			食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のものをいう。
食用サフラー油	食用サフラー油			食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のものをいう。
ワーワー油	ワーワー油			食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のものをいう。
食用ぶどう	食用ぶどう			食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のものをいう。

				油
		食用大豆油		
	食用ひまわり油	ひまわりの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	大豆から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	をいう。
	食用小麦はい芽油	小麦のはい芽から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	ひまわりの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	のをいう。
	食用とうもろこし油	とうもろこしのはい芽から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	大豆から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	をいう。
	食用綿実油	綿の種子から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	ひまわりの種子から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	のをいう。
油	食用ごま油	ごまから採取した油であって、食用に適するように処理したもの	大豆から採取した油であって、食用に適するように処理したもの	をいう。
食用なたね		あぶらな又はからしなの種子から採取した油であって、食用に適するよう	ひまわりの種子から採取した油であって、食用に適するよう	に処理したもの
		に処理したもの	に処理したもの	をいう。

食用こめ油	こめぬかから採取した油であつて、食用に適するように処理したものをいう。
食用落花生油	落花生から採取した油であつて、食用に適するように処理したものを行う。
食用オリーブ油	オリーブの果肉から採取した油であつて、食用に適するように処理したものを行う。
食用パーム油	パームの果肉から採取した油であつて、食用に適するように処理したものを行う。
食用パームオレイン	パームの果肉から採取した油に溶剤等を加え、又は加えないで冷却した後、これを滴下式、ろ過式又は遠心式による分離操作を行つて分離しがつ、食用に適するように処理したものうち、よう素価が五十六以上であるものをいう。
食用調合油	この表の中欄に掲げる食用植物油脂に属する油脂（香味食用油を除く。）

			のうちいづれか二以上の油を調合したものという。
	マーガリン	マーガリン	香味食用油 この表の中欄に掲げる食用植物油脂に属する油脂に香味原料（香辛料、香料又は調味料）等を加えたものであつて、調理の際に当該香味原料の香味を付与するものをいう。
フレット ド	マーガリン	食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下この表及び別表第四のマーガリン類の項において同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流动状のものであつて、油脂含有率（食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下この表及び別表第十八のマーガリン類の項において同じ。）が八十パーセント以上のものをいう。	マーガリン
一 食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急	フレット ド	次に掲げるものであつて、油脂含有率が八十パーセント未満のものをい	う。

冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のもの

二 食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをして作られた可塑性のものであって、風味原料の原材料及び添加物に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあっては、カカオ分が二・五パーセント未満であつて、かつ、ココアバターが二パーセント未満のものに限る。

調理冷凍食 品 調理冷凍食 品
農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行つたものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。

冷凍フライ 次に掲げるものをいう。

一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、農林畜水産物をフライ

種とし、これに衣をつけたもの

二 一を食用油脂で揚げたもの

ケ 冷凍コロツ ライ	冷凍いかフ ライ	冷凍かきフ ライ	冷凍えびフ ライ	冷凍魚フラ イ	
冷凍フライ類のうち、食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎 <small>と</small> 肉又は家きん肉をいう。以下この表、別表第四、別表第十九、別表第二十	冷凍フライ類のうち、いか（細切し、又はすりつぶしたもの）を除く。）をフライ種としたものをいう。	冷凍フライ類のうち、いか（細切し、又はすりつぶしたもの）を除く。）をフライ種としたものをいう。	冷凍フライ類のうち、頭胸部及び甲殻を除去したえび又はこれから尾扇を除去したもの（細切し、又はすりつぶしたもの）を除く。）をフライ種としたものをいう。	冷凍えびフライ種としたものをいう。	冷凍えびフライ類のうち、魚（細切し、又はすりつぶしたもの）を除く。）をフライ種としたものをいう。

冷凍しゅう	冷凍カツレツ	及び別表第二十一の調理冷凍食品の項において同じ。）、魚肉（えび、貝その他の水産動物の肉を含む。以下この表、別表第四、別表第十九及び別表第二十の調理冷凍食品の項において同じ。）、臓器及び可食部分（牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兎又は家きんのものに限る。以下この表、別表第四及び別表第二十二の調理冷凍食品の項において同じ。）、卵、野菜等を細切したものに調味等を行つたものに、ばれいしょ、さつまいも、かぼちや等をすりつぶして調味したもの又はホワイトソース、ブラウンソース等のソース（以下別表第二十一の調理冷凍食品の項において「あえ材料」と総称する。）を加えて混ぜ合わせ、俵形等に成形したものをフライ種としたものをいう。
		冷凍フライ類のうち、食肉（細切し、又はすりつぶしたもの）を除く。）、フライ種としたものをいう。 次に掲げるものをいう。

			まい
冷凍ハンバ	冷凍春巻	ざ 冷凍ぎょう	<p>一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で円筒形状、きん着形状等に包み、成形したもの</p> <p>二 一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの</p> <p>次に掲げるものをいう。</p>
次に掲げるものをいう。	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、あんを皮で半円形状、円形状等に包み、成形したもの</p> <p>二 一に蒸煮し、ばい焼し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの</p>		

一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、食肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（魚肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ食肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二の調理冷凍食品の項において「肉様植たん」という。）を加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）

二 一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの

三 一又は二に具又はソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、

果実ピューレー、食塩、砂糖類、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含有するものを含む。）をいう。冷凍ミートボールの項、冷凍フイッシュ・ハンバーグの項及び冷凍フイッシュ・ボーラーの項において同じ。）を加えたもの

冷凍ミート

ボール

次に掲げるものをいう。

一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、食肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（魚肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ食肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様植たんを加えたものに、ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、球形に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）

		二 一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの
	三 一又は二に具又はソースをえたもの	
冷凍フイツ シユハンバ ーグ	次に掲げるものをいう。	

一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの又はこれに食肉をひき肉したもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（食肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ魚肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様植たんを加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）

二 一にばい焼し、蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理を

したもの

三 一又は二に具又はソースを加えたもの

冷凍フイツ
シユボール

次に掲げるものをいう。

一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたもの又はこれに食肉をひき肉したもの若しくは臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（食肉又は臓器及び可食部分の使用量がそれぞれ魚肉の使用量より少ないものに限る。）若しくは肉様植たんを加えたものに、ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え、又は加えないで練り合わせた後、球形に成形したもの（植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）

二 一に蒸煮し、又は食用油脂で揚げること等の加熱処理をしたもの

三 一又は二に具又はソースを加えたもの

冷凍米飯類

次に掲げるものをいう。

一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、精米（精麦又は雑穀を混合したもの）を含む。（）に炊き、又は蒸すこと等の加熱処理をしたものの

二 一の加熱処理の前後に、食肉、魚肉、野菜等の具を加え、又は加えないで調味等をしたもの

三 一若しくは二を成形したもの又はこれにのり若しくは薄い卵焼き等で包み、調味料等を加え、若しくは焼くこと等の処理をしたもの
次に掲げるものをいう。

一 この表の中欄に掲げる調理冷凍食品のうち、小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩、かんすい等を加え練り合わせたものを製めんした後、蒸し、又はゆでること等の加熱処理をしたもの
二 一に調味料で味付け、若しくは油揚げ、豚肉、わかめ、ねぎ等（以

下この項及び別表第四の調理冷凍食品の項において「かやく」とい
う。)を加え調理したもの、又は調味料若しくはかやくを添付したも
の

衣	食部分	臓器及び可	あん
一 小麦粉、でん粉等	フライ種を食用油脂で揚げる際に、主に水分の蒸発を防ぎ、又は食用油脂の浸透を防ぐためにあらかじめ当該フライ種を包むものとして、次に掲げるものをいう。	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。	食肉若しくは臓器及び可食部分を細切し、若しくはひき肉したもの又は魚肉を細切し、若しくはすりつぶしたものに、みじん切りし、若しくはしないねぎその他の野菜、肉様植たん、調味料、香辛料、つなぎ等を加え、又は加えないで調製したものをいう。

				二 一に脱脂粉乳、卵等を加えたもの
			つなぎ	三 二の上にパン粉、クラッカー、はるさめ等をつけたもの
チルドハンバーグステーキ	皮			パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。
チルドハンバーグステーキ	小麦粉等に食塩、食用油脂等を加え、又は加えないで練り合わせ、薄く伸ばしたもので、あんを包むものをいう。			次に掲げるいずれかのものを包装したものであつて、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。

一 食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をいう。以下この表、別表第四及び別表第二十二のチルドハンバーグステーキの項において同じ。）をひき肉したもの又はこれに魚肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉を含む。以下別表第四及び別表第二十二のチルドハンバーグステーキの項において同じ。）を細切し若しくは

すりつぶしたもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）、牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兎^と若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱくをえたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合せた後、だ円形状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し若しくは蒸煮したもの（食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）

二 一にソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含むものを含む。）をいう。）又は具

				を加えたもの
トボール	チルドミー	つなぎ	臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
トボール	チルドミー	具		パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。
トボール	チルドミー	次に掲げるいずれかのものを包装したものであつて、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。		野菜、果実、きのこ類、チーズ等又はこれらを調理した固形状のものであつて、チルドハンバーグステーキの項一に掲げるものに添えるもの（ソースを除く。）をいう。

一 食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をいう。以下この表、別表第四及び別表第二十二のチルドミートボールの項において同じ。）をひき肉したもの又はこれに魚肉（鯨その他

魚以外の水産動物の肉を含む。以下別表第四及び別表第二十二のチルドミートボールの項において同じ。）を細切り若しくはすりつぶしたもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）、牛、豚、馬、めん羊、山羊、家兎^{ヒツジ}若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱくを加えたものに、たまねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、球状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを超え、かつ、植物性たんぱくの原材料及び添加物に占める重量の割合が二十パーセント以下であるものに限る。）

一、食塩、砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含むものを含む。）をいう。）を加えたもの

チルドしゅ	チルドぎょ うざ うざ	チルドぎょ うざ うざ	チルドぎょ うざ うざ	チルドぎょ うざ うざ

この表の中欄に掲げるチルドぎょうざ類のうち、円筒形状又はきん着形状してあるものをいう。

この表の中欄に掲げるチルドぎょうざ類のうち、半円形状又は円形状に成るものをいう。

あんを皮で包んだ後、蒸煮し、ばい焼し、又は食用油脂で揚げたもの（これに食用油脂、調味料又は香辛料を添付したものを含む。）を包装したものであつて、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。

うまい		に成形してあるものをいう。
チルド春巻		この表の中欄に掲げるチルドぎようざ類のうち、棒状に成形してあるもの
チルドぱお	チルドぱお	をいう。

あん

ず

野菜等（野菜、果実、種実、きのこ類及び海藻類をいう。以下チルドぎようざ類の項において同じ。）をみじん切りし、若しくはみじん切りしないもの又はこれに食肉若しくは食用に供される獸鳥の臓器及び可食部分を細切し、若しくはひき肉したもの、魚肉等（魚肉、魚肉加工品及び魚卵をいう。以下チルドぎようざ類の項において同じ。）を細切し、若しくはすりつぶしたもの若しくは肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下別表第四のチルドぎようざ類の項において「肉様植たん」という。）を加えたものに、調味料、香辛料、つなぎ等を加え又は加えないで調製したものとい

ウチ食品	レトルトパ	皮	魚肉	臓器及び可	食肉
ウチ食品	レトルトパ	つなぎ	食用に供される魚、えび、かに、貝類その他の水産動物の肉をいう。	尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。	食用に供される獸鳥の肉をいう。
のをいう。	プラスチックフィルム若しくは金属はく又はこれらを多層に合わせたものを袋状その他の形状に成形した容器（気密性及び遮光性を有するものに限る。）に調製した食品を詰め、熱溶融により密封し、加圧加熱殺菌したもの	小麦粉、でん粉、粉末状植物性たんぱく等で、あんに加えるものをいう。	小麦粉に食塩、食用油脂、卵、野菜等を加え、又は加えないで練り合わせ、薄く伸ばしたもの（膨張剤等を用いて膨張させたものを除く。）をい	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、	う。

カレー

ス パスタソ ー	ハヤシ	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様の組織を有する植物性たんぱく（以下この表、別表第四及び別表第二十二のレトルトパウチ食品の項において「肉様植たん」という。）、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯にかけて食用に供するよう調製したものであつて、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。
この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、たまねぎ、にんじん等に、トマトペースト、小麦粉、食用油脂、食塩等を加え、米飯にかけて食用に供するよう調製したものであつて、トマト特有の香味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ等に、たまねぎ、トマト、乳、乳製品、食用油脂、香辛料、食塩等を加え、パスタにかけて食用に供するよう調製したものをお詰	

まあぼ料理 のもの	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉をひき肉にしたものの及びたまねぎ、ねぎ、しょうが等をみじん切りにしたもの又はこれらに魚肉を細切し若しくはすりつぶしたもの、臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの若しくは肉様植たんを加えたもの（魚肉、臓器及び可食部分又は肉様植たんの使用量がそれぞれ食肉の使用量を超えないものに限る。）に、赤唐辛子みそ、でん粉、食用油脂、しょうゆ、香辛料、砂糖類、食塩等を加え、豆腐、なす等とともに調理して食用に供するよう調製したものであって、赤唐辛子みそ特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。
混ぜごはん のもと類	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、にんじん、ごぼう、わらびその他の野菜、海藻類、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、豆腐、油揚げ、こんにゃく等に、しょうゆ、食用油脂、砂糖類、食塩、香辛料等を加

スープ	シチュー	どんぶりの もと	え、米又は麦を炊飯したもの又はしていないものとともに調理して食用に供するように調製したもの詰めたものをいう。
この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、たまねぎ、しいたけその他の野菜、海藻類、油揚げ、しらたき等に、しょうゆ、砂糖類、みりん、酒、食塩、香辛料等を加え、米飯にのせて食用に供するように調製したもの詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等を大切にしたのに、小麦粉、食用油脂、乳、乳製品、肉様植たん、トマトペースト、香辛料、食塩等を加えて調製したもの詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉鳥卵、魚肉、たまねぎ、しいたけその他の野菜等の煮出汁若しくはこれをこしたもの又はこれらに穀粉、でん粉、果実ピューレー、乳、乳製品等を加えて濃厚にした	

ぜんざい	米飯類	和風汁物	
この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、しそうゆ、みそ、酒かす、食塩、香辛料等で調製した汁に、だいこん、にんじん、ごぼう、しいたけその他の野菜、海藻類、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、豆腐、油揚げ、こんにゃく、ふ等を加えて調製したものを詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、米、麦等に、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、しいたけ、にんじん、小豆その他の野菜、油揚げ、しそうゆ、食用油脂、砂糖類、食塩等を加え又は加えないで調製したもの（これにそぞざいを添えたものを含む。）を詰めたものをいう。	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、小豆に砂糖類、食塩等を加え、半流動状に煮詰めたものを詰めたものをいう。	ものに、食肉鳥卵、魚肉、肉様植たん、きのこ、パスタ等のうきみを加え又は加えないで、砂糖類、食用油脂、食塩、香辛料等を加えて調製したものを詰めたものをいう。

ハンバーグ

ステーキ

この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、家畜、家兎^と若しくは家きんの肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切り若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分（家畜、家兎^と又は家きんのものに限る。）をひき肉し若しくは細切したもの若しくは肉様植たんを加えたもの（魚肉、臓器及び可食部分又は肉様植たんの使用量がそれぞれ家畜、家兎^と又は家きんの肉の使用量を超えないものに限る。）に、たまねぎその他の野菜、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、だ円形状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（これにソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類、香辛料等で調製した調味液をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九のレトルトパウチ食品の項においてのレトルトパウチ食品の項において同じ。）を加えたものを含む。）を詰めたものをいう。

ミートボー

この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、家畜、家兎^と若しくは家

食肉油漬け	食肉味付	
この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉に食用油脂を加え、食塩、香辛料等を加え又は加えないで調製したものを詰めたものをい	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、食肉又は臓器及び可食部分に、しょうゆ、砂糖類、食塩その他の調味料、香辛料等を加え調製したものと詰めたものをいう。	<p>きんの肉をひき肉したもの又はこれに魚肉を細切り若しくはすりつぶしたもの若しくは臓器及び可食部分（家畜、家兎又は家きんのものに限る。）をひき肉し若しくは細切したもの若しくは肉様植たんを加えたもの（魚肉、臓器及び可食部分又は肉様植たんの使用量がそれぞれ家畜、家兎又は家きんの肉の使用量を超えないものに限る。）に、たまねぎその他の野菜、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、球状に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（これにソースを加えたものを含む。）を詰めたものをいう。</p>

			魚肉味付	
			魚肉油漬け	この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、魚肉にしょうゆ、砂糖類、食塩その他の調味料、香辛料等を加え調製したものをお詰めたものをいう。
				この表の中欄に掲げるレトルトパウチ食品のうち、魚肉に食用油脂を加え、食塩、香辛料等を加え又は加えないで調製したものをお詰めたものをいう。
		食肉鳥卵	食肉、臓器及び可食部分並びに家きんの卵をいう。	
	食肉	食用に供される獸鳥（海獣を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。		
	家畜	牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。		
食部分	臓器及び可食部分	食用に供される獸鳥（海獣を除く。）の肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。		

					魚肉	食用に供される魚、鯨、えび、貝類その他の水産動物の肉をいう。
				つなぎ		パン粉、小麦粉、粉末状植物性たんぱく等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。
			調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰	調理食品缶詰	調理済の食品を缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの（食肉鳥卵を原材料として使用しているものに限り、かつ、スープ缶詰若しくはスープ瓶詰、ソース缶詰若しくはソース瓶詰、ペースト缶詰若しくはペースト瓶詰、おでん缶詰若しくはおでん瓶詰又は米飯類缶詰若しくは米飯類瓶詰に該当するものを除く。）をいう。
カレー缶詰	食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉（牛肉、豚肉及び家きん肉に				

又はカレー 瓶詰		シチュー缶 詰又はシチ ュー瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉（牛肉、豚肉及び家きん肉に限る。）又は舌、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、トマトペースト、牛乳、香辛料、調味料、食用油脂、小麦粉等を加え、そのまま食用に供するよう調理したものを詰めたものをいう。
他の調理食品 の調理食品 瓶詰			調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰以外の又はその他のものをいう。

							食肉鳥卵
							食肉並びに食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。
							食肉 臓器 可食部分 家きん 食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。 鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。
フレーバリング	炭酸飲料	炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、この表に規定する果実飲料を除く。 一 水に二酸化炭素を圧入したもの 二 一に甘味料、酸味料、フレーバーリング等を加えたもの この表の中欄に掲げる炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に挙げるものをいう。	食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。 肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。			

		果実飲料	
		果実飲料	四 乳又は乳製品
	濃縮果汁	果実の搾汁	果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。
二 果汁又は果実ピューレー	果実を破碎して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものを行う。	果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであつて、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表1の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。以下果実飲料の項において同じ。）が表2の基準以上）のもの	三 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物

をいう。

表1（濃縮果汁の糖用屈折計示度の基準）

果実名	糖用屈折計示度の基準（ブリックス度）
オレンジ	二十
うんしゅうみかん	十八
グレープフルーツ	十八
りんご	二十
ぶどう	三十
パインアップル	二十七
もも	十六
なつみかん	十八
はっさく	三十
いよかん	三十

ポンカン

シイクワシャー

日本なし

西洋なし

かき

まるめろ

すもも

あんず

クランベリー

バナナ

パパイヤ

キウイフルーツ

マンゴー

三十六

三十

十八

四十六

十四

十四

十二

二十

三十八

三十二

十六

十六

二十二

濃縮果汁を希釈したものであつて、糖用屈折計示度が表3の基準以上、表

グアバ

十六

パッションフルーツ

二十八

注 表1の果実以外の果実（表2の果実を除く。）にあつては、当該果実

の搾汁の平均的な糖用屈折計示度の二倍を糖用屈折計示度の基準とする。

表2（濃縮果汁の酸度の基準）

果実名	酸度の基準（パーセント）
レモン	九
ライム	十二
うめ	七
かぼす	七

1の基準未満（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度が表4の基準以上、表2の基準未満）のものをいう。

表3（還元果汁の糖用屈折計示度の基準）

糖用屈折計示度の基準（ブリツクス度）										果実名
十	九	八	十	十一	十	九	九	十一	十一	オレンジ
はっさく	なつみかん	もも	パインアップル	ぶどう	りんご	グレープフルーツ	うんしゅうみかん	うんしゅうみかん	うんしゅうみかん	

いよかん ポンカン
シイクワシャー
西洋なし 日本なし
かき まるめろ すもも あんず
クランベリー バナナ パパイヤ キウイフルーツ

十 九 二十三 七 六 十 十四 十一 八 八 十一 十

一種類の果実の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等

果実名	酸度の基準（パーセント）
レモン	四・五
ライム	六
うめ	三・五
かぼす	三・五

表4（還元果汁の酸度の基準）

注 表3の果実以外の果実（表4の果実を除く。）にあつては、当該果実

の搾汁の平均的な糖用屈折計示度を糖用屈折計示度の基準とする。

マンゴー

グアバ

ハツショーンフルーツ

十三

十四

ス

を加えたものをいう。ただし、オレンジジュースにあってはみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁をえたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であつて、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が十パーセント未満のものに限る。）を含む。

オレンジ
ジュース

オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれらにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁をえたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等をえたもの（みかん類の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であつて、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が十パーセント未満のものに限る。）をいう。

うんしゅう
みかんジュ

うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等をえたものをいう。

ース

うんしゅう みかんジュ	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等をえたものをいう。
ース	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等をえたものをいう。

					グレープフルーツ ジュース
ももジュース	ス	ぶどうジュース	りんごジュース	レモンジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
ももジュース	ス	パインアップルジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものをいう。
ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えた					

			ス	물을 말하는 것이다.
果実ミック スジュース	果粒入り果 実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんき つ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下別表第四の果実飲料の項に おいて「果粒」という。）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加 えたものをいう。	二種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂 糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えた オレンジジュースであつて、みかん類の原材料及び添加物に占める重量の 割合が十パーセント未満、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が 十パーセント未満のものを除く。）をいう。	二種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂 糖類、蜂蜜等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えた オレンジジュースであつて、みかん類の原材料及び添加物に占める重量の 割合が十パーセント未満、かつ、製品の糖用屈折計示度に寄与する割合が 十パーセント未満のものを除く。）をいう。
果実・野菜 ミックスジ ュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、 皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したもの希釈 して搾汁の状態に戻したものと含む。）を加えたもの又はこれらに砂糖			

料 果汁入り飲	
<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>類、蜂蜜等を加えたものであつて、果実の搾汁又は還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五十パーセントを上回るもの。をいう。</p> <p>一 還元果汁を希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであつて、糖用屈折計示度が表3の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼす）にあつては、酸度について表4の基準。二種類以上の果実を使用したものにあつては、糖用屈折計示度又は酸度について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表3又は表4の基準を按分したものを合計して算出した基準）の十パーセント以上百パーセント未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの</p>	

		豆乳類	
調製豆乳	豆乳		<p>二 果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、蜂蜜等をえたものであつて、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの</p> <p>三 希釈して飲用に供するものであつて、希釈時の飲用に供する状態が一又は二に掲げるものとなるもの</p>
一大豆豆乳液に大豆油その他の食用植物油脂及び砂糖類、食塩等の調	大豆（粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下豆乳類の項において同じ。）から熱水等によりたんぱく質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られた乳状の飲料（以下豆乳類の項において「 <u>大豆豆乳液</u> 」という。）であつて大豆固形分が八パーセント以上のものをいう。	次に掲げるものをいう。	

味料を加えた乳状の飲料（以下豆乳類の項において「調製豆乳液」という。）であつて大豆固形分が六パーセント以上のもの

二 脱脂加工大豆（大豆を加えたものを含む。）から熱水等によりたんぱく質その他の成分を溶出させ、纖維質を除去して得られたものに大豆油その他の食用植物油脂及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料（以下豆乳類の項において「調製脱脂大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が六パーセント以上のもの

豆乳飲料

次に掲げるものをいう。

一 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たんぱく（大豆豆乳液、調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又は大豆を原料とした粉末状植物性たんぱくのうち纖維質を除去して得られたものをいう。以下別表第四、別表第十九及び別表第二十の豆乳類の項において同じ。）を加えた乳状の飲料（調製豆乳液又は

調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下豆乳類の項において「調製粉末大豆豆乳液」という。）であつて大豆固形分が四パーセント以上のもの

二 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁（果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したもの）を含む。以下この表及び別表第十九の豆乳類の項において同じ。）、野菜の搾汁、乳又は乳製品、殻類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料（風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が十パーセント未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が三パーセント未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。）であつて大豆固形分が四パーセント以上（果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五パーセント以上十パ

一セント未満のものにあつては一パーセント以上) のもの

にんじんジ

ユース及び
ユース

にんじんジ

次に掲げるものをいう。

一 にんじんを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したもの(以下別表第四のにんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮にんじん」という。)を希釈して搾汁の状態に戻したもの(以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「にんじんの搾汁」という。)

二 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したもの希釈して搾汁の状態に戻したもの(以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「かんきつ類等の搾汁」という。)又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの(以下にんじんジ

<p>ユース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたもの又はこれに食塩、蜂蜜、砂糖類若しくは香辛料（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「調味料」という。）を加えたものであつて、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が三パーセント未満のもの</p>	<p>にんじんミックスジュース</p>
<p>一 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釀して搾汁の状態に戻したもの（以下にんじんミックスジュースの項において「果実の搾汁」という。）又はにんじん以外の野菜を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釀して搾汁の状態に戻したもの（以下</p>	<p>次に掲げるものをいう。</p>

にんじんミックスジュースの項において「野菜の搾汁」という。)を
加えたものであつて、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料及び添加物
に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重
量の割合を下回るもの

二 一にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであつて、果実の
搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加
物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める
重量の割合を下回るもの(調味料を加えたものにあつては、調味料の
原材料及び添加物に占める重量の割合が三パーセント未満のものに限
る。)

三 にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであ
つて、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重
量の割合が三パーセント以上であり、かつ、にんじんの搾汁の原材料

				米	玄米及び精	
調製時期	原料玄米	うるち精米	もち精米	精米	玄米	ント未満のものに限る。）
原料玄米を調製した年月旬又は年月日をいう。	製品の原料として使用される玄米をいう。	もち精米以外の精米をいう。	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まないものをいう。	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したもの（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したもの）を含む。）をいう。	もみから、もみ殻を取り除いて調製したもの（収穫後調整、選別、水洗い等を行つたもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したもの）を含む。）をいう。	及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が三パーセント未満のものに限る。）

精米時期 原料玄米を精白した年月旬又は年月日をいう。

輸入時期 玄米又は精米を輸入した年月旬又は年月日をいう。

しいたけ しいたけ
し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたもの。し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたもの。をいう。

しいたけ菌の子実体であつて全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたもの。をいう。

原木栽培 クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。

菌床栽培 おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた

培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。

水産物 幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するま

での間、給餌することにより育成することをいう。

農産物缶詰	食品	表示事項	表示の方法
名称			次に定めるところにより表示する。

別表第四（第三条関係）

一 農産物（精米を除く。）を詰めたもの（農産物の加工品とともに詰めたものを除く。）

イ 農産物の名称は、グリンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、フルーツカクテルにあつては「フルーツカクテル」と、フルーツカクテル以外の二種類以上の農産物を詰めたものにあつては「2種混合果実」、「3種混合野菜」、「混合農産物」等と表示する。

ロ 充てん液を加えたものにあつては、イに規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名称を果実のみを詰めたものにあつては表1、それ以外のものを詰めたものにあつては表2に掲げる表示の方法により表示する。

ハ 充てん液を加えていないものにあつては、イに規定する表示の文字の次に、「・」を付して「ドライパック」と表示することができます

る。

ニ イの規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピア
ー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにあつ
ては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を表示し、
色の区分をしていないものにあつては「アスパラガス・水煮（色混
合）」と表示し、グリンピースのもどし豆にあつては「グリンピー
ス」の文字の次に括弧を付して「もどし豆」と表示し、マッシュル
ーム（ホワイト種のものを除く。）にあつては「マッシュルーム」
の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とそ
の品種を表示し、ももにあつては果実の名称を「白もも」又は「黄
もも」の別に表示し、なしにあつては果実の名称を「洋なし」又は
「和なし」の別に表示すること。

表
1

充てん液の種類

充てん液の種類の表

充てん液の種類の表 示の方法	1 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁（濃縮したもの）を搾汁の状態に戻したもの）を含む。以下、農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と表示する。	1 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁（濃縮したもの）を搾汁の状態に戻したもの）を含む。以下、農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と表示する。
1 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁（濃縮したもの）を搾汁の状態に戻したもの）を含む。以下、農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と表示する。	1 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁（濃縮したもの）を搾汁の状態に戻したもの）を含む。以下、農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの	「水づけ」と表示する。	1 水（水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁（濃縮したもの）を搾汁の状態に戻したもの）を含む。以下、農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の容量が水の容量以下のものを含む。）のみのもの
2 果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と表示する。	2 果実の搾汁のみのもの	「果汁づけ」と表示する。	2 果実の搾汁のみのもの
3 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの	「果汁づけ（水入り）」と表示する。	3 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの	「果汁づけ（水入り）」と表示する。	3 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの
4 水（水に果実の搾汁を加えたもの）	可溶性固形分が十パーセント以上十四パーセント	「シラップづけ（エキストラライト）」	「シラップづけ（エキストラライト）」	4 水（水に果実の搾汁を加えたもの）

もので、果実の

搾汁の容量が水
の容量以下のも
のを含む。）に

砂糖類を加えた
もの

可溶性固形分が十四パー
セント以上十八パー센
ト未満の場合

可溶性固形分が十八パー
セント以上二十二パー
セント未満の場合

「シラツップづけ（ヘ
ビー）」と表示す
る。

5 果実の搾汁に
砂糖類を加えた
もの

可溶性固形分が十パー^{セント}
未満の場合

「果汁づけ（加糖・
エキストラライ
ト）」と表示する。

と表示する。

未満の場合	と表示する。
可溶性固形分が十パー ^{セント} 未満の場合	「果汁づけ（加糖・ エキストラライ ト）」と表示する。
可溶性固形分が二十二パー ^{セント} 以上十四パー ^{セント} 未満の場合	「シラツップづけ（エ キストラヘビー）」 と表示する。

6 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容	可溶性固形分が十四パー	セント以上十八パー	セント以上十八パー	「果汁づけ（加糖・ライト）」と表示す
未満の場合	セント以上二十二パー	セント以上二十二パー	「果汁づけ（加糖・ヘビー）」と表示す	る。
示する。	一セント以上の場合	可溶性固形分が二十二パ	ント未満の場合	「果汁づけ（加糖・エキストラヘビ

				量を超えるもの
				に砂糖類を加えたもの
7 1から6まで以外の充てん液		ト未満の場合	セント以上十八パー セン	可溶性固形分が十四パー セント以上十八パー セン
1 1から6まで以外の充てん液	可溶性固形分が二十二パー セント未満の場合 可溶性固形分が二十二パー セント以上の場合	「シラツプづけ（ヘビー）」（果汁入り） 「シラツプづけ（エキストラヘビー）」 (果汁入り)と表示する。	セント以上二十二パー セント未満の場合	「シラツプづけ（ヘビー）」（果汁入り）と表示する。
1 1から6まで以外の充てん液の種類の名称を表す最も一般的な充てん液の内容を表す	示する。			

表2

充てん液の種類	充てん液の種類の表示の方法
<p>1 水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と表示することが適当でない程度に示すことが適當でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）</p> <p>2 水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの</p>	<p>「水煮」と表示する。ただし、豆類、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びなめこの水煮を詰めたものにあっては、「水煮」の用語を省略することは、「味付」と表示する。</p>
3 バターソース、クリームソース 調味料を加えたもの	「調味液づけ」と表示する。た

表示する。

ス等の調味液

だし、「バターソースづけ」、

「クリームソースづけ」等と表

示することができる。

4 1から3まで以外の充てん液

充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を表示する。

二 農産物の加工品又は精米を詰めたもの

「フルーツみつ豆」、「くり甘露煮」、「ゆであずき」、「赤飯」等とその内容を表す最も一般的な名称をもつて表示する。

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにゃく」、「み

原材料名	

かん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、うんしゅうみかんにあつては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

二 使用した農産物が二種類以上の場合にあつては、一の本文の規定にかかるわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 使用した果汁が二種類以上の場合にあつては、一の本文の規定にかかるわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあつては、一の本文の規定にかかるわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括

弧を付して、「濃縮還元」と表示する。

五 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖果及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することがで
きる。

六 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、五の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いもの

	トマト加工	
	名称	
		<p>から順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>七 食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 トマトジュースにあつては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあつては「トマトミックスジュース」と、トマトケチャップにあつては「トマトケチャップ」と、トマトソースにあつては「トマトソース」と、チリソースにあつては「チリソース」と、トマト果</p>

汁飲料にあつては「トマト果汁飲料」と、トマトピューレーにあつては「トマトピューレー」と、トマトペーストにあつては「トマトペースト」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。

二 固形トマトのうち、充てん液を加えていないものにあつては「トマト・ドライパック」と、充てん液としてトマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト又は水をえたものにあつては、それぞれ「トマト・ジュースづけ」、「トマト・ピューレーづけ」、「トマト・ペーストづけ」又は「トマト・水煮」と、セリリー等の野菜類が入つたもの又は皮付きのものにあつては名称の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と表示する。

原材料名

次に定めるところにより表示する。

一　トマトジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマトピューレー及びトマトペーストについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ　トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示する。

ロ　食酢にあつては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。

ハ　ロの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧をして、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもつて表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

二 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶど

う糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

亦 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、二の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高い

ものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ヘイからホまでに規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等との最も一般的な名称をもつて表示する。

二トマトミックスジュースについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イトマトジュースにあつては、「トマトジュース」と表示する。た

だし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、

「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。

口 野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあつては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示する。

ハ トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあつては、一の口から今までの規定に従い表示する。

三 トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」

と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示する。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。

□ トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあっては、一の口から今までの規定に従い表示する。

乾しいたけ

名称

「乾しいたけ」と表示する。ただし、薄切りしたものにあっては、名称の次に括弧を付して、「スライス」と表示し、どんこ以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものにあっては「乾しいたけ（どんこ）」と、こうしん以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものにあっては「乾しいたけ（こうしん）」と表示することができる。

「しいたけ」と表示する。ただし、原木栽培のものにあっては「原木」と、菌床栽培のものにあっては「菌床」と、原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにあっては原材料に占める重量の割合の高いもの

原材料名

農産物漬物	名称	から順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と、「しいたけ」の文字の次に括弧を付して表示する。 次に定めるところにより表示する。
<p>一 たくあん漬けにあつては「たくあん漬」と、たくあん漬け以外の農産物ぬか漬け類にあつては「ぬか漬」と、ふくじん漬けにあつては「ふくじん漬」と、ふくじん漬け以外の農産物しようゆ漬け類にあつては「しようゆ漬」と、なら漬けにあつては「なら漬」と、刻みなら漬けにあつては「刻みなら漬」と、わさび漬けにあつては「わさび漬」と、山海漬けにあつては「山海漬」と、なら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬け類にあつては「かす漬」と、らっきよう酢漬けにあつては「らっきよう酢漬」又は「らっきよう甘酢漬」と、しそうが酢漬けにあつては「しそうが酢漬」又は「しそうが甘酢漬」と、らっきよう酢漬け及びしそうが酢漬け以外</p>		

の農産物酢漬け類にあつては「酢漬」と、梅漬けにあつては「梅漬」（小梅を使用したものにあつては、「小梅漬」と、梅干しにあつては「梅干」（小梅を使用したものにあつては、「小梅干」と、調味梅漬けにあつては「梅干し」（小梅を使用したものにあつては、「梅漬」）と、調味梅漬けにあつては「調味梅漬」（小梅を使用したものにあつては、「調味小梅漬」と、調味梅干しにあつては「調味梅干」（小梅を使用したものにあつては、「調味小梅干」と、梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農産物塩漬け類にあつては「塩漬」と、農産物みそ漬け類にあつては「みそ漬」と、農産物からし漬け類にあつては「からし漬」と、べつたら漬けにあつては「べつたら漬」と、べつたら漬け以外の農産物こうじ漬け類にあつては「こうじ漬」と、農産物もろみ漬け類にあつては「もろみ漬」と、はくさいキムチにあつては「はくさいキムチ」又は「キムチ」と、はくさい以外の農産物キムチにあつては「農産物キムチ」と、これら以外の農産物

赤とうがらし漬け類にあつては「赤とうがらし漬」と、これら以外の農産物漬物類にあつては「漬物」と表示する。ただし、ふくじん漬け、刻みなら漬け、わさび漬け、山海漬け、らっきょう酢漬け、梅漬け、梅干し、調味梅漬け、調味梅干し、農産物からし漬け類及び農産物もろみ漬け類以外の農産物漬物のうち、薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（農産物赤とうがらし漬け類にあつては、主原料のものに限る。）にあつては、名称の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と表示する。

二 一種類の原材料を漬けたもの（はくさいキムチ及びはくさい以外の農産物キムチを除く。）にあつては、一の規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりしようゆ漬」、「きゅうり酢漬」、「きゅうりみそ漬」等と表示することができる。

三 はくさい以外の農産物キムチにあつては、一の規定にかかわらず、

主原料の最も一般的な名称により「きゅうりキムチ」、「だいこんキ

ムチ」、「にんにくキムチ」等と表示することができる。

原材料名

使用した原材料を、次の一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一 漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しようが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を表示する。ただし、漬けた原材料が五種類（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、四種類）以上のものにあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に四種類（内容重量が三百グラム以下のものにあつては三種類）以上を表示し、その他の原材料を「その他」と表示することができる。

二 漬けた原材料以外の原材料は、「漬け原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、原材料に占める重量の割合の高い

ものから順に表示する。

イ 砂糖類以外の原材料にあつては、「米ぬか」、「食塩」、「どうがらし」、「こんぶ」、「削りぶし」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、米ぬかその他のぬか類にあつては「ぬか類」と、とうがらし（農産物赤とうがらし漬け類に使用するものを除く。）その他の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

ロ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」「果糖」、「ぶどう糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、

ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、口の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液

ジヤム類	名称	添加物	
	<p>使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 ジヤムのうち、一種類の果実等を使用したものにあつては当該果実等の名称を冠して「いちごジヤム」、「りんごジヤム」、「あんずジヤム」等と、二種類以上の果実等を使用したものにあつては「ミックラスジヤム」と表示する。</p> <p>二 マーマレードにあつては「マーマレード」と、ゼリーにあつては「ゼリー」と表示する。</p> <p>三 プレザーブスタイルにあつては、一の規定により表示する文字の次</p>		<p>糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p>

に「(プレザーブスタイル)」と表示することができる。

原材料名

使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。

一 「いちじ」「りんご」「なつみかん」「ぶどう」「みかん」、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「還元麦芽糖水あめ」、「はちみつ」、「ワイン」、「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

二 二種類以上の果実等を使用したものについて、一の規定にかかわら

ず、「果実等」（果実のみを使用した場合は「果実」、野菜のみを使用した場合は「野菜」）の文字の次に、括弧を付して当該果実等の名称を「いちご、りんご」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、マーマレードにあつては、「果実」に代えて、「かんきつ類」と表示することができる。

三 二種類以上の砂糖類を使用したものについて、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して当該砂糖類の名称を「砂糖、水あめ」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異

乾めん類	内容量	添加物	「性化液糖」と表示することができる。
名称			
<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 手延べ干しそば以外の干しそばにあつては「干しそば」又は「そば」と表示する。</p> <p>二 手延べ干しめん以外の干しめんにあつては「干しめん」と表示する。ただし、長径を一・七ミリメートル以上に成形したものにあつては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を一・三ミリメートル以上</p>			<p>第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあつては、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。</p>

一・七ミリメートル未満に成形したものにあつては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を一・三ミリメートル未満に成形したものにあつては「干しそうめん」又は「そうめん」と、幅を四・五ミリメートル以上とし、かつ、厚さを二・〇ミリメートル未満の帯状に成形したものにあつては「干しひらめん」、「ひらめん」、「きしめん」又は「ひもかわ」と、かんすいを使用したものにあつては「干し中華めん」又は「中華めん」と表示することができる。

三 手延べ干しそばにあつては「手延べ干しそば」又は「手延べそば」と表示する。

四 手延べ干しめんにあつては「手延べ干しめん」と表示する。ただし、長径が一・七ミリメートル以上に成形したものにあつては「手延べうどん」と、長径が一・七ミリメートル未満に成形したものにあつ

原材料名	
<p>使用した原材料を、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 めんの原材料は、「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>二 調味料、やくみ等を添付したものにあっては、めんの原材料は、一の規定にかかわらず、「めん」の文字の次に、括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いも</p>	<p>「手延べひらめん」、「手延べきしめん」又は「手延べひもかわ」と、かんすいを使用したものにあっては「手延べ干し中華めん」又は「手延べ中華めん」と表示することができる。</p>

のから順に表示する。

三 添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」、「つゆ」、「かれ」等の文字の次に、括弧を付して「しょうゆ」、「砂糖」、「かつおぶし」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及びその他の砂糖類にあつては、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

四 添付してあるやくみ等の原材料は、「やくみ」等の文字の次に、括弧を付して「ねぎ」、「のり」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

次に定めるところにより表示する。

一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、めんに添加したもの

添加物

	添加物

のにあつてはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

二 一の本文の規定にかかわらず、添加物を、めんに添加したもの、添付してある調味料、やくみ等に添加したものに区分して、それぞれ「めん」、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」、「やくみ」等の文字の次に括弧を付して原材料名に併記しないで表示することができる。

第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、調味料、やくみ等を添付したものにあつては、内容重量及びめんの重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。

即席めん

原材料名

内容量

原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 めんにあつては、「めん」（油処理により乾燥したものにあつては、「油揚げめん」）の文字の次に括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「植物性たん白」、「卵粉」、「食塩」、「植物油脂」、「ラード」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

二 添付調味料及びやくにあつては、「鶏肉エキス」、「しょうゆ」、「糖類」、「香辛料」、「油揚げ」、「もち」、「メンマ」、「野菜天ぷら」、「牛肉」、「えび」、「卵」、「植物性たん白」、「のり」、「ねぎ」、「わかめ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

添加物

使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目

マカロニ類	内容量	
名称		
		<p>第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、添付調味料又はかやくを添付したものにあつては、内容重量及びめんの重量をグラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>「マカロニ類」と表示する。ただし、マカロニ類のうち、二・五ミリメートル以上の太さの管状又はその他の形状（棒状又は帯状のものを除く。）に成形したものにあつては「マカロニ」と、一・二ミリメートル以上の太さの棒状又は二・五ミリメートル未満の太さの管状に成形したものにあつては「スペゲッティ」と、一・二ミリメートル未満の太さの棒状に成形したものにあつては「バーミセリー」と、帶状に成形したものにあつては「ヌードル」と表示することができる。</p> <p>使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示す</p>
原材料名		

パン類		
名称	添加物	
食パン	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	一 原料小麦粉は、「デュラム小麦のセモリナ」、「デュラム小麦粉」、「強力小麦のフアリナ」又は「強力小麦粉」等と多いものから順に表示する。 二 原料小麦粉以外の原材料は、「卵」、「トマト」、「ほうれんそ う」、「食塩」、「大豆粉」、「小麦グルテン」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

凍り豆腐			
名称	内容量	原材料名	「カットパン」と表示することができる。
次に定めるところにより表示する。	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 内容数量を表示する。ただし、一個のものにあつては、表示を省略することができる。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあつては、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示することができる。</p>	<p>小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「シナモン」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、砂糖その他の砂糖類については「砂糖類」又は「糖類」と、シナモンその他の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。</p>	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「シナモン」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、砂糖その他の砂糖類については「砂糖類」又は「糖類」と、シナモンその他の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

一 「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と表示する。

二 一に規定する名称の文字の次に、括弧を付して、さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたものにあつては「さいの目」、「粉末」等その形状を、調味料を添付したものにあつては「調味料付き」と表示する。ただし、容器包装を通して中身が見える場合にあつては、形状の表示を省略できる。

原材料名

使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一 凍り豆腐の原材料は、「大豆」と表示する。ただし、調味料を添付したものにあつては、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に、括弧を付して「大豆」と表示する。

二 調味料を添付した場合における添付してある調味料の原材料は、

添加物

「添付調味料」の文字の次に、括弧を付して原材料に占める重量の割合の高いものから順に「砂糖」、「食塩」、「みりん」、「かつおエキス」等と表示する。

次に定めるところにより表示する。

一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い、凍り豆腐（調味料を添付したものにあつては、当該調味料を除く。）に添加したものにあつては当該凍り豆腐の原材料名の表示に併記して、添付してある調味料に添加したものにあつては当該添付してある調味料の原材料名の表示に併記して表示する。

二 一の規定にかかわらず、添加物を、凍り豆腐（調味料を添付したものにあつては、当該調味料を除く。）に添加したもの及び添付してある調味料に添加したものに区分して、それぞれ「凍り豆腐」、「こう

や豆腐」又は「しみ豆腐」及び「添付調味料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。

内容量
次に定めるところにより表示する。

一 内容重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。

二 さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの以外のものであつて、内容重量が三百グラム未満のもの

にあつては、一に定める内容重量のほか、内容個数を表示する。

三 調味料を添付したものにあつては、凍り豆腐（添付してある調味料を除く。）の内容重量及び内容個数（二に該当する場合に限る。）

を、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に括弧を付して表示するとともに、添付してある調味料の内容重量を、
「添付調味料」の文字の次に括弧を付して表示する。

次に定めるところにより表示する。

一 骨付きハムにあつては「骨付きハム」と、ボンレスハムにあつては「ボンレスハム」と、ロースハムにあつては「ロースハム」と、ショルダー哈ムにあつては「ショルダー哈ム」と、ベリーハムにあつては「ベリーハム」と、ラツクスハムにあつては「ラツクスハム」と表示する。

二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。

使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一 原料肉は、骨付きハム及びボンレスハムにあつては「豚もも肉」

と、ロースハムにあつては「豚ロース肉」と、ショルダー哈ムにあつては「豚肩肉」と、ベリーハムにあつては「豚ばら肉」と、ラツクスハムにあつては「豚肩肉」、「豚ロース肉」又は「豚もも肉」と表示する。

二 原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖・異性化液糖」と、砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖

・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができ
る。

口 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

		添加物
プレスハム	名称	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
原材料名		次に定めるところにより表示する。 一 「プレスハム」と表示する。 二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。
一 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛 肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一	使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。	

一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液

糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖・異性化液糖」と、砂糖・高果糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

口 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂

原材料名	名称 混合プレス ハム	添加物 糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量	次に定めるところにより表示する。 一 「混合プレスハム」と表示する。 二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。

一 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛
肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏
肉」、「くじら」、「まぐろ」、「かじき」、「しいら」等とその最
も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから
順に表示する。

二 つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「
牛
肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏
肉」、「くじら」、「たら」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミ
ール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称
をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
三 肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示す

る。

イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖・高果糖液糖又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ロ 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧をして、「砂糖、水

ソーセージ		
名称	添加物	
次に定めるところにより表示する。	<p>使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p>	<p>あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p>

一 クツクドソーセージ

イ ボロニアソーセージにあつては「ボロニアソーセージ」と、フランクフルトソーセージにあつては「フランクフルトソーセージ」と、ワインナーソーセージにあつては「ワインナーソーセージ」と、リオナソーセージにあつては「リオナソーセージ」と、レバーソーセージにあつては「レバーソーセージ」と、レバーペーストにあつては「レバーペースト」と、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ワインナーソーセージ、リオナソーセージ、レバーソーセージ及びレバーペースト以外のクツクドソーセージにあつては「クツクドソーセージ」と表示する。ただし、一種類の家畜若しくは家きん又はこれに同種類の原料臓器類を使用し、原料魚肉類を加えていないボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージにあつては、それぞれ「○○ソーセージ

(ボロニア)」、「〇〇ソーセージ（フランクフルト）」又は「〇〇ソーセージ（ワインナー）」（〇〇は、「ポーク」、「ビーフ」、「チキン」等の食肉の種類とする。）と表示することができる。

口 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあつては、イに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。ただし、イのただし書に定める場合は、「ボロニア」、「フランクフルト」等とは、「ボロニア・ブロック」、「フランクフルト・スライス」等と表示する。

二 セミドライソーセージ及びドライソーセージ

イ セミドライソーセージにあつては「セミドライソーセージ」と、ドライソーセージにあつては「ドライソーセージ」と表示する。た

だし、原料畜肉類として豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は牛肉のみを用したセミドライソーセージ又はドライソーセージにあつては、それぞれ「ソフトサラミソーセージ」又は「サラミソーセージ」と表示する。

ロ ブロツク、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあつては、イに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロツク」、「スライス」等その形状を表示する。

三 加圧加熱ソーセージ

イ 「加圧加熱ソーセージ」と表示する。

ロ 加圧加熱ソーセージであつて、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ又はリオナソーセージに該当するものにあつては、イの規定にかかわらず、「加圧加熱ボロニアソーセージ」、「加圧加熱フランクフルトソーセージ」、「加圧

加熱ワインナーソーセージ」又は「加圧加熱リオナソーセージ」と表示することができる。

ハ ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあつては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。

四 無塩漬ソーセージ

イ 「無塩せきソーセージ」と表示する。

ロ 無塩漬せきソーセージであつて、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はワインナーソーセージに該当するものにあつては、イの規定にかかわらず、「無塩せきボロニアソーセージ」、「無塩せきフランクフルトソーセージ」又は「無塩せきワインナーソーセージ」と表示することができる。

ハ ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものに

あつては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、

「ブロツク」、「スライス」等その形状を表示する。

二 無塩漬せきソーセージであつて、加圧加熱殺菌したものにあつては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「加圧加熱」(ブロツク、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあつては、「ブロツク・加圧加熱」、「スライス・加圧加熱」等)と表示する。

原材料名
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 「豚肉」、「グリンピース」、「豚脂肪」、「牛じん臓」、「鯨肉」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果

糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

二 使用した畜肉、種もの又は結着材料が二種類以上である場合は、一の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 レバーソーセージ及びレバーぺーストに使用する肝臓は、一の規定にかかわらず、「肝臓」の文字の次に、括弧を付して、「豚、牛」等

と家畜、家きん及び家兎の別の種類名を併記した名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、家畜、

家きん又は家兎の肝臓が一種類の場合は、「豚肝臓」等と表示する。

四 魚肉は、一の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧をして、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

五 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖

原材料名	名称 ー ジ 混合ソーセ	添加物 糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 次に定めるところにより表示する。 一 「混合ソーセージ」と表示する。ただし、加圧加熱混合ソーセージにあつては、「加圧加熱混合ソーセージ」と表示する。 二 ブロック、スライス又はその他の形狀に切断して包装したものにつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形狀を表示する。
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次の		

一から四までに定めるところにより表示する。

- 一 「豚肉」、「鯨肉」、「豚脂肪」、「牛じん臓」、「グリンピー
ス」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「たん白加水分解物」、
「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量
の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果
糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混
合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂
糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・
果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液
糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示
することができる。
- 二 使用した畜肉、種もの又は結着材料が二種類以上である場合は、一
の規定にかかわらず、「畜肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字

の次に、括弧を付して、それぞれ「豚肉、牛肉」、「グリンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 魚肉は、一の規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖

ベーコン類	添加物	混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 次に定めるところにより表示する。
名称	<p>一 ベーコンにあつては「ベーコン」と、ロースベーコンにあつては「ロースベーコン」と、ショルダーベーコンにあつては「ショルダーべーコン」と表示する。</p> <p>二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。</p>	

使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一 原料肉は、ベーコンにあつては「豚ばら肉」と、ロースベーコンにあつては「豚ロース肉」と、ショルダーべーコンにあつては「豚肩肉」と表示する。

二 原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂

糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができるのである。

□ 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液

畜産物缶詰 及び畜産物 瓶詰	名称	添加物	糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
			<p>使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 食肉缶詰又は食肉瓶詰</p> <p>イ 使用した食肉の名称の次に、調味液の種類の名称を次の表に掲げる表示の方法により表示する。</p> <p>ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもつて表示する。</p> <p>ハ 小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食肉又はくし刺しの食肉を詰めたものにあつては、イの調味液の種類の名称の次に括弧を付し</p>

て、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と表示する。

二 焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰

イ 「やきとり」と表示する。ただし、くし刺しのものにあつては、「やきとり（くしざし）」と表示する。

ロ 「やきとり」又は「やきとり（くしざし）」の表示の次に、主な特徴となる香味（しそうゆに係る香味を除く。）に係る原材料が明らかとなるように「（塩味）」等と併記する。

三 ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰

ばら肉を使用したものにあつては「ベーコン」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーベーコン」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ベーコン」等の文字の次に括弧を付して、「スラ

イス」等と表示する。

四 ハム缶詰又はハム瓶詰

骨を除いたもも肉を使用したものにあつては「ボンレスハム」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースハム」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーハム」と、ばら肉を使用したものにあつては「ベリーハム」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。

五 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰

ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが二十ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したものを除く。）にあつては「ワインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが二十ミリメートル以上三十六ミリメートル未満

のもの（牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したもの）を除く。）にあつては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したもの）を除く。）にあつては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えたものを使用し、臓器及び可食部分（豚脂肪層を除く。）、魚肉並びに鯨肉を加えていないものであつて水分が三十五パーセントを超える五十五パーセント以下のものにあつては「セミドライソーセージ」と、食肉に種ものを加えたものを使用し、臓器及び可食部分、魚肉並びに鯨肉を加えていないものにあつては「リオナソーセージ」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ボロニアソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。

六 コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰

コンビーフを詰めたものにあつては「コンビーフ」と、コンビーフ以外のコーンドミートを詰めたものにあつては「コーンドミート」と表示する。ただし、牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の二十パーセント以上のものに限る。）を詰めたものにあつては、「ニューコーンドミート」又は「ニューコンミート」と表示することができる。

七 無塩漬せきコンビーフ缶詰又は無塩漬せきコンビーフ瓶詰

「無塩せきコンビーフ」と表示する。

八 ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰

「ランチョンミート」と表示する。

九 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰

使用した卵の名称の次に、「水煮」と表示する。

十 その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

イ 「豚肉しようが焼」、「鶏そぼろ」、「牛もつ味噌煮」、「うずら卵味付」等と、その内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。

ロ 食肉及びその加工品（調味、ばい焼又は塩漬したものに限る。）

（以下「食肉等」という。）の小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを詰めたものにあつては、イの名称の次に括弧を付して、それぞれ「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。ただし、イの名称から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものであることが明らかである場合はその限りでない。

調味液の種類	調味液の種類の表示の方法
水又は水に食塩等（しょうゆ、食酢及び食用油脂を除く。）を加えたもの	「水煮」と表示する。

原材料名	
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に次に定	<p>水にしょうゆ及び砂糖類を加えた もの又はこれらにその他の調味料 若しくは香辛料等を加えたもの 食酢又は食酢に香辛料等を加えた もの 食用油脂又は食用油脂に香辛料等 を加えたもの トマトソース等の調味液</p> <p>「油漬」と表示する。 「調味液漬」と表示する。ただし、 「トマトソース漬」、「クリームソース漬」等と表示する ことができる。</p>

めることにより表示する。

一 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「全粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」、「しそうが」、「グリンピース」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

二 ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びハム缶詰又はハム瓶詰にあつては、一の規定にかかわらず、使用した豚肉について、「豚ばら肉」、「豚もも肉」等とその部位の名称をもつて表示する。

三 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最

も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

四 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、三の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用

する場合にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

五　三及び四の規定にかかわらず、使用する砂糖類が二種類以上であつて、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たない場合は、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

六　使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、一の規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリンピース、パプリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の高い

		煮干魚類	
原材料名		名称	
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。		<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 「煮干魚類」と表示する。ただし、「煮干魚類」の表示の次に括弧を付して魚種名を表示することができる。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、体長（魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。以下煮干魚類の項において同じ。）がおおむね三センチメートル（いかなどにあつては、おおむね五センチメートル）以下の煮干魚類を詰めたものにあつては、「しらす干し」、「ちりめん」等とその最も一般的な名称をもつて表示することができる。</p>	<p>七 食酢にあつては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。</p> <p>ものから順に表示する。</p>

一 原料の魚類は、使用した全ての魚種の魚種名を、「まいわし」、「かたくちいわし」、「うるめいわし」、「いかなご」、「あじ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、表示する魚種名が三種類以上となる場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二種類の魚種名を表示してその他の魚種名は「その他」と表示することができる。

二 原材料に占める重量の割合が八十パーセント以上の魚種がある場合は、一の規定にかかわらず、その魚種名のみを表示することができる。

三 体長がおおむね三センチメートル（いかなごにあつては、おおむね五センチメートル）以下の魚類にあつては、一の規定にかかわらず、「しらす」等とその最も一般的な名称をもつて表示することができ

四 魚類以外の原材料にあつては、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	内容量	
名称		
<p>第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあつては、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 魚肉ハムにあつては「魚肉ハム」又は「ファイツシユハム」と、普通魚肉ソーセージにあつては「魚肉ソーセージ」又は「ファイツシユソーセージ」と、特種魚肉ソーセージにあつては「特種魚肉ソーセージ」又は「特種ファイツシユソーセージ」と表示する。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、ブロックに切断して包装したもののうち、魚肉ハムにあつては「魚肉ハム（ブロック）」又は「ファイツシユハム（ブロック）」と、魚肉ソーセージにあつては「魚肉ソーセージ（ブ</p>		

原材料名	
第三条第一項の表の原材料名の項に定めるほか、次に定めるところにより表示する。	<p>ロツク)」又は「フイッシュユソーセージ(ブロック)」と、特種魚肉ソーセージにあつては「特種魚肉ソーセージ(ブロック)」と、薄切りして包装したもの のうち、魚肉ハムにあつては「魚肉ハム(スライス)」又は「フイッシュユハム(スライス)」と、魚肉ソーセージにあつては「魚肉ソーセージ(スライス)」又は「フイッシュユソーセージ(スライス)」と、特種魚肉ソーセージにあつては「特種魚肉ソーセージ(スライス)」又は「特種フイッシュユソーセージ(スライス)」と表示する。</p> <p>三　一の規定にかかわらず、ハンバーグ風特種魚肉ソーセージにあつては「特種魚肉ソーセージ(ハンバーグ風)」又は「特種フイッシュユソーセージ(ハンバーグ風)」と表示する。</p>

一 魚肉ハムに使用する魚肉若しくは食肉（それぞれ肉片として使用するものに限る。）、肉様植たん又は脂肪層は、「肉片等」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 魚肉ハムに使用するつなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧をして、使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 魚肉ソーセージに使用した結着材料が二種類以上である場合は、「結着材料」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 特種魚肉ソーセージの種ものは、「種もの」の文字の次に、括弧を付して、使用した原材料をその最も一般的な名称をもつて、原材料に

			占める重量の割合の高いものから順に表示する。
削りぶし		添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
名称	内容量		第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個又は二枚以上が同一の容器包装に入れられたものであつて、個数又は枚数が外側から判別できないものにあつては、個数又は枚数を内容重量の表示の文字に並べて表示する。
削りぶし る。	次に定めるところにより表示する。 一 一種類の魚類のかれぶしのみを使用したものにあつては、「○○かれぶし削りぶし」又は「○○かれぶし削り」と表示し、「○○」には「まぐろ」、「かつお」等のかれぶしに使用した魚類の名称を表示す		

二 一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、「○○削りぶし」と表示し、「○○」には「かつお」、「さうだがつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を表示する。ただし、かつおのふしのみを削つたものにあつては、「花かつお」と表示することができる。

三 一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削つたものとかれぶしを削つたものを混合したものにあつては、「○○削りぶし」と表示し、「○○」には「かつお」、「いわし」等のふし、煮干し又は圧搾煮干しに使用した魚類の名称を表示する。

四 二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、「混合削りぶし」と表示する。

五 削りぶしにあつては、一から四までに規定する表示の文字の次に、括弧を付して、薄削りにあつては「薄削り」と、厚削りにあつては

「厚削り」と、糸削りにあつては「糸削り」と、碎片にあつては「碎片」と、削り粉が二十五パーセント以上含まれるもの（削り粉のみのものを除く。）にあつては「粉末混合」と、削り粉のみのものにあつては「粉末」と表示する。ただし、「薄削り」の文字及びこれに付す括弧並びに五グラム以下の容器に詰めたものにおける「碎片」の文字及びこれに付す括弧は省略することができる。

六 五の規定にかかわらず、外観から内容物の形状が容易に確認できるものにあつては、「厚削り」、「糸削り」、「碎片」及び「粉末」の文字並びにこれらに付す括弧は省略することができる。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「かつおのふし」、「さばのかれぶし」、「あじの煮干し」、「さばの圧搾煮干し」等と、魚種名に「ふし」、「かれぶし」、「煮干し」又は「圧搾煮干し」の文字を併記した名称をもつて表示する。ただし、むろあじのみを

内容量	うに加工品
原材料名	名称
第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、二個以上が同一の容器包装に入れられたものにあっては、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「○g×△袋」等と表示する。	粒うににあつては「粒うに」と、練りうににあつては「練りうに」と、混合うににあつては「混合うに」と表示する。
使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一 原材料のうには、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を表示する。 二 一以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、	使用した場合は、「あじ」を「むろあじ」と表示することができます。

「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

口 表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

名称 「うにあえもの」と表示する。

使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

る。

一 原材料のうには、次に定めるところにより表示する。

イ 「粒うに」、「練りうに」又は「混合うに」と表示する。

ロ 「粒うに」、「練りうに」又は「混合うに」の文字の次に、それぞれの原材料名を、括弧を付して、別表第四のうに加工品の原材料名の項に定めるところにより表示する。

二 一以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「くらげ」、「いか」、「かずのこ」、「あわび」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう

糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

口 表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にか

かわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 うなぎにあつては、「うなぎ」等うなぎの名称をもつて表示す

うなぎ加工
品（輸入品）

原材料名

以外のもの

に限る。)

る。

二 うなぎ以外の原材料にあつては、「しょうゆ」、「みりん」等との最も一般的な名称をもつて表示する。

乾燥わかめ

名称

「乾わかめ」と表示する。ただし、灰ぼしわかめにあつては「灰ぼしわかめ」と、もみわかめにあつては「もみわかめ」と、板わかめにあつては「板わかめ」と表示する。

原材料名

「わかめ」と表示する。ただし、湯通し塩蔵わかめを十分に塩抜きしたものを乾燥したものにあつては、湯通し塩蔵わかめを使用した旨を表示する。

塩蔵わかめ

名称

塩蔵わかめにあつては「塩蔵わかめ」と、湯通し塩蔵わかめにあつては「湯通し塩蔵わかめ」と表示する。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めることにより表示する。

		みそ
原材料名	名称	<p>一 わかめにあつては、「わかめ」と表示する。ただし、乾燥わかめを水で戻して塩蔵わかめを製造したものにあつては、乾燥わかめを使用した旨を表示する。</p> <p>二 わかめ以外の原材料にあつては、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。</p>
使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示す	<p>米みそにあつては「米みそ」と、麦みそにあつては「麦みそ」と、豆みそにあつては「豆みそ」と、調合みそにあつては「調合みそ」と表示する。</p> <p>ただし、風味原料を加えたものであつて、風味原料の原材料及び添加物に占める重量の割合が調味の目的で使用される添加物の原材料に占める重量の割合を上回るものにあつては、「米みそ」等の文字の次に括弧を付して、「だし入り」と表示する。</p>	

しょうゆ	
名称	
次に定めるところにより表示する。	<p>一 原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこし」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「調合みそ」であつて、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」を二種類以上混合したものにあつては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>二 原料以外の原材料にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p>

一 「こいくちしようゆ」であつて、本釀造方式によるものは「こいくちしようゆ（本釀造）」と、混合釀造方式によるものは「こいくちしようゆ（混合釀造）」と、混合方式によるものは「こいくちしようゆ（混合）」と表示する。

二 「うすくちしようゆ」であつて、本釀造方式によるものは「うすくちしようゆ（本釀造）」と、混合釀造方式によるものは「うすくちしようゆ（混合釀造）」と、混合方式によるものは「うすくちしようゆ（混合）」と表示する。

三 「たまりしようゆ」であつて、本釀造方式によるものは「たまりしようゆ（本釀造）」と、混合釀造方式によるものは「たまりしようゆ（混合釀造）」と、混合方式によるものは「たまりしようゆ（混合）」と表示する。

四 「さいしこみしようゆ」であつて、本釀造方式によるものは「さいしこ

みしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「さいしこみ
しょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「さいしこみ
うゆ（混合）」と表示する。

五 しろしょうゆであつて、本醸造方式によるものは「しろしょうゆ
(本醸造)」と、混合醸造方式によるものは「しろしょうゆ（混合醸
造）」と、混合方式によるものは「しろしょうゆ（混合）」と表示す
る。

六 一から五までに規定するもの以外のしょうゆであつて、本醸造方式
によるものは「しょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは
「しょうゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「しょうゆ（混
合）」と表示する。

第三条第一項の表の原材料名の項に定めるほか、大豆にあつては「大豆」
又は「脱脂加工大豆」の別に表示し、アミノ酸液にあつては「アミノ酸

	ウスター ソース 類	液」と、酵素分解調味液にあつては「酵素分解調味液」と、発酵分解調味液にあつては「発酵分解調味液」と表示する。
原材料名	名称	<p>ウスター ソースにあつては「ウスター ソース」と、中濃ソースにあつては「中濃ソース」と、濃厚ソースにあつては「濃厚ソース」と表示する。ただし、無塩可溶性固形分が三十三パーセント以上のウスター ソースについては、「ウスター ソース（こいくち）」と表示することができる。</p> <p>使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 野菜及び果実は、「野菜・果実」（野菜のみの場合は、「野菜」とする。）の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「たまねぎ」、「にんじん」、「トマト」、「りんご」、「デーツ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、表示する野菜及び果実の名称が四種類以上となる場合は、割合</p>

の高いものから順に三種類の名称を表示してその他の名称は「その他」と表示することができる。

二 砂糖類は、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

三 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、二の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう

糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

四 食酢は、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。

五 四の規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧をして、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもつて表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるとき

は、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

六 野菜及び果実、砂糖類並びに食酢以外の原材料は、「食塩」、「でん粉」、「肉エキス」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

ただし、香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

添加物	名称	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料
使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	マヨネーズにあつては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあつては「サラダクリーミードレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあつては「半固体状ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあつては「乳化液状ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあつては「分離液状ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあつては「ドレッシングタイプ調味料」	ドレッシン

と表示する。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

- 一 食用植物油脂は、「食用植物油脂」と表示する。
- 二 一の規定にかかわらず、食用植物油脂にあつては、「食用植物油脂」の文字の次に括弧を付して、「大豆油、なたね油」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する食用植物油脂が一種類であるときは、「食用植物油脂」の文字及び括弧を省略することができる。
- 三 食酢は「醸造酢」等と、かんきつ類の果汁は「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。
- 四 三の規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次

に括弧を付して、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

五 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、

「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、表示する砂糖類が一種類である場合は、「砂糖類」又

は「糖類」の文字及び括弧を省略することができる。

六 食用植物油脂、醸造酢、かんきつ類の果汁及び砂糖類以外の原材料は、「卵黄」、「たん白加水分解物」、「食塩」、「でん粉」、「からし」、「こしょう」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、からし、こしょうその他の香辛料については、「香辛料」と表示することができる。

食酢	内容量	名称
		第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、半固体状ドレッシングにあつては内容重量をグラム又はキログラムの単位で、乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングにあつては内容体積をミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して表示する。
米酢	米酢にあつては「米酢」と、米黒酢にあつては「米黒酢」と、大麦黒酢にあつては「大麦黒酢」と、米酢、米黒酢及び大麦黒酢以外の穀物酢にあつては「穀物酢」と、りんご酢にあつては「りんご酢」と、ぶどう酢にあつ	

ては「ぶどう酢」と、りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢にあつては「果実酢」と、穀物酢及び果実酢以外の醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成酢にあつては「合成酢」と表示する。ただし、醸造酢のうち穀類（甘しょ、ばれいしょ又はかぼちやを醸造酢の原料とする場合において、こうじに使用する穀類を除く。以下この項において同じ。）及び果実を使用しないものであつて、一種類の野菜、その他の農産物又は蜂蜜（それぞれ次の表に定めるものに限る。）をそれぞれ次の表に定める重量以上使用しており、かつ、使用した原材料のうち当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の重量の割合が最も高い場合には「醸造酢（□□酢）（□□は当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の名称とする。）」と、醸造酢のうち穀類、果実、その他の農産物及び蜂蜜を使用しないものであつて、二種類以上の野菜を使用し、そのうちの一種類以上の野菜を表に定める重量以上使用しており、かつ、使用した原材料のうち野菜の重量の割合が最も高い場合には「醸造

酢（野菜酢）」と表示することができる。

種類	量	野菜、その他の農産物及び蜂蜜の 醸造酢一リットル当たりの使用
甘しょ	八十グラム	かぼちゃ
ばれいしょ	百三十グラム	たまねぎ
かぼちや	二百六十グラム	にんじん
たまねぎ	三百グラム	トマト
にんじん	五百七十グラム	さとうきび
トマト	三百三十グラム	三十グラム
さとうきび	百十グラム（搾汁の重量とす る。）	蜂蜜

添加物	第三条第一項の表の添加物の項に定めるほか、合成酢に使用される氷酢酸又は酢酸にあつては、第三条第一項の表の添加物の項の規定にかかわらず、「氷酢酸」又は「酢酸」と表示する。
名称 風味調味料	「風味調味料」と表示する。ただし、表1の算式により算出した表2の上欄の風味原料の配合率が八・三ペーセント以上のものにあつては、同表の下欄の種類名を「風味調味料」の文字の次に、括弧を付して表示する。
表1 算式	$(\text{使用する粉末の風味原料の重量 (g)} \times \text{使用する粉末の風味原料の固乾物含有率 (\%)} + \text{使用する抽出濃縮物の風味原料の重量 (g)} \times \text{使用する抽出濃縮物の風味原料の固乾物含有率 (\%)}) \times \text{製品の内容量 (g)} \times 100$

表2

風味原料	かつおぶしの粉末並びにかつおぶし及びかつお の抽出濃縮物	かつおぶし及びそなだがつおぶしの粉末並びに かつおぶし、かつお、そなだがつおぶし及びそ うだかつおの抽出濃縮物	そなだがつおぶしの粉末並びにそなだがつおぶ し及びそなだがつおの抽出濃縮物	さばぶしの粉末並びにさばぶし及びさばの抽出 濃縮物	あじぶしの粉末及び抽出濃縮物	いわしぶしの粉末及び抽出濃縮物	煮干いわし及び煮干とびうおの粉末及び抽出濃 縮物
種類名	かつお	かつお等	そなだがつお	さば	あじ	いわし	煮干し

原材料名	濃縮物	煮干貝柱の粉末並びに煮干貝柱及び貝柱の抽出物	縮物
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	こんぶの粉末及び抽出濃縮物 乾しいたけの粉末並びに乾しいたけ及びしいたけの抽出濃縮物	こんぶ しいたけ	貝柱
一 風味原料は、「風味原料」の文字の次に、括弧を付して、「かつおぶし粉末」、「かつおエキス」、「そだがつおぶし粉末」、「さばぶし粉末」、「あじぶし粉末」、「煮干いわし粉末」、「煮干貝柱粉末」、「貝柱エキス」、「こんぶ粉末」、「こんぶエキス」、「乾し			

いたけ粉末」、「じいたけエキス」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

三 二の規定にかかわらず、表示する砂糖類の名称が一種類となる場合

は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び砂糖類の名称に付する括弧を省略することができる。

四 風味原料及び砂糖類以外の原材料は、「食塩」、「たん白加水分解物」、「でん粉」又は「デキストリン」とその最も一般的な名称をもつて表示する。

乾燥スープ

名称

乾燥コンソメにあつては「乾燥スープ（コンソメ）」と、乾燥ポタージュにあつては「乾燥スープ（ポタージュ）」と、その他の乾燥スープにあつては「乾燥スープ」と表示する。ただし、その他の乾燥スープにあつては「乾燥スープ（中華風）」、「乾燥スープ（和風）」等とスープの特性を表す用語を表示することができる。

使用した原材料を、次の一及び二の区分により、一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一 うきみ又は具以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

原材料名

イ 「小麦粉」、「脱脂粉乳」、「食塩」、「食用植物油脂」、「砂糖」、「鶏肉」、「たまねぎ」、「たん白加水分解物」、「デキストリン」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ロ イの規定にかかわらず、香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

二 うきみ又は具は、「うきみ」、「具」又は「うきみ・具」の文字の次に、括弧を付して、「鶏肉、卵、にんじん、パセリ、マッシュルーム」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

添加物

内容量	食用植物油 脂	名称
<p>内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示するとともに、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「1人○○mlで○人前」等と表示する。ただし、一人前ずつ個包装されているものにあっては、「1人○○mlで○人前」等の表示を省略することができる。</p> <p>食用サフラン油にあっては「食用サフラン油」と、食用ぶどう油にあっては「食用ぶどう油」と、食用大豆油にあっては「食用大豆油」と、食用ひまわり油にあっては「食用ひまわり油」と、食用小麦はい芽油にあっては「食用小麦はい芽油」と、食用とうもろこし油にあっては「食用とうもろこし油」と、食用綿実油にあっては「食用綿実油」と、食用ごま油にあっては「食用ごま油」と、食用なたね油にあっては「食用なたね油」と、食用こめ油にあっては「食用こめ油」と、食用落花生油にあっては「食用落花生油」と、食用オリーブ油にあっては「食用オリーブ油」と、食用パーム油にあっては「食用パーム油」と、食用パームオレインにあつ</p>		

原材料名	
	<p>ては「食用パームオレイン」と、食用調合油にあつては「食用調合油」と、香味食用油にあつては「香味食用油」と表示する。ただし、香味食用油にあつては「ラー油」等と表示することができる。</p> <p>使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 原料食用油脂は、「食用サフラワー油」、「食用ぶどう油」、「食用と用大豆油」、「食用ひまわり油」、「食用小麦はい芽油」、「食用とうもろこし油」、「食用綿実油」、「食用ごま油」、「食用なたね油」、「食用こめ油」、「食用落花生油」、「食用オリーブ油」、「食用パーム油」、「食用パームオレイン」等と表示することとし、</p> <p>食用調合油及び香味食用油にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、食用サフラワー油及び食用ひまわり油のうち、ハイリノレイツク種の種子から採取したものにあつて</p>

は「ハイリノール」と、ハイオレイツク種の種子から採取したものにあつては「ハイオレイン」と、これらを併用する場合にあつては「ハイリノール、ハイオレイツク」と、これらを併用する場合にあつては「ハイリノール、ハイオレイツク」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に、原料食用油脂の名称の文字の次に、括弧を付して表示することができる。

二 原料食用油脂以外の原材料は、「しょうが」、「しょうゆ」、「ポークエキス」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、しょうがその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

マーガリン

名称

添加物

次に定めるところにより表示する。

原材料名	
<p>一 マーガリンにあつては「マーガリン」と表示する。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示する。</p> <p>二 ファットスプレッドにあつては、「ファットスプレッド」と表示する。ただし、流動状のものにあつては名称の次に括弧を付して「流動状」と表示し、風味原料をえたものにあつては「風味ファットスプレッド」と表示し、糖類又は蜂蜜をえたものにあつては名称の次に括弧を付して「加糖」と表示する。</p> <p>使用した原材料を、次の一及び二の区分により、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。</p> <p>一 食用油脂にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、大豆油等の食用植物油脂については「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあつては「食用動物</p>	

油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあつては「食用精製加工油脂」と表示することができる。

二 食用油脂以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ 「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、「カゼイン」、「からし」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、からしの他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

ロ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて表示するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶど

う糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、口の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖

調理冷凍食 品（冷凍フ ライ類、冷 凍しゅうま い、冷凍ぎ ょうぎ、冷 凍春巻、冷 凍ハンバー ー）	添加物 名称	を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示すること ができる。
		使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三 条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目 的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。 次に定めるところにより表示する。 一 冷凍フライ類 「冷凍フライ類」、「冷凍魚フライ」、「冷凍えびフライ」、「冷 凍いかフライ」、「冷凍かきフライ」、「冷凍コロッケ」、「冷凍カ ツレツ」等とその製品の最も一般的な名称をもつて表示する。ただ し、衣にパン粉、クラッcker、はるさめ等をつけないものにあつて は、「フライ」の文字に代えて、「天ぷら」、「唐揚げ」等とその調 理方法による最も一般的な名称をもつて表示する。

グステー

キ、冷凍ミ

ートボー

ル、冷凍フ

イツシユハ

ンバーグ、

冷凍フイツ

シュボー

ル、冷凍米

飯類及び冷

凍めん類に

限る。)

二 冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻

冷凍しゅうまいにあつては「冷凍しゅうまい」と、冷凍ぎょうざにあつては「冷凍ぎょうざ」と、冷凍春巻にあつては「冷凍春巻」と表示する。

三 冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボール

冷凍ハンバーグステーキにあつては「冷凍ハンバーグステーキ」又は「冷凍ハンバーグ」と、冷凍ミートボールにあつては「冷凍ミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないもので、原材料として一種類の食肉のみを使用したものにあつては、「冷凍ハンバーグステーキ」若しくは「冷凍ハンバーグ」又は「冷凍ミートボール」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉」、「豚肉」等と使用した食肉の最も一般的な名称を表示する。

四 冷凍ファイツシュハンバーグ及び冷凍ファイツシュボール

冷凍ファイツシュハンバーグにあつては「冷凍ファイツシュハンバーグ」と、冷凍ファイツシュボーラーにあつては「冷凍ファイツシュボーラー」と表示する。ただし、食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを用していないもので、原材料として一種類の魚肉のみを使用したものにあつては、「冷凍ファイツシュハンバーグ」又は「冷凍ファイツシュボール」の文字の次に、括弧を付して、「えび」、「かに」等と使用した魚肉の最も一般的な名称を表示する。

五 冷凍米飯類

「冷凍米飯類」、「冷凍チャーハン」、「冷凍焼きおにぎり」等とその製品の最も一般的な名称をもつて表示する。

六 冷凍めん類

「冷凍めん類」、「冷凍うどん」、「冷凍スパゲッティ」等とその

製品の最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、調味料で味付け、又はかやくを加えて調理したものにあつては、「冷凍めん類」等の文字の次に、括弧をして、「調理済み」と表示する。

七 一から六までの規定による表示中「冷凍」の文字は省略することができる。

使用した原材料を、次の二から四までの区分により、原材料（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から四までに定めるところにより表示する。

一 ソース、具、調味料及びかやくの原材料並びに加熱調理用の食用油脂以外の原材料は、次のイからハの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれイからハまでに定めるところにより表示する。

イ 衣、皮又はめん以外の原材料は、次に定めるところにより表示す

る。

(1) 「えび」、「たら」、「牛肉」、「豚肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「ばれいしょ」、「小麦粉」、「でん粉」、「ゼラチン」、「脱脂粉乳」、「かまぼこ」、「どうもろこし」、「粒状植物性たん白」、「食塩」、「砂糖」、「こしよう」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあつては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

(2) 使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが二種類以上の場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「たら、かに」、「どうもろこし、グリンピース」又は「でん

粉、パン粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

(3) 使用した肉様植たんが二種類以上の場合は、(1)の規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」又は「纖維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ロ 使用した衣又は皮の原材料は、「衣」又は「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉、パン粉、食塩、砂糖、こしょう、植物油脂」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあつては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

ハ 使用しためんの原材料は、「めん」の文字の次に、括弧を付し

て、「小麦粉」、「そば粉」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、別表第三の冷凍めん類の定義の項の1に掲げるものにあっては、「めん」の文字及びめんの名称に付する括弧を省略することができる。

二 冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍ファイツシュハンバーグ又は冷凍ファイツシュボールにソース又は具を加えた場合におけるソース又は具の原材料は、ソースにあっては「ソース」の文字の次に、括弧を付して「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等と、具にあっては「具」の文字の次に、括弧を付して「チーズ、にんじん」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。

三 冷凍めん類に調味料又はかやくを添付した場合における調味料及び

かやくの原材料は、調味料の原材料にあつては「つゆ」、「ソース」、「スープ」等の文字の次に括弧を付して「しょうゆ、こんぶエキス、砂糖」等と、かやくの原材料にあつては「かやく」、「具」等の文字の次に括弧を付して「かまぼこ、わかめ」等と、それぞれその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあつては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

四 加熱調理用の食用油脂は、「揚げ油」又は「いたため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもつて、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。

添加物

1 使用した添加物を、第三条第一項の表の添加物の規定並びに次の二及

び二の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

一 原材料名の項一のハ、二及び三に掲げる場合にあつては、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加した添加物はめん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料名の表示に併記して、めん、ソース、調味料又はかやくの原材料に添加した添加物はそれぞれめん、ソース、調味料又はかやくの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 一に掲げる場合以外の場合にあつては、原材料名の表示に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

2 1の本文の規定にかかわらず、添加物を、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料以外の原材料に添加したもの、めんの原材料に添加した

チルドハンバーグステーキ	内容量	もの、ソースの原材料に添加したもの並びに調味料及びかやくの原材料に添加したものに区分して、めん、ソース、調味料及びかやくの原材料に添加したものにあつては、それぞれ「めん」、「ソース」、「つゆ」、「ステップ」等の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。
チルドハンバーグステーキ	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュユハングーフは冷凍フィッシュユボールにソースを加えたものにあつては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。	「チルドハンバーグステーキ」又は「チルドハンバーグ」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであつて、原材料の食肉として牛肉のみを使用した

ものは「チルドハンバーグステーキ（ビーフ）」又は「チルドハンバーグ（ビーフ）」、原材料の食肉として豚肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ（ポーク）」又は「チルドハンバーグ（ポーク）」、原材料の食肉として鶏肉のみを使用したものは「チルドハンバーグステーキ（チキン）」又は「チルドハンバーグ（チキン）」等と表示する。

使用した原材料（ソース又は具を加えたものにあつては、ソース又は具を含む。）を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。

一 ソース及び具の原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「牛肉」、「豚肉」、「粒状植物性たん白」、「パン粉」、「アーモンド」、「食塩」、「牛肉エキス」、「こしょう」等とその最

も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

ロ 使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。）、つなぎ又は野菜等が二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「つなぎ」又は「野菜等」（野菜のみを使用した場合は、「野菜」）の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「パン粉、でん粉」又は「たまねぎ、にんじん」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ハ 使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」又は「纖維状・粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高

いものから順に表示する。

二 魚肉は、イの規定にかかわらず、「魚肉」の文字の次に、括弧を付して、「たら、まぐろ」等と、その最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧を付して、「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等とその最も一般的な名称をもつて、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料につては、「香辛料」と表示することができる。

三 具を加えた場合における具の原材料は、「具」、「付け合わせ」等の文字の次に、括弧を付して、「チーズ、ベーコン」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料につては、「香辛料」

添加物

と表示することができる。

次に定めるところにより表示する。

一 使用した添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料に添加したものにあつてはソース及び具の原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあつてはソースの原材料名の表示に併記して、具の原材料に添加したものにあつては具の原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

二 一の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソース及び具の原材料以外の原材料に添加したもの、ソースの原材料に添加したもの及び具の原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものに

			あつては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。
原材料名	名称	内容量	
トボール チルドミー	「チルドミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであつて一種類の食肉のみを使用したものにあつては、「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」等の食肉の種類を表示することができる。	第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあつては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。	

一 ソースの原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「牛肉」、「豚肉」、「たら」、「粒状植物性たん白」、「パン粉」、「食塩」、「牛肉エキス」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

ロ 使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。）、魚肉、つなぎ又は野菜等が二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「魚肉」、「つなぎ」又は「野菜等」（野菜のみを使用した場合は、「野菜」）の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「たら、まぐろ」、「パン粉、でん粉」又は「たま

ねぎ、にんじん」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ハ 使用した肉様の組織を有する植物性たんぱくが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」とは「纖維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧を付して、「トマトピューレー、こしょう、砂糖」等とその最も一般的な名称をもつて、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料につては、「香辛料」と表示することができる。

添加物

次に定めるところにより表示する。

一 使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものに

あつてはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあつてはソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

二 一の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあつては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。

第三条第一項の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあつては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。

チルドぎよ

名称

内容量

次に定めるところにより表示する。

原材料名	
使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	<p>一 「チルドぎょうざ」、「チルドしゅうまい」、「チルド春巻」又は「チルドぱおず」（以下「「チルドぎょうざ」等」と総称する。）と表示する。</p> <p>二 あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より高いものにあつては、「チルドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「魚肉」と表示する。</p> <p>三 あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎょうざにあつては二十パーセント未満、チルドしゅうまいにあつては二十五パーセント未満、チルド春巻又はチルドぱおずにあつては十パーセント未満である場合は、二の規定にかかわらず、「チルドぎょうざ」等の文字の次に、括弧を付して、「野菜」と表示する。</p>

一 加熱調理用の食用油脂及び添付油等の原材料以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ あんの原材料を、次に定めるところにより表示する。

(1) 「豚肉」、「たら」、「たまねぎ」、「えび」、「豚胃」、「豚脂」、「粒状植物性たん白」、「魚肉加工品」、「小麦粉」、「でん粉」、「ゼラチン」、「食塩」、「砂糖」、「しょうが」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、香辛料にあつては「香辛料」と、砂糖類にあつては「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

(2) 使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが二種類以上である場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉、豚肉」、「たら、はも」、「たまねぎ、グリーンピース」、「小麦粉、でん

粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

(3) 使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、(1)の規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」又は「纖維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

口 皮の原材料を、「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉、米粉、食塩、植物油脂」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

二 加熱調理用の食用油脂の原材料は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラード」等とその最も一般的な名称をもつて、配合された重量の割合の高いものから順

に表示する。

三 添付油等の原材料は、「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字の次に、括弧を付して、「綿実油」、「ラー
ド」、「にんにく」、「しょうゆ」、「からし」、「ラー油」等とそ
の最も一般的な名称をもつて、配合された重量の割合の高いものから
順に表示する。

添加物

次に定めるところにより表示する。

一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順
に、第三条第一項の表の添加物の規定に従い表示する。ただし、添付
油等の原材料に添加したものにあつては、添付油等の原材料名の表示
に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条
第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。

二 一の規定にかかわらず、添加物を、添付油等の原材料以外の原材料

レトルトパウチ食品 (植物性たんぱく食品)	内容量	
名称		
「カレー」（野菜を原材料として使用したカレーであつて、食肉鳥卵及びその加工品並びに魚肉を使用していないものにあつては、「野	<p>食用油脂、調味料又は香辛料を添付したものにあつては製品及びこれらのものの合計の重量並びに製品の重量を、これらを添付しないものにあつては製品の重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示するとともに、内容重量の表示の文字の次に、括弧を付して、「○個入り」と表示する。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 カレー</p>	<p>に添加したもの及び添付油等の原材料に添加したものに区分して、添付油等の原材料に添加したものにあつては「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。</p>

フスタイル
ル) を除
く。)

菜カレー」と表示する。

二 ハヤシ、ゼンザイ、ハンバーグステーキ及びミートボール
ハヤシにあつては「ハヤシ」と、ゼンザイにあつては「ゼンザイ」
と、ハンバーグステーキにあつては「ハンバーグステーキ」又は「ハ
ンバーグ」と、ミートボールにあつては「ミートボール」と表示す
る。

三 パスタソース

「パスタソース」と表示する。ただし、食肉を原材料として使用し
たものであつて臓器及び可食部分、魚肉並びに肉様植たんを使用して
いないものにあつては、「ミートソース」と表示する。

四 まあぼ料理のもと

「まあぼ料理のもと」と表示する。ただし、豆腐又はなすとともに
調理して食用に供するよう調製したものにあつては、それぞれ「ま

あぼ豆腐のもと」又は「まあぼなすのもと」と表示する。

五 混ぜごはんのもと類

米又は麦を炊飯したものに混ぜて食用に供するよう調製したものにあつては「まぜごはんのもと」と、米又は麦とともに炊飯して食用に供するよう調製したものにあつては「たきこみごはんのもと」と、米又は麦を炊飯したものとともにいためて食用に供するよう調製したものにあつては「いためごはんのもと」と表示する。ただし、「まぜごはんのもと」、「たきこみごはんのもと」又は「いためごはんのもと」の文字の次に、括弧を付して、「五目ずしのもと」、「かまめしのもと」、「チャーハンのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

六 どんぶりもののもと

牛どんのものと（牛肉を原材料として使用したものであつて、それ以

外の食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないものをいう。以下レトルトパウチ食品の項において同じ。）にあつては「牛どんのもと」と、それ以外のものにあつては「どんぶりもののもと」と表示する。ただし、牛どんのもと以外のものにあつては、「どんぶりもののもと」の文字の次に、括弧を付して、「親子どんぶりのもと」、「かつどんのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

七 シチュー

「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあつては、「クリームシチュー」と表示する。

八 スープ

「スープ」と表示する。ただし、「スープ」の文字の次に、括弧を付して、「コンソメ」、「ポタージュ」等と製品の一般的な名称を表

示することができる。

九 和風汁物

「和風汁物」と表示する。ただし、「和風汁物」の文字の次に、括弧を付して、「かす汁」、「みそ汁」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

十 米飯類

イ 「米飯類」と表示する。ただし、「米飯類」の文字の次に、括弧を付して、「赤飯」、「五目ごはん」、「かゆ」、「ぞうすい」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

ロ イの規定にかかわらず、そうざいを添えたものにあつては、「べんとう」と表示する。

十一 食肉味付

イ 使用した食肉等（食肉並びに臓器及び可食部分をいう。以下レト

ルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）の項において同じ。）の名称の次に「味付」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧をして、「しょうゆ味」、「みそ味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

ロ 家きんの肉又は臓器及び可食部分をばい焼したものにあつては、「やきとり」と表示する。ただし、「やきとり」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「塩味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

ハ 食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「〇〇肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「〇〇もつ」と表示することができる。

二 小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあつては、イの「味付」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

十二 食肉油漬け

イ 使用した食肉の名称の次に「油漬」と表示する。ただし、小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあつては、「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

十三 魚肉味付及び魚肉油漬け

イ 使用した魚肉の名称の次に「味付」又は「油漬」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、

「トマト味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

口 魚肉味付のうち、ばい焼したものにあつては、イの規定にかかわらず、「てり焼」又は「かば焼」と表示することができる。

ハ 魚肉の名称は、「まぐろ」、「かつお」、「さば」、「うなぎ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。

ニ 小肉片又は碎き肉を詰めたものにあつては、イの「味付」又は「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」又は「碎き肉」と表示すること。ただし、小肉片にあつては「チャンク」と、碎き肉にあつては「フレーク」と表示することができる。

十四 一から十三までに掲げるものの以外のもの

その内容物を識別できる最も一般的な名称をもつて表示する。

使用した原材料を、次の一から三までの区分により、一から三までの順

に、それぞれ一から三までに定めるところにより表示する。

一 使用した原材料にあつては、次に定めるところにより表示する。
イ 「牛肉」、「牛舌」、「豚肝臓」、「鶏卵」、「まぐろ」、「え
び」、「粒状植物性たん白」、「たまねぎ」、「にんじん」、「ば
れいしょ」、「マッシュルーム」、「りんご」、「米」、「麦」、
「小豆」、「チーズ」、「油揚げ」、「牛乳」、「パン粉」、「小
麦粉」、「でん粉」、「トマトペースト」、「牛肉エキス」、「ウ
スターソース」、「しょうゆ」、「みりん」、「綿実油」、「カレ
ー粉」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつ
て、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただ
し、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示するこ
とができる。

ロ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶ

どう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等との最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ 食肉油漬け又は魚肉油漬けであつて、使用する砂糖類が二種類以上であり、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たない場合には、口の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

二 使用した食肉等、魚肉、野菜若しくは果実又はつなぎが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「魚肉」、「野菜・果実」（野菜のみを使用した場合は「野菜」、果実のみを使用した場合は「果実」）又は「つなぎ」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「まぐろ、たら、あさり」、「たまねぎ、にんじん、りんご」、「パン粉、でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ホ 使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・纖維状植物性たん白」、「纖維状・粒状植物性たん白」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 スープであつて、うきみを加えた場合におけるうきみの原材料は、

一の規定にかかわらず、「うきみ」の文字の次に括弧を付して、「鶏肉、えび、粒状植物性たん白、マッシュルーム、バーミセリー」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 ハンバーグステーキ又はミートボールであつて、ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、一の規定にかかわらず、「ソース」の文字の次に括弧を付して、「牛肉エキス、トマトペースト、りんごピューレー、ウスターソース、食塩、砂糖、こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

次に定めるところにより表示する。

一 使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものに

添加物	

あつてはソースの原材料以外の原材料名の表示に併記して、ソースの原材料に添加したものにあつてはソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。

二　一の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したもの及びソースの原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあつては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。

第三条第一項の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあつては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。

次に定めるところにより表示する。

一 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰

調理食品缶
詰及び調理

名称

内容量

調理食品缶 詰及び調理		
名称	内容量	
一 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰		

イ 製品の内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した食肉の名称の次に、「野菜煮」と表示し、又は特定の野菜を使用したものにあつては、「野菜煮」に代えて「たけのこ煮」等と表示することができる。

ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもつて表示する。

ハ 三種類以上の食肉を使用したものにあつては、イ及びロの規定にかかわらず、「食肉野菜煮」と表示する。

ニ イからハまでの規定にかかわらず、一種類の野菜を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が三十パーセント未満十パーセント以上のもの及び二種類以上の野菜等（野菜、きのこ類、豆腐、しらたき等をいう。）を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が二十パーセント未満十パーセント以上のものにあつては、

「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛
肉入り」、「鶏肉入り」等（三種類以上の食肉を使用したものにつ
いては、「食肉入り」と表示し、固形量に対する食肉の重量の割
合が十パーセント未満のものにあつては、食肉の名称を付きずに
「野菜煮（食肉入り）」と表示する。

二 カレー缶詰又はカレー瓶詰

「カレー」と表示する。

三 シチュー缶詰又はシチュー瓶詰

「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあつては、
「シチュー（クリーム煮）」と表示する。

四 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰

イ 製品の内容を最もよく表す名称を表示する。

ロ 牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分

を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあつては、イの規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと表示する。

ハ 骨付の食肉を使用したものにあつては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と表示する。

原材料名

次に定めるところにより表示する。

一 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ 「牛肉」、「たけのこ」、「しいたけ」、「焼豆腐」、「しらたき」、「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「み

そ」、「醸造酢」、「みりん」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「綿実油」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、こしようの他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

□ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等との最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示する

ことができる。

ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、口の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ニ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括

弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ジンボウ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあつては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。

ホ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。

二 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「粉乳」、「ゼラチン」、「でん

粉」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

口 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等との最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、口の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ニ 口及びハの規定にかかわらず、使用する砂糖類が二種類以上であつて、砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

炭酸飲料	
名称	
「炭酸飲料」と表示する。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別で	<p>ホ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあつては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。</p> <p>ヘ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。</p> <p>ト イ及びホの規定にかかわらず、ひき肉加工品等にあつては、その主要原材料を、「肉だんご」等の名称の次に括弧を付して、「豚肉、鶏肉、でん粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p>

きる他の適切な名称を表示することができる。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「高果糖液糖」、「オレンジ果汁」、「乳酸菌飲料」等、その最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

二 印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭酸飲料について、表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶど

う糖」等と多いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

三 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高果糖液糖」にあつては「砂糖・液糖」と表示することができる。

四 原材料及び添加物として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあつては、水の表示は、省略することができる。

次に定めるところにより表示する。

一 果実ジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインア

果実飲料	
名称	

ツプルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものと表示する。）にあつては「○○ジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「○○ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「○○ジュース」と表示し、「○○」には使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあつては「○○ジュース（濃縮還元）」又は「○○ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

二 果実ミックスジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-

アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「果実ミックスジュース」と表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜をえたものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

三 果粒入り果実ジュースであつて、還元果汁を使用したものにあつては「○○果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「○○果粒入り果実ジュース」と表示し、「○○」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜をえたものにあつては「○○果粒入り果実ジュース（濃縮

還元)」又は「○○果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

四 果実・野菜ミックスジュースにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」と表示し、果粒をえたものにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」と表示し、果粒をえたものにあつては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜をえたものにあつては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

五 一から四までに規定する名称の文字の次又は最後に「(濃縮還元)」、「(加糖)」又は「(炭酸ガス入り)」と二以上表示すべき場合は、「(濃縮還元・加糖)」等と表示することができる。

六 果汁入り飲料にあつては、「○○%△△果汁入り飲料」と表示する。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであつて、一種類の果実を使用したものにあつては「○○」には糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。六において同じ。）の別表第三の果実飲料の項の表3（以下この項において「表3」という。）の糖用屈折計示度の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。六において同じ。）について別表第三の果実飲料の項の表4（以下この項において「表4」という。）の酸度の基準）に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を表示し、二種類以上の果実を使用したものにあつては「○○」には糖用屈折計示度又は酸度の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表3又は表4の基準を按分したものと合計して算出した基準に対す

る割合を、「△△」には「混合」と表示し、果実の搾汁を希釈して製造したものにあつては「○○」には果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を、「△△」には一種類の果実を使用したものにあつては使用した果実の最も一般的な名称を、二種類以上の果実を使用したものにあつては「混合」と表示する。

七 六の規定にかかわらず、果汁入り飲料であつて、果粒をえたものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあつては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。

八 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあつては、六に定める名称の文字の前に「□倍希釈時」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を表示する。ただし、別表第十九の果実飲料の希釈時の果実の割

合の項に定める表示がなされている場合は省略することができる。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 使用した果実にあつては、その最も一般的な名称を表示し、果粒入り果実ジュースの果粒にあつては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が二種類以上のものにあつては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二種類の果実名を表示し、その他の果実にあつては、「その他」と表示することができる。

二 みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあつては、
一の規定にかかわらず、オレンジ以外の果実について、「うんしゅう
みかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん

類」と表示することができる。

三 使用した野菜にあつては、その最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した野菜の種類が二種類以上のものにあつては、「野菜」の文字の次に括弧をして、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二種類の野菜名を表示し、その他の野菜にあつては、「その他」と表示することができる。

四 果実、野菜及び砂糖類以外の原材料にあつては、「果粒」（果粒入り果実ジュース以外のものに限る。）、「はちみつ」、「こしあう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

五 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も

一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

六 使用した砂糖類が二種類以上のものにあつては、五の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・果糖ぶ

どう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものについては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

七 印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果実飲料」という。）の場合には、「異性化液

糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・異性化液糖」にあつては「砂糖・液糖」と表示することができる。

使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化的目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

豆乳類

名称

添加物

豆乳にあつては「豆乳」と、調製豆乳にあつては「調製豆乳」と、豆乳飲

料にあつては「豆乳飲料」と表示する。

原材料名

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果汁」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしようその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

二 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ぶどう糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては

「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

三 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、二の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合

用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができ
る。

添加物	名称	原材料名	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
名称		原材料名	にんじんジュースにあつては「にんじんジュース」と、にんじんミックスジュースにあつては「にんじんミックスジュース」と表示する。
にんじん ミックス ジュース	にんじん ミックス ジュース	にんじん ミックス ジュース	<p>使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 にんじんは、「にんじん」と表示する。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあつては、「濃縮にんじん」と表示する。</p> <p>二 果実にあつては、「りんご」、「うんしゅうみかん」、「レモン」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、にんじんミッ</p>

クスジュースのうち、果実を破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したもの濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものと用したものにあつては、「レモン（濃縮還元）」等と表示する。

三 使用した果実が二種類以上の場合は、二の本文の規定にかかわらず、「果実」の文字の次に括弧を付して、「りんご、レモン」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 野菜にあつては、「トマト」、「ほうれんそう」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、野菜を破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したもの濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものにあつては、「ほうれんそう（濃縮還元）」、「パセリ（濃縮還元）」等と表示する。

五 使用した野菜が二種類以上の場合は、四の本文の規定にかかわら

ず、「野菜」の文字の次に括弧を付して、「トマト、ほうれんそう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

六 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

七 使用した砂糖類が二種類以上の場合は、六の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう

糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

八 にんじん、果実、野菜、砂糖類以外の原材料にあつては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、こしうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

別表第五（第三条関係）

ハム類	マカロニ類	乾しいたけ	品目						食品	名称
			トマト加工	トマトジュース	トマトミックスジュース	トマトケチャップ	トマトソース	チリソース		
骨付きハム	マカロニ類	乾しいたけ	トマトペースト	トマトピューレー	トマト果汁飲料	トマトピューレー	トマトソース	チリソース	トマトソース	トマトジュース
骨付きハム	マカロニ類	乾しいたけ	トマトペースト	トマトピューレー	トマト果汁飲料	トマトピューレー	トマトソース	チリソース	トマトソース	トマトミックスジュース

									ボンレスハム
									ロースハム
									ショルダーハム
									ベリーハム
									ラックスハム
									混合プレスハム
									プレスハム
									ソーセージ
									ボロニアソーセージ
									フランクフルトソーセージ
									ワインナーソーセージ
									リオナソーセージ
									レバーソーセージ
									ボンレスハム
									ロースハム
									ショルダーハム
									ベリーハム
									ラックスハム
									混合プレスハム
									プレスハム
									ソーセージ
									ボロニアソーセージ
									フランクフルトソーセージ
									ワインナーソーセージ
									リオナソーセージ
									レバーソーセージ

					レバーペースト
無塩漬ソーセージ <small>(せき)</small>	加圧加熱ソーセージ	原料畜肉類として豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は牛肉のみを使用したセミドライソーセージ	原料畜肉類として豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は牛肉のみを使用したセミドライソーセージ	セミドライソーセージ	クツクドソーセージ
無塩せきソーセージ	加圧加熱ソーセージ	サラミソーセージ	ソフトサラミソーセージ	ドライソーセージ	レバーペースト

混合ソーセージ 混合ソーセージ									
トマト ベーコン類	ベーコン								
トマト ベーコン類	トマト ベーコン								

乾燥わかめ もみわかめ	の うにあえもの うにあえもの	うにあえもの うにあえもの	うに加工品 練りうに 混合うに	うに加工品 粒うに	二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したもの	二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを削つたものとかれぶしを削つたものを混合したもの	一種類の魚類のふし、煮干し又は圧搾煮干しを削つたものとかれぶしを削つたものを混合したもの
乾わかめ 灰ぼしわかめ もみわかめ	乾わかめ 灰ぼしわかめ	乾わかめ 灰ぼしわかめ	うにあえもの うにあえもの	練りうに 混合うに	粒うに	混合削りぶし	

		板わかめ							
		塩蔵わかめ							
		塩蔵わかめ							
	みそ	米みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ
	みそ	米みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ	豆みそ
	調合みそ	調合みそ	調合みそ	調合みそ	調合みそ	調合みそ	調合みそ	調合みそ	調合みそ
	しょうゆ	こいくちしょうゆ	うすくちしょうゆ	たまりしょうゆ	さいしこみしょうゆ	しろしょうゆ	しろしょうゆ	しろしょうゆ	しろしょうゆ
		こいくちしょうゆ	うすくちしょうゆ	たまりしょうゆ	さいしこみしょうゆ	しろしょうゆ	しろしょうゆ	しろしょうゆ	しろしょうゆ
こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たま									

食酢								
米酢								
米酢								

脂 食用植物油	乾燥スープ								米黒酢
食用ぶどう油	乾燥コンソメ 乾燥ポタージュ その他の乾燥スープ	合成酢	穀物酢及び果実酢以外の醸造酢	りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢	ぶどう酢	りんご酢	大麦黒酢	米黒酢	
食用ぶどう油	食用サフランオイル	乾燥スープ	合成酢	醸造酢	果実酢	ぶどう酢	穀物酢	大麦黒酢	米黒酢

食用大豆油									
食用ひまわり油									

食用ひまわり油									
食用小麦はい芽油									
食用とうもろこし油									
食用小麦はい芽油									
食用ひまわり油									

食用大豆油									
食用ひまわり油									
食用ひまわり油									
食用ひまわり油									

									香味食用油
マーガリン	香味食用油								
類	類	類	類	類	類	類	類	類	香味食用油
チルドハンバーグステーキ									
チルドミートボール									
トボール									
チルドミニー									
チルドぎょ									
うざ類	チルドぎょうざ類								
チルドぱおず	チルド春巻	チルドしゅうまい	チルドぎょうざ						

増粘剤、安定剤、ゲル	保存料	着色料	甘味料	保存料	着色料	甘味料	豆乳類	豆乳
主として増粘の目的で使用される場合にあつては、増粘剤又は糊料							調製豆乳	豆乳

別表第六（第三条関係）

豆乳飲料	にんじんジュー ース	にんじんミックスジュー ース	豆乳飲料	にんじんジュー ース	にんじんミックスジュー ース	豆乳飲料	にんじんジュー ース	豆乳
にんじんジュー ース	にんじんミックスジュー ース	にんじんミックスジュー ース	にんじんジュー ース	にんじんミックスジュー ース	にんじんミックスジュー ース	にんじんジュー ース	にんじんジュー ース	豆乳飲料

化剤又は糊料

主として安定の目的で使用される場合にあつては、安定剤又は糊料

酸化防止剤

酸化防止剤

発色剤

発色剤

防かび剤又は防ぼい剤

防かび剤又は防ぼい剤

漂白剤

漂白剤

別表第七（第三条関係）

香料	光沢剤	酵素	酵素	かんすい	ガムベース	イーストフード
香料	光沢剤	酵素	酵素	かんすい	ガムベース	イーストフード

	酸味料
チューリンガム軟化剤	軟化剤
調味料（甘味料及び酸味料に該当するものを除く。）	アミノ酸のみから構成される場合にあっては、調味料（アミノ酸）主としてアミノ酸から構成される場合（アミノ酸のみから構成される場合を除く。）にあっては、調味料（アミノ酸等）
核酸のみから構成される場合にあっては、調味料（核酸）主として核酸から構成される場合（核酸のみから構成される場合を除く。）にあっては、調味料（核酸等）	核酸のみから構成される場合にあっては、調味料（核酸）主として核酸から構成される場合（核酸のみから構成される場合を除く。）にあっては、調味料（核酸等）
有機酸のみから構成される場合にあっては、調味料（有機酸）主として有機酸から構成される場合（有機酸のみから構成される場合を除く。）にあっては、調味料（有機酸等）	有機酸のみから構成される場合にあっては、調味料（有機酸）主として有機酸から構成される場合（有機酸のみから構成される場合を除く。）にあっては、調味料（有機酸等）
無機塩のみから構成される場合にあっては、調味料（無機塩）主として無機塩から構成される場合（無機塩のみから構成される場合を除	無機塩のみから構成される場合にあっては、調味料（無機塩）主として無機塩から構成される場合（無機塩のみから構成される場合を除

く。）にあつては、調味料（無機塩等）

豆腐用凝固剤	豆腐用凝固剤又は凝固剤	苦味料	苦味料
水素イオン濃度調整剤	水素イオン濃度調整剤又はpH調整剤	乳化剤	乳化剤

別表第八（第三十二条関係）

イソチオシアネート類

インドール及びその誘導体

エーテル類

エステル類

ケトン類

脂肪酸類

脂肪族高級アルコール類

脂肪族高級アルデヒド類

脂肪族高級炭化水素類

チオエーテル類

チオール類

テルペン系炭化水素類

フェノールエーテル類

フェノール類

フルフラール及びその誘導体

芳香族アルコール類

芳香族アルデヒド類

ラクトン類

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

栄養成分及び たんぱく質	熱量 g	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	○と表示するこ とができる量
(ム)	窒素定量換算法	プラス・マイナス二十 パーセント（ただし、 当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）のたんぱく 質の量が二・五グラム 未満の場合はプラス・ マイナス〇・五グラム	〇・五グラム		

	飽和脂肪酸		脂質
		g	g
	ガスクロマトグラフ法		法
			ゲルベル法又は溶媒抽出—重量
り（清涼飲料水等にあ 当該食品百グラム当た パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 ス〇・五グラム）	場合はプラス・マイナ ル当たり）の脂質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム	当該食品百グラム當た り（清涼飲料水等にあ 当該食品百グラム當た パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 ス〇・一グラム）	プラス・マイナス二十 パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 〇・五グラム

ル コレステロ ン	酸 n - 6 系脂肪	酸 n - 3 系脂肪	
mg	g	g	
ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法	
当該食品百グラム当た パーセント（ただし、 プラス・マイナス二十 ペーセント）	プラス・マイナス二十 ペーセント	プラス・マイナス二十 ペーセント	マイナス〇・一グラ ム)
五ミリグラム			つては、百ミリリット ル当たり）の飽和脂肪 酸の量が〇・五グラム 未満の場合はプラス・ マイナス〇・一グラム

		炭水化物	
		g	
分に応じ、第三欄に掲げる方法	当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法	当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法	当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあつては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法
ル当たり）の炭水化物	当該食品百グラム当たつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のコレステロールの量が二十五ミリグラム未満の場合は	当該食品百グラム当たつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のコレステロールの量が二十五ミリグラム未満の場合は	当該食品百グラム当たつては、百ミリリットル（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）のコレステロールの量が二十五ミリグラム未満の場合は

糖質		
g		
質、脂質、食物纖維、灰分及び 当該食品の質量から、たんぱく	<p>一 灰分 酢酸マグネシウム添 加灰化法、直接灰化法又は 硫酸添加灰化法</p> <p>二 水分 カールフィッシュヤー 法、乾燥助剤法、減圧加熱 乾燥法、常圧加熱乾燥法又 はプラスチックフィルム法</p>	<p>により測定し、灰分及び水分の 量にあつては、次に掲げる区分 に応じ、次に定める方法により 測定すること。</p> <p>イナス〇・五グラム) の量が二・五グラム未 満の場合はプラス・マ</p>
パーセント(ただし、 〇・五グラム		

あつて、糖ア 又は二糖類で	糖類（单糖類）	
	g	水分の量を控除して算定するこ と。この場合において、たんぱ く質、脂質及び食物纖維の量に あつては、第一欄の区分に応 じ、第三欄に掲げる方法により 測定し、灰分及び水分の量にあ つては、炭水化物の項の第三欄 の一及び二に掲げる区分によ り測定すること。
液体クロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法又は高速 液体クロマトグラフ法	当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の糖質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム）
当該食品百グラム当た	プラス・マイナス二十 パーセント（ただし、 〇・五グラム	当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の糖質の量 が二・五グラム未満の 場合はプラス・マイナ ス〇・五グラム）

ルコールでないものに限る。)

カリウム	亜鉛	食物繊維	
mg	mg	g	
ラズマ発光分析法	原子吸光光度法又は誘導結合プロズマ発光分析法	マトグラフ法	プロスキー法又は高速液体クロロ
ト、マイナス二十パーセン	セント	パーセント	ス〇・五グラム)
			り（清涼飲料水等にあつては、百ミリリットル当たり）の糖類の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナ

	鉄	セレン	クロム	カルシウム	
mg		$\mu\text{ g}$	$\mu\text{ g}$	mg	
結合プラズマ発光分析法	オルトフェナントロリン吸光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法	蛍光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法	原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量法	ラズマ発光分析法	過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
セント	プラス五十パーセン	ト、マイナス二十パー	ト、マイナス二十パー	セント	プラス五十パーセン

		ナトリウム	銅
む。 ラム)	g を 含	mg (千ミリ グラム以上 の量を表示 する場合に あつては、 ラズマ発光分析法 原子吸光光度法又は誘導結合 プラズマ発光分析法	mg 原子吸光光度法又は誘導結合 プラズマ発光分析法 ト、マイナス二十パー セント
ラム ス・マイナス五ミリグ ラム未満の場合はプラ ムの量が二十五ミリグ ル当たり) のナトリウ ムの量が二十五ミリグ ラム未満の場合はプラ ムス・マイナス五ミリグ ラム	り (清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり) のナトリウ ムの量が二十五ミリグ ラム未満の場合はプラ ムス・マイナス五ミリグ ラム	当該食品百グラム当た パーセント (ただし、 プラス・マイナス二十 五ミリグラム	プラス五十パー セン

リン	ヨウ素	モリブデン	マンガン	マグネシウム
mg	μg	μg	mg	mg
バナドモリブデン酸吸光光度	滴定法、ガスクロマトグラフ法 又は誘導結合プラズマ質量分析法	誘導結合プラズマ質量分析法又 は誘導結合プラズマ発光分析法	ラズマ発光分析法	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法
プラス五十パーセン	セント	セント	セント	ト、マイナス二十パー

ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	
$\mu\text{ g}$	$\mu\text{ g}$	mg	mg	
高速液体クロマトグラフ法又は プラス五十パーセン	微生物学的定量法	微生物学的定量法	高速液体クロマトグラフ法又は 微生物学的定量法	法、モリブデンブルー吸光光度 又は誘導結合プラズマ発光分 析法
	セント	セント	ト、マイナス二三十パー	ト、マイナス二十パー

ビタミン B ₁₂	ビタミン B ₆	ビタミン B ₂	ビタミン B ₁	
μ g	mg	mg	mg	
微生物学的定量法	微生物学的定量法	高速液体クロマトグラフ法又はルミフラビン法	高速液体クロマトグラフ法又はチオクローム法	吸光光度法
ト、マイナス二十九パーセント	プラス八十パーセント	プラス八十パーセント	ト、マイナス二十九パーセント	ト、マイナス二十九パーセント
ト、マイナス二十九パーセント	プラス八十パーセント	プラス八十パーセント	ト、マイナス二十九パーセント	ト、マイナス二十九パーセント

ビタミンK	ビタミンE	ビタミンD	ビタミンC	
μ g	mg	μ g	mg	
高速液体クロマトグラフ法	高速液体クロマトグラフ法	高速液体クロマトグラフ法	二, 四-ジニトロフェニルヒドラジン法、インドフェノール・キシレン法、高速液体クロマトグラフ又は酸化還元滴定法	二, 四-ジニトロフェニルヒドラジン法、インドフェノール・キシレン法、高速液体クロマトグラフ又は酸化還元滴定法
ト、マイナス二十パーセント	プラス五十パーセント	プラス五十パーセント	ト、マイナス二十パーセント	プラス八十パーセント

	熱量	葉酸	
	kcal	$\mu\text{ g}$	
	修正アトウオーターフ法	微生物学的定量法	
ナス五キロカロリー） の場合はプラス・マイ	当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の熱量が二 十五キロカロリー未満	プラス・マイナス二十パ ーント（ただし、 当該食品百グラム当た り（清涼飲料水等にあ つては、百ミリリット ル当たり）の熱量が二 十五キロカロリー未満	プラス八十パー ント、マイナス二十パー セント
		五キロカロリー	

別表第十（第二条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	八十一グラム
脂質	六十二グラム
飽和脂肪酸	十六グラム
n - 3系脂肪酸	二・〇グラム
n - 6系脂肪酸	九・〇グラム
炭水化物	三百二十グラム
食物纖維	十九グラム
亜鉛	八・八ミリグラム
カリウム	二千八百ミリグラム
カルシウム	六百八十ミリグラム
クロム	十マイクログラム

									セレン
									二十八マイクログラム
									六・八ミリグラム
									○・九ミリグラム
									二千九百ミリグラム
									三百二十ミリグラム
									三百二十三マイクログラム
									三・八ミリグラム
									二十五マイクログラム
									百三十マイクログラム
									九百ミリグラム
									十三ミリグラム
									四・八ミリグラム
									五十マイクログラム
									五百七十マイクログラム
									七百七十マイクログラム
ビタミンA	ビオチン	パントテン酸	ナイアシン	リノ	ヨウ素	モリブデン	マンガン	マグネシウム	ナトリウム

n - 3系脂	栄養成分								ビタミンB ₁
○・六グラ	下限値								一・二ミリグラム
n - 3系脂肪酸は、皮膚の健	栄養成分の機能								一・四ミリグラム
二・〇グラ	上限値								一・三ミリグラム
本品は、多量摂取により疾病が	摂取をする上で注意事項								二・四マイクログラム
	熱量								百ミリグラム
									六・三ミリグラム
									五・五マイクログラム
									百五十マイクログラム
									二百四十マイクログラム
									二千二百キロカロリー

別表第十一（第二条、第七条、第九条、第二十三条関係）

カリウム		亜鉛	脂肪酸
八百四十三	二・六四ミリグラム	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。	ム
カリウムは、正常な血圧を保	亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	十五ミリグラム	康維持を助ける栄養素です。
二千八百三	本品は、多量摂取により疾病が	治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	ム

カルシウム	二百四ミリグラム	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	リグラム
二・〇四ミリグラム	六百ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	リグラム
鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	十ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	リグラム
鉄		つのに必要な栄養素です。	

		銅
○・一七ミリグラム	銅は、赤血球の形成を助ける 栄養素です。	銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。
六・〇ミリグラム	銅は、赤血球の形成を助ける 栄養素です。	銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。
三百ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守つてください。 乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循环を正常に保つのに必要な栄養素です。

ナイアシン 三・九ミリ グラム	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン 十五マイク ログラム	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
パントテン酸 一・四四ミ リグラム	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン 五百マイク ログラム	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビオチン 五百マイク ログラム	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。

			ビタミンA
ビタミンB ₂	ビタミンB ₁	○・三六ミリグラム	マイクログラム
○・四二ミリグラム	リグラム	ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。
ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	十二ミリグラム	二十亜ミリグラム	ログラム
本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進す	妊娠三ヶ月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。	治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

ビタミンC	ビタミンB ₁₂	ビタミンB ₆	
三十ミリグラム	〇・七二一マム イクログラム	〇・三九ミリグラム	す。
ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	ビタミンB ₁₂ は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からエネルギーの產生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの產生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。
ム 千ミリグラム	六十マイクログラム	十ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ム 五百ミリグラム	五百マイクログラム	五百ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ム 五百ミリグラム	五百マイクログラム	五百ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

ビタミンD	一・六五マイクログラム	ビタミンE 一・八九ミリグラム	ビタミンK 四十五マイクログラム	ビタミンK 百五十マイクログラム	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。
ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	クログラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内的脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	百五十ミリグラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	クログラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内的脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	百五十マイクログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	クログラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内的脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	百五十マイクログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

栄養成分	葉酸	血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。
	七十二マイクログラム	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。
	二百マイクログラム	葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。
	五百マイクログラム	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
高い旨の表示の基準値	葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。	い。
含む旨の表示の基準値		
強化された旨の表示の基準		

別表第十二（第七条関係）

食物纖維		たんぱく質					
六グラム（三	ラム）	十六・二グラム（八・一グラム）	合）	当たりの場	液状の食品百ミリリットル	飲用に供する内は、一般に	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に）
三グラム		八・一グラム					百キロカロリー当たり
三グラム（一	ム）	八・一グラム（四・一グラム）	合）	当たりの場	液状の食品百ミリリットル	飲用に供する内は、一般に	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に）
一・五グラム		四・一グラム					百キロカロリー当たり
三グラム（一・五グラム）	ム）	八・一グラム（四・一グラム）				当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル）

鉄		カルシウム				亜鉛	
二・〇四ミリ	リグラム	二百四ミリグラム（百二ミ	ム）	八百四十ミリグラム（四百二十ミリグラム）	ム）	二・六四ミリグラム（一・三二ミリグラム）	グラム）
〇・六八ミ		六十八ミリグラム		二百八十ミリグラム		〇・八八ミリグラム	・五グラム）
一・〇一ミリ	リグラム	百二ミリグラム（五十一ミ	ム）	四百二十ミリグラム（二百十ミリグラム）	ム）	一・三二ミリグラム（〇・六六ミリグラム）	一・三二ミリ
〇・三四ミ		三十四ミリグラム		百四十ミリグラム		〇・四四ミリグラム	〇・八八ミリグラム（〇・
〇・六八ミリグラム（〇・		ミリグラム）		二百八十ミリグラム（二百十ミリグラム）		八八ミリグラム）	ム

				銅	
ナイアシン	マグネシウム				
五 ミリグラ ム（一・九	三・九ミリグ ラム（四十八 ミリグラム）	ラム（四十八 ミリグラム）	九十六ミリグ ラム（四十八 ミリグラム）	ム）一四ミリグラ ム（〇・一四ミリ グラム（〇・一四 ミリグラム）	〇・二七ミリ 〇・〇九ミ 〇・一四ミリ 〇・〇五ミ
グラム ム（一・三 ミリ	グラム ム（一・三 ミリ	グラム ム（一・三 ミリグラム）	三十二ミリ グラム（一・三 ミリグラム）	リグラム ム（〇・七ミリ グラム（〇・七 ミリグラム）	リグラム ム（〇・〇九ミ リグラム（〇・ 〇・〇五ミ
九八ミリグラ ム（〇・一 九五ミリ グラム）	一・九五ミリ グラム（〇・一 九五ミリ グラム）	ミリグラム ム（一・九五 ミリグラム）	ラム（二十四 ミリグラム）	ム）四十八ミリグ ラム（二十四 ミリグラム）	〇・一四ミリ グラム（〇・一 四ミリグラム）
リグラム ム（〇・六五 ミ	〇・六五ミ リグラム	ラム ム（一・三 ミリグラム）	十六ミリグ ラム（一・三 ミリグラム）	リグラム ム（〇・九ミリ グラム（〇・九 ミリグラム）	リグラム ム（〇・〇九ミ リグラム（〇・ 〇・〇五ミ
ミリグラム ム（一・三 ミリグラム）	一・三ミリ グラム（一・三 ミリグラム）	ミリグラム ム（一・三 ミリグラム）	三十二ミリグ ラム（三十二 ミリグラム）	〇・九ミリ グラム（〇・九 ミリグラム）	六八ミリグラム ム（〇・〇九ミ リグラム（〇・ 〇・〇五ミ

				パントテン酸	
		ビタミンA			(ム)
クログラム)	二百三十一マ イクログラム (百十六マイ クログラム)	ラム)	ビオチン 十五マイクロ グラム(七・ 五マイクログ ラム)	一・四四ミリ グラム(〇・ 七二ミリグラ ム)	一・四四ミリ 〇・四八ミ リグラム
	七十七マイ クログラム		五マイクロ グラム	〇・四八ミ リグラム	〇・七二ミリ リグラム
グラム)	百十六マイク ログラム(五 十八マイクロ グラム)	グラム)	七・五マイク ログラム(三 ・八マイクロ グラム)	〇・七二ミリ グラム(〇・ 三六ミリグラ ム)	〇・七二ミリ リグラム
	三十九マイ クログラム		二・五マイ クログラム	〇・二四ミ リグラム	〇・二四ミ リグラム
	七十七マイク ログラム(五 十七マイクロ グラム)		五マイクログラム(五マイ クログラム)	四八ミリグラム)	〇・四八ミリグラム(〇・ 四八ミリグラム)

ビタミン B ₁₂	ビタミン B ₆	ビタミン B ₂	ビタミン B ₁
○・七二マイ	ム) 二〇ミリグラム (○・	○・四二ミリ グラム (○・	○・三六ミリ グラム (○・
○・二四マ	リグラム ○・一三ミ	○・一四ミ リグラム	○・一二ミ リグラム
○・三六マイ	ム) 一〇ミリグラム (○・	○・二一ミリ グラム (○・	○・九ミリグラ ム (○・
○・一二マ	リグラム ○・〇七ミ	○・〇七ミ リグラム	○・〇六ミ リグラム
○・二四マイクログラム	一三ミリグラム)	一四ミリグラム)	○・一二ミリグラム (○・

ビタミンE		ビタミンD		ビタミンC		
一・八九ミリ	ム イクログラ	一・六五マイ クログラム (○・八三マ)	三十ミリグラム (十五ミリ グラム)	ム (十五ミリ グラム)	イクログラム (○・三六マ)	クログラム (○・二四マイクログラ
○・六三ミ		○・五五マ イクログラ		十ミリグラム ム	ム	イクログラ (○・一八マ)
○・九五ミリ	ム イクログラ	○・八三マイ クログラム (○・四一マ)	十五ミリグラム リグラム	ム (七・五ミ リグラム)	ム イクログラ	クログラム (○・二四マイクログラ
○・三二ミ		○・二八マ イクログラ		五ミリグラム ム	ム	イクログラ (○・一四マイクログラ
○・六三ミリグラム (○・		○・五五マイ クログラム (○・五五マイ クログラム (○・		十ミリグラム ム	ム	

別表第十三（第七条関係）

			ビタミンK		グラム(○・リグラム)
			四十五マイク	ム)	九五ミリグラム
		クログラム	十五マイク		リグラム
	七十二マイク	ログラム(二	二十二・五マ	ム)	グラム(○・リグラム)
	十六マイクロ	クログラム	イクログラム	四七ミリグラ	
グラム)	グラム(三	(十一・三マ	クログラム		
	二十四マイ	ム)	七・五マイ		
	クログラム	イクログラ	十五マイクログラム(十五		
	三十六マイク	ログラム(十	マイクログラム)		
	ログラム(十	八マイクログ	マイクログラム		
	六マイクロ	ラム)	二十四マイクログラム(二		
			十四マイクログラム)		六三ミリグラム)

栄養成分及び熱量	含まない旨の表示の基準値		低い旨の表示の基準値		低減された旨の表示の基準値
	量	値	量	値	
飽和脂肪酸	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）	食品百グラム当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合）
ム)	○・一グラム（○・一グラム）	ム）	五キロカロリー（五キロカロリー）	四十キロカロリー（二十キロカロリー）	四十キロカロリー（二十キロカロリー）
の熱量のうち飽和脂肪酸に	一・五グラム（○・七五グラム）。ただし、当該食品	一・五グラム（一・五グラム）	三グラム（一・五グラム）	三グラム（一・五グラム）	三グラム（一・五グラム）
	ラム）	一・五グラム（○・七五グラム）			

コレステロール		由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下であるものに限る。
(ム) ○・五グラム (○・五グラム)	<p>五ミリグラム（五ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（○・七五グラム）未満であつて七五グラム）未満であつて当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント未満のものに限る。</p>	<p>二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が一・五グラム（○・七五グラム）以下であつて当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の十パーセント以下のもに限る。</p>
糖類		
五グラム (二・五グラム)		二十ミリグラム（十ミリグラム）。ただし、飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が一・五グラム（○・七五グラム）以上のもに限る。

ナトリウム	五ミリグラム（五ミリグラム）	百二十ミリグラム（百二十ミリグラム）
		ミリグラム（ミリグラム）

備考

1 ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の「含まない旨の表示」については「〇・五グラム」を、「三グラム」とする。

2 一食分の量を十五グラム以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が十五パーセント以下である場合、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示のただし書きの規定は、適用しない。

別表第十四（第三条関係）

小麦	くるみ	かに	えび
----	-----	----	----

そば

卵 乳

落花生

別表第十五（第三条、第十条関係）

1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（5）の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、（6）のもちにあつては米穀、（8）の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、（9）のこんにゃくにあつてはこんにゃく粉の原材料であるこんにゃくの原材料として用いられたこんにゃくいも（こんにゃくの原材料であるこんにゃく粉の原材料として用いられたこんにゃくいもを含む。）、（18）のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が五十パー セント以上であるもの

（1）乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたもの）を除く。）

（2）塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）

（3）ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当す

るものを除く。）

(4) 異種混合したカツト野菜、異種混合したカツト果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したものの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

(5) 緑茶及び緑茶飲料

(6) もち

(7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

(8) 黒糖及び黒糖加工品

(9) こんにゃく

(10) 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(12) 表面をあぶつた食肉

(13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものと含む。）

(15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたもの）を除く。）

(16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類

(17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(18) こんぶ巻

(19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(20) 表面をあぶつた魚介類

(21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(22) 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

2 農産物漬物

3 野菜冷凍食品

- 4 うなぎ加工品
5 かつお削りぶし
6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）
別表第十六（第二条関係）

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
2 とうもろこし
3 ばれいしょ
4 なたね
5 綿実
6 アルファアルファ
7 てん菜
8 パパイヤ
9 からしな

別表第十七（第三条、第九条関係）

対象農産物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	
1 豆腐・油揚げ類	
2 凍り豆腐、おから及びゆば	
3 納豆	
4 豆乳類	
5 みそ	
6 大豆煮豆	
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	
8 きなこ	
9 大豆いり豆	
10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの	
11 調理用の大豆を主な原材料とするもの	

									とうもろこし	
										大豆粉を主な原材料とするもの
										大豆たんぱくを主な原材料とするものの 枝豆を主な原材料とするもの
										大豆もやしを主な原材料とするもの
										15 14 13 12
										コーンスナック菓子
										コーンスターク
										ポップコーン
										冷凍とうもろこし
										とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
										コーンフライヤーを主な原材料とするもの
										コーングリットを主な原材料とするもの（コーンフレ
										ークを除く。）
8	調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの									

									ばれいしょ
からしな	パパイヤ	てん菜	アルファアルファ	綿実	なたね				9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	大豆	対象農産物
ステアリドン酸産 生 高リシン	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなつたものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなつたものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
エイコサペンタエ ン酸（EPA）産 生 ドコサヘキサエン 酸（DHA）産生	1 なたねを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなつたものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	なたね	

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法
トマト加工品	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
用語（濃縮トマト還元）の用語（濃縮トマトを希望する）	「濃縮トマト還元」の用語を表示する。 示す。	

ジャム類	<p>トマトの搾汁を濃縮した度合（トマトピューレー及びトマトペーストに限る。）</p> <p>トマトの搾汁の含有率（トマト果汁飲料に限る。）</p>	<p>トマトの搾汁を濃縮した度合を、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります」等と表示する。</p>	<p>トマトの搾汁を濃縮した度合を、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります」等と表示する。</p>
使用上の注意（糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下の中の又は内面塗装缶以外を使用）	<p>1 糖用屈折計の示度が六十ブリックス度以下の中の又は内面塗装缶以外を使用は、「開封後は、10°C以下で保存すること」等と表示する。</p> <p>2 缶詰であつて内面塗装缶以外の缶を使用したものにあつては、「開缶後は、ガラス等の容器に移し換えること」等と表</p>	<p>トマトの搾汁の含有率を実含有率を上回らない十の整数倍の数值により、パーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p>	

				用した缶詰に限る。) 示する。
乾めん類 (即席めん)	調理方法 即席めん	そば粉の配合割合 (そば粉の配合割合が三十ペーセント未満の干しそばに限る。)	食品の特性に応じて表示する。	実配合割合を上回らない数値により「2割」、「20%」等と表示する。ただし、そば粉の配合割合が十ペーセント未満のものにあつては、「1割未満」、「10%未満」等と表示する。
即席めん類 (即席めん)	調理方法 使用上の注意 (食器として使用できる容器にめんを入れているものに限る。)	容器を加熱するものにあつては「調理中及び調理直後は、容器に直接手を触れないこと」等と、容器を加熱しないものにあつては「やけどに注意」等と表示する。	食品の特性に応じて表示する。	
油脂で処理した旨 「油揚げめん」、「油處理めん」等油脂で処理した旨の文言を表示する。				

のうち生タ イプ即席め ん以外のも のをい う。)	マカロニ類	無菌充填豆 腐（食品、 添加物等の 規格基準第 1食品の部 D各条の項 の豆腐に規	調理方法	常温での保存が可能で ある旨及び常温で保存 した場合における賞味 期限である旨の文字を 「常温保存可能品」の文字を表示する。
---------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------	------	----------------------------------------------------------------------------

		定する無菌充填豆腐をいう。)
凍り豆腐	調理方法	
プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ	でん粉含有率（でん粉（加工でん粉を含む。））、小麦粉及びコーンミールの含有率をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。	食品の特性に応じて表示する。

の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）	鳥獸の種類	あつては五パーセントを超える場合に限る。）	
他の食肉の断片を結着させ成型する処理その	1 「牛」、「馬」、「豚」、「めん羊」、「鶏」等とその動物名を表示する。 2 鳥獸の内臓にあつては「牛肝臓」、「心臓（馬）」等と表示する。 3 名称から鳥獸の種類が十分判断できるものにあつては、鳥獸の種類の表示を省略することができる。	1 「牛」、「馬」、「豚」、「めん羊」、「鶏」等とその動	

他病原微生物による汚

染が内部に拡大するお

それのある処理を行つ

たものに限る。)

飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそ

れのある処理を行つた

「あらかじめ処理してありますので中心部まで十分に加熱してお召し上がりください」、「あらかじめ処理してありますので十分に加熱してください」等飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨の文言を表示する。

ものに限る。）

生食用である旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）

「生食用」、「生のまま食べられます」等生食用である旨を明確に示す文言を表示する。

と畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該とては、原産国名）及びと畜場の名称（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）

と畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該とては、原産国名）及びと畜場の名称を表示する。

食品衛生法第十三条第一項

食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基

一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設（以下この項及び別表行われた施設の所在地）の所在地

準に適合する方法で加工が行われた施設（以下この項及び別表第二十四の食肉の項において「加工施設」という。）の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称を表示する。

の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び加工施設の名称（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）

一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある

「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります」、「食肉（牛肉）の生食は、重篤な食中毒を引き起こすリスクがあります」

法施行令第 （食品衛生 ）	旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）
原料肉名 （食肉製品 ）	<p>「子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い方は食肉の生食をお控えください」、「お子様、お年寄り、体調の優れない方は、牛肉を生で食べないでください」等子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨の文言を表示する。</p> <p>（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）</p> <p>配合分量の多いものから順に表示することとし、食肉である原料については「馬」、「めん羊」、「鶏」等とその動物名を、魚肉である原料については「魚肉」の文字を表示する。</p>

十三条に規

殺菌方法（気密性のあ

殺菌温度及び殺菌時間を表示する。

定するもの
に限る。以
下この表に
おいて同
じ。）

る容器包装に充てんし
た後、その中心部の温
度を摂氏百二十度で四
分間加熱する方法又は
これと同等以上の効力
を有する方法により殺
菌したもの（缶詰又は
瓶詰のものを除く。）
に限る。）

乾燥食肉製品である旨
(乾燥食肉製品（乾燥
させた食肉製品であつ

「乾燥食肉製品」の文字等乾燥食肉製品である旨を示す文字を

表示する。

て、乾燥食肉製品として販売するものをいう。以下同じ。)に限る。)

非加熱食肉製品である旨(非加熱食肉製品

(食肉を塩漬けした

後、くん煙し、又は乾燥させ、かつ、その中心部の温度を摂氏六十度で三十分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方

「非加熱食肉製品」の文字等非加熱食肉製品である旨を示す文字を表示する。

		法による加熱殺菌を行つていかない食肉製品であつて、非加熱食肉製品として販売するものをいう。ただし、乾燥食肉製品を除く。以下同じ。）に限る。）
品（その中心部の温度	特定加熱食肉製品である旨（特定加熱食肉製品（その中心部の温度	水素イオン指数及び水分活性（非加熱食肉製品に限る。）

水素イオン指数及び水分活性（非加熱食肉製品に限る。）

水素イオン指数を表示するときは、「pH」等水素イオン指数を示す文字を付してその値を表示する。水分活性を表示するときは、水分活性を示す文字を付してその値を表示する。

「特定加熱食肉製品」の文字等特定加熱食肉製品である旨を示す文字を表示する。

加熱食肉製品である旨	水分活性（特定加熱食肉製品に限る。）	<p>分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法以外の方法による加熱殺菌を行つた食肉製品をいう。</p> <p>ただし、乾燥食肉製品及び非加熱食肉製品を除く。以下同じ。）に限る。）</p> <p>水分活性（特定加熱食肉製品に限る。）</p>
「加熱食肉製品」の文字等加熱食肉製品である旨を示す文字を		

（加熱食肉製品（乾燥

表示する。

食肉製品、非加熱食肉

製品及び特定加熱食肉

製品以外の食肉製品を

いう。）に限る。）

容器包装に入れた後加

熱殺菌したものか、加

熱殺菌した後容器包装

に入れたものかの別

（加熱食肉製品に限

る。）

乳

殺菌温度及び時間（殺

種類別

乳等省令第二条の定義に従つた種類別を表示する。

「包装後加熱」の文字又は「加熱後包装」の文字等容器包装に入れた後加熱殺菌したものか、加熱殺菌した後容器包装に入れたものかの別を表示する。

1 温度は摂氏温度で表し、当該処理場で行つてある実際の殺

菌しない特別牛乳にあ

菌温度を正確に表示する。

つては、その旨)

2 時間は「分」又は「秒」で表し、当該処理場で行っている
実際の殺菌時間を正確に表示する。

3 殺菌温度、殺菌時間と表すものであることを明らかにする
ため、「殺菌」、「殺菌温度」、「殺菌時間」等の文字を前
又は後に表示する。

主要な原料名並びに含

まれる無脂乳固形分及
び乳脂肪分の重量百分

率（加工乳に限る。）

含まれる乳脂肪分の重
量百分率（低脂肪牛乳
に限る。）

含まれる乳脂肪分の重量パーセントを表示する。パーセントの
表示は、小数第一位まで表示する。

常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を

「種類別○○」の次に「（常温保存可能品）」の文字を表示する。

乳製品	種類別	冠した年の年月日（常温保存可能品に限る。）
乳製品である旨（乳酸菌飲料に限る。）	「種類別○○」の次に「（乳製品）」の文字を表示する。	乳等省令第二条の定義に従つた種類別を表示する。この場合において、チーズにあつてはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあつてはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別を表示する。

主要な混合物の名称

(乳飲料、発酵乳、乳

酸菌飲料 (無脂乳固形

分三・〇パーセント以

上のものに限る。)、

チーズ又はアイスクリ

ーム類に限る。)

主要な混合物の名称及

びその重量百分率 (加

糖練乳、加糖脱脂練

乳、加糖粉乳又は調製

粉乳に限る。)

含まれる無脂乳固形分

1 無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の重量

乳又は乳製品以外に混合したものの中主要なもの及び量の多
少にかかわらずその製品の特性に不可欠なものとの名称を表示す
る。

1 主要な混合物の名称は、調製粉乳にあつては、乳又は乳製

品以外に混合したものの中主要なもの及び量の多少にかか
わらずその製品の組成に必要不可欠なものとの名称を表示し、
それ以外のものにあつては、「しょ糖」と表示する。

2 1の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。

<p>及び乳脂肪分（乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分）の重量百分率（乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料及びアイスクリーム類に限る。）</p>	<p>パーセントは、小数第一位まで表示する。ただし、アイスクリーム類、発酵乳及び乳酸菌飲料であつて、重量パーセントが一パーセント以上のものについては、小数第一位の数値の一から四までは○として、六から九までは五として、○・五間隔で表示することができる。</p> <p>2 乳脂肪分以外の脂肪分にあつては、その脂肪分の個々の名称及びそれぞれの重量パーセントを表示する。ただし、植物性脂肪又は乳脂肪以外の動物性脂肪に取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。</p>
<p>当該動物の種類（牛以外の動物の乳を原料として製造したナチュラルチーズに限る。）</p>	<p>二種類以上の動物の乳を使用したものにあつては、当該動物の種類を使用量の多い順に表示する。</p>

含まれる乳脂肪分の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。

量百分率（クリーム及びクリームパウダーに限る。）

殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料である旨（殺菌した発酵乳及び乳酸菌した発酵乳及び乳酸菌飲料に限る。）

殺菌した発酵乳にあつては、「種類別」の次に「殺菌済み発酵乳」等殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌飲料にあつては、「種類別」の次に「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。

容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨（ナチュラルチーズ（ソフトユラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であつて、

「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」、「容器包装後加熱殺菌済み」等容器包装に入れた後に加熱殺菌したものである旨の文言を表示する。

		容器包装に入れた後、加熱殺菌したものに限る。)
旨（発酵乳又は乳酸菌	ハードのものに限る。）であって、飲食に供する際に加熱するものに限る。）	飲食に供する際に加熱する旨（ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。））であって、飲食に供する際に加熱する旨（低温発酵）等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨
旨（発酵乳又は乳酸菌	を示す文字を表示する。	「種類別〇〇」の次に「（要加熱）」、「（加熱が必要）」、「（加熱してお召し上がりください）」等飲食に供する際に加熱する旨の文言を表示する。

乳又は乳製品を主要原		
菌飲料にあつては、そ	名称又は商品名（乳酸菌飲料にあつては、そ	<p>「種類別〇〇」の次に「（常温保存可能品）」の文字を表示する。</p> <p>一般的の名称又は商品名を表示する。この場合において、乳酸菌</p>

料とする食
の旨)

品

乳若しくは乳製品を原
材料として含む旨、乳
成分を原材料として含
む旨又は主要原料であ
る旨又は主要原料であ
る乳若しくは乳製品の
種類別のうち少なくと
も一つを含む旨

「この製品は原材料に乳を使用しています」等乳若しくは乳製
品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主
要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つ
を含む旨を表示する。

含まれる無脂乳固形分
及び乳脂肪分（乳脂肪
分以外の脂肪分を含む
ものにあつては、無脂
乳固形分及び乳脂肪分

1 無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の重量
パーセントを表示する。パーセント表示は、小数第一位まで
表示する。ただし、乳又は乳製品を主要原料とする食品であ
つて、重量パーセントが一パーセント以上の中のものについて

は、小数第一位の数値の一から四までは○として、六から九

並びに乳脂肪分以外の

脂肪分) の重量百分率

までは五として、○・五間隔で表示することができる。

2 乳脂肪分以外の脂肪分にあつては、その脂肪分の個々の名稱及びそれぞれの重量パーセントを表示する。ただし、植物性脂肪又は乳脂肪以外の動物性脂肪に取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。

製造時の発酵温度が摂

「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨

氏二十五度前後である

旨（乳酸菌飲料であつて、製造時の発酵温度

が摂氏二十五度前後のものに限る。）

鶏の液卵

（鶏の殻付のに限る。）

殺菌方法（殺菌したも

殺菌温度及び殺菌時間を表示する。

き卵から卵

未殺菌である旨（殺菌

殻を取り除したものにいたものを

いう。）限る。）

飲食に供する際に加熱

殺菌を要する旨（殺菌したもの以外のものに

限る。）

「飲食に供する際には加熱殺菌が必要です」等飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨を示す文言を表示する。

切り身又は

生食用である旨

「生食用」、「刺身用」、「そのままお召し上がりになれます」等生食用である旨を示す文言を表示する。

むき身にし
た魚介類

（生かき及

びふぐを原

材料とする

き卵から卵	未殺菌である旨（殺菌	殻を取り除したものにいたものを	いう。）限る。）
（生かき及びふぐを原 材料とする	「生食用」、「刺身用」、「そのままお召し上がりになれます」等生食用である旨を示す文言を表示する。	むき身にし た魚介類	切り身又は 生食用である旨

ふぐ加工品

を除く。)

であつて、

生食用のもの
(凍結させたものを除く。)

生かき

の別

生食用であるかないか

生食用又は加工用の別を表示する。生食用以外のかきについて
は、「加熱調理用」、「加熱加工用」、「加熱用」等加熱しな
ければならないことを明確に表示する。

採取された水域(生食

用のものに限る。)

都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第
一項の政令で定める市又は特別区が、自然環境等を考慮した上
で、決定した採取された水域の範囲を表示する。

<p>ゆでがに</p> <p>飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別</p> <p>「加熱の必要はありません」、「加熱用」、「加熱してお召し上がりください」等飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別を示す文言を表示する。</p>	<p>魚肉ハム及び魚肉ソーセージ</p> <p>でん粉含有率（でん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉、コーンミール等の含有率）をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p>
<p>が、魚肉ハムにあつては九パーセント、普通魚肉ソーセージにあつては十パーセント、特種魚肉ソーセージについては十五パーセント</p>	<p>つなぎ又は結着材料に使用したでん粉（加工でん粉を含む。）、小麦粉、コーンミール等の含有率）をパーセントの単位で、単位を明記して表示する。</p>

魚肉ハム、 魚肉ソーセージ及び特 殊包装かまぼこ	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	名称の用語を表示する。	を超える場合に限 る。）
（缶詰又は瓶詰のもの	別表第四の魚肉ハム及び魚肉ソーセージの名称の項に規定する 殺菌温度及び殺菌時間を表示する。			

削りぶし	<p>水素イオン指数又は水分活性（その水素イオン指数が四・六以下又はその水分活性が〇・九四以下であるもの（缶詰又は瓶詰のものを除く。）に限る。）</p>	<p>水素イオン指数を表示するときは、「pH」等水素イオン指数を示す文字を付してその値を表示する。水分活性を表示するときは、水分活性を示す文字を付してその値を表示する。</p>
れぶし、煮干し又は圧 以上の中のふし、か れぶし、煮干し又は圧	<p>名称の用語（商品名にない場合又は二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧以上の中のふし、かれぶし、煮干し又は圧）</p>	<p>別表第四の削りぶしの名称の項に定める名称の用語を表示する。</p>

搾煮干しを使用したものに配合したものに	密封の方法（気密性のある容器包装に入れ、かつ、不活性ガスを充てんしたものに限る。）	のであって商品名に使用した全ての魚類の名称を使用していない場合に限る。）
圧搾煮干し配合率（圧搾煮干しを十パーセント以上配合したものに	「不活性ガス充てん、気密容器入り」と表示する。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で表示することができる。	実配合率を下回らない十の整数倍の数値により、パーセントの単位をもつて、単位を明記して表示する。

					うに加工品 限る。）
うに加工品	うにあえも	の	塩うに含有率	塩うに含有率	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。
ふぐを原材料とするふぐ加工品	ふぐを原材料とするふぐ加工品	名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	塩うに含有率	別表第四のうにあえものの名称の項に定める名称の用語を表示する。	別表第四のうに加工品の名称の項に定める名称の用語を表示する。
原料ふぐの種類	原料ふぐの種類	ロットが特定できるもの	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。	加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等のいづれかを表示する。	加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等のいづれかを表示する。

-
-
-
- 一 とひふぐ
二 からす
三 まふぐ
四 しまふぐ
五 しょうさいふぐ
六 なしふぐ
七 こもんふぐ
八 ひがんふぐ
九 くせふぐ
十 ごまふぐ
十一 あかめふぐ
十二 むしふぐ
十三 めふぐ

-
-
-
- 十四 しるせばらぐ
十五 くろさばらぐ
十六 かならぐ
十七 よりとらぐ
十八 くまさからぐ
十九 ほしらぐ
二十 ややなみらぐ
二十一 もようらぐ
二十二 いしがきらぐ
二十三 はりせんぼん
二十四 ひとづらはりせんぼん
二十五 ねずみらぐ
二十六 はこらぐ

二十七 さんさいふぐ

漁獲水域名（原料ふぐ）
漁獲水域名を表示する。

の種類がなしふぐ（有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限りる。）の筋肉を原材料とするもの又はなしふぐ（有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。）の精巣を原材料とする

塩蔵わかめ	<p>生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。）</p>	<p>ものに限る。）</p>
食塩含有率（四十パー	<p>生食用である旨（切り身にしたふぐであつて生食用のもの（調味したものであつて、凍結させたものを除く。）に限る。）</p>	<p>生食用のものにあつては、「生食用」等生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあつては、「加工用」、「フライ用」、「煮物用」等生食用でない旨を示す文言を表示する。</p>
		<p>「生食用」の文字等生食用である旨を示す文字を表示する。</p>

セントを超える場合に

単位をもつて、単位を明記して表示する。

限る。)

鯨肉製品	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	使用方法	セントを超える場合に 単位をもつて、単位を明記して表示する。 「塩抜きして使用すること」等と表示する。 別表第四の塩蔵わかめの名称の項に定める名称の用語を表示す る。
氣密性のある容器包装 に充てんした後、その 中心部の温度を摂氏百 二十度で四分間加熱す る方法又はこれと同等 以上の効力を有する方 法により殺菌したもの	殺菌温度及び殺菌時間を表示する。		

		（缶詰又は瓶詰のもの を除く。）の殺菌方法
食酢	酸度	
希釈倍数（希釈して使 用されるものに限 る。）	醸造酢の混合割合（醸 造酢を混合した合成酢 に限る。）	パーセントの単位で、小数第一位までの数値を単位を明記して 表示する。

「醸造酢」又は「合成 醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成醸にあつては「合成醸」 風味調味料	「醸造酢」の用語	「醸造酢」又は「合成 醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成醸にあつては「合成醸」 と表示する。
乾燥スープ 調理方法	使用方法	食品の特性に応じて表示する。 水若しくは牛乳を加えて加熱するものであるか又は水、熱湯若しくは牛乳を加えるものであるかの別及びその加えるものの量を表示する。

冷凍食品	マーガリン類	油脂含有率（ファットスプレッドに限る。）	品名中に「ポタージュ」の用語を使用していないものに限る。）
食肉製品、鯨肉製品、 た食品（清涼飲料水、	名称の用語（商品名に 名称の用語を使用して いない場合に限る。）	別表第四のマーガリン類の名称の項に定める名称の用語を表示する。	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。

魚肉練り製品、ゆでだ

こ、ゆでがに、食肉

(鳥獸の生肉(骨及び

臓器を含む。)を加工

したものに限る。)及

びアイスクリーム類を

除く。以下同じ。)を

凍結させたものに限

る。)

凍結させる直前に加熱
されたものであるかど

うかの別(加熱後摂取

冷凍食品(製造し、又

「凍結前加熱」の文字等凍結させる直前に加熱されたものであ
るかどうかの別を表示する。

<p>は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。）に限る。）</p> <p>生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）</p>	<p>生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）に限る。）</p>
	<p>生食用のものにあつては、「生食用」等生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあつては、「加工用」、「フライ用」、「煮物用」等生食用でない旨を示す文言を表示する。</p>

調理冷凍食

衣の率（冷凍魚フライ

実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位

品（冷凍フ

にあつては五十パーセ

をもつて、単位を明記して表示する。

ライ類、冷

ント（食用油脂で揚げ

凍しゅうま

たものにあつては六十

い、冷凍ぎ

パーント）、冷凍え

ようぎ、冷

びフライにあつては五

凍春巻、冷

十パーセント（食用油

凍ハンバー

脂で揚げたものにあつ

グスター

ては六十五パーセン

キ、冷凍ミ

ト、食用油脂で揚げた

ートボー

もの以外のもので頭胸

部及び甲殻を除去し、

又はこれから尾扇を除

イツシユハ

ル、冷凍フ

ンバーグ、去した一尾当たりのえ

冷凍フイツ
びの重量が六グラム以

下のものにあつては六
シュボー

ル、冷凍米
十パーセント）、冷凍

飯類及び冷
いかフライにあつては

五十五パーセント（食
凍めん類に

用油脂で揚げたものに
限る。）

あつては六十パーセン

ト）、冷凍かきフライ

にあつては五十パーセ

ント（食用油脂で揚げ

たものにあつては六十

パーント）、冷凍コ

ロツケにあつては三十

パーセント（食用油脂
で揚げたものにあつて
は四十パーセント）及

び冷凍カツレツにあつ
ては五十五パーセント
(食用油脂で揚げたも
のにあつては六十五パ
ーセント) を超えるも
のに限る。)

皮の率（冷凍しゅうま
いにあつては二十五パ
ーセント、冷凍ぎょう

実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの單
位をもつて、単位を明記して表示する。

			ざにあつては四十五パーセント、冷凍春巻にあつては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあつては六十パーセント）を超えるものに限る。）
食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れる。	食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた旨を表示する。	使用方法 内容個数（内容個数の管理が困難でないものに限る。）	解凍方法、調理方法等を表示する。 ○個入り、○尾入り、○枚入り等と表示する。

食肉の含有率（冷凍ハ ル、冷凍フイツシユハ ンバーグ又は冷凍フイ ツシユボールに限 る。）	ソースをえた旨又は ソースで煮込んだ旨 (冷凍ハンバーグステ ーキ、冷凍ミートボー ル、冷凍フイツシユハ ンバーグ又は冷凍フイ ツシユボールに限 る。)	された旨（食用油脂で揚 げた後、凍結し、容器 包装に入れたものに限 る。）
実含有率を上回らない五の整数倍の数値により、パーセントの	ソースをえた旨又はソースで煮込んだ旨を表示する。	

ンバーグ及び冷凍ミー

トボール（これらに具
又はソースを加えたも
のにあつては、具及び
ソースを除く。）であ

つて、食肉の含有率が
四十パーセント未満の
ものに限る。）

魚肉の含有率（冷凍フ
イッシュハamburger又
は冷凍フィッシュボー

ル（これらに具又はソ
ースを加えたものにあ

単位をもつて、単位を明記した食肉の含有率を表示する。

実含有率を上回らない五の整数倍の数値により、パーセントの
単位をもつて、単位を明記した魚肉の含有率を表示する。

うざ 類	チルドぎよ ー	ボール ルドミート	バーグステ ーキ及びチ	チルドハン ー
皮の率（チルドぎよう ざ又はチルドぱおづに	調理方法		調理方法	つては、具又はソース を除く。）であつて魚 肉の含有率が四十パ ーセント未満のものに限 る。）

あつては四十五パー

ント、チルドしゅうま

いにあつては二十五パ

ーセント、チルド春巻

にあつては五十パー

ントを超える場合に限

「チルド」の用語

「魚肉」の用語（あん

に占める魚肉の重量の
割合が食肉より高い場
合にあつて、商品名の
一部として、使用した

「チルド」と表示する。

「魚肉」と表示する。

主たる魚肉の名称を表示していない場合に限る。)

「野菜」の用語（あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルド

ぎようざにあつては二
十パーセント未満、チ
ルドしゅうまいにあつ
ては二十五パーセント
未満、チルド春巻又は
チルドぱおずにあつて

この表のチルドぎようざ類の項の「魚肉」の用語に関する規定にかかわらず、「野菜」と表示する。

<p>容器包装詰 加圧加熱殺菌食品</p> <p>魚肉練り製品を除</p>	<p>は十パーセント未満である場合にあって、商品名の一部として、使用した主たる野菜の名称を表示していない場合に限る。)</p>
<p>「気密性容器に密封し加圧加熱殺菌」等食品を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨を示す文言を表示する。</p>	

工品又は魚肉の含有率 食肉等若しくはその加 く。	フスタイル）を除 く。 の（単に温めるものを 含む。）以外のものに 限る。）	内容量（調理しないも の（単に温めるものを 含む。）以外のものに 限る。）	調理方法（調理しない もの（単に温めるもの を含む。）以外のもの に限る。）	レトルトパウチ食品で ある旨 （植物性た んぱく食品 (コンビ ーフスタイ ル）を除 く。）
名称	「〇人前」と表示する。		食品の特性に応じて表示する。	レトルトパウチ食品である旨を表示する。
原材料名				
割合	パーセントの単位で、単位を明記したその含有率を表示する。			

(下欄の表の上欄に掲げるものを使用した場合において、その重量の原材料及び添加物(ハンバーグステーキ及びミートボールのうち、ソースを加えたものにあっては、ソースを除く。)の重量に占める割合が、同表の下欄に掲げる割合に満たないとき有限る。)

カレー及びハヤシ	食肉等若しくはその加工品又は魚肉	三パーセント(ハヤ
ル	シチュー	セント)
キ及びミートボ	牛どんのもと	六パーセント
ハンバーグステー	牛	六パーセント
食肉	食肉又は魚肉	六パーセント
四十パーセント	二十九パーセント	六パーセント
ル	の加工品又は魚肉	三パーセント
キ及びミートボ	六パーセント(クリ	ムシチューにあつては三パーセント)
ハンバーグステー	トムシチューにあつては三パーセント)	ムシチューにあつては三パーセント)
食肉	トムシチューにあつては三パーセント)	ムシチューにあつては三パーセント)

容器包装に

要冷蔵である旨

密封された

常温で流通

する食品

(清涼飲料

水、食肉製

品、鯨肉製

品及び魚肉

練り製品を

除く。) の

うち、水素

イオン指数

が四・六を

「要冷蔵」の文字等冷蔵を要する食品である旨を示す文字を表
示する。

超え、か

つ、水分活

性が〇・九

四を超え、

かつ、その
中心部の温

度を摂氏百

二十度で四

分間に満た

ない条件で

加熱殺菌さ

れたもので

あつて、ボ

ツリヌス菌

を原因とす

る食中毒の

発生を防止

するためには

摂氏十度以

下での保存

を要するも

の

缶詰の食品

主要な原材料名

- 1 主要原材料が三種類以上にわたる場合は、配合分量の多いものから順に三種類まで表示する。
- 2 原則として、「主要原材料」の文字を冠する。
- 3 原材料は、その種類名を表示する。

4 名称その他表示から主要原材料が十分判断できるものにあ

つては、主要原材料名の表示を省略することができる。

農産物缶詰 及び農産物 瓶詰	形状（一種類の農産物 (れんこん、たけの こ、アスパラガス、ス イートコーン、なめ こ、マッシュルーム及 び果実（くり及びぎん なんを除く。））を詰 めたものに限る。ただ し、内容物の形状を容 易に確認することがで きる瓶詰にあつては、	1 一種類の農産物を詰めたものであつて、使用した農産物が 全形のものにあつては「全形」又は果実名に「丸」の文字を 冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあつては「つぼ み」と、ホールのものにあつては「ホール」と、ボタンのも のにあつては「ボタン」と、開きのものにあつては「開き」 と、全果粒のものにあつては「全果粒」と、身割れのものに あつては「身割れ」と、小片のものにあつては「小片」と、 じょうのう片のものにあつては「じょうのう片」と、ホール カーネルのものにあつては「ホールカーネル」と、クリーム スタイルのものにあつては「クリームスタイル」と、ロング スピナーのものにあつては「ロング」と、スピナーのものに
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

この限りでない。）

あつては「スピア」と、チップのものにあつては「チップ」と、筒切りのものにあつては「筒切り」と、傷のものにあつては「傷」と、先のものにあつては「先」と、切のものにあつては「切」と、筒のものにあつては「筒」と、二つ割りのものにあつては「二つ割り」と、四つ割りのものにあつては「四つ割り」と、乱切りのものにあつては「乱切り」と、千切りのものにあつては「千切り」と、不定形のものにあつては「不定形」と、薄切りのものにあつては「薄切り」と、ランダムスライスにあつては「ランダムスライス」と、カットのものにあつては「カット」と、カット・ヘッドのものにあつては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあつては「輪切り」と、くさび形のものにあつては「くさび形」と、縦割りのものにあつては「縦割り」と、角柱形のものに

あつては「角柱形」と、立方形のものにあつては「立方形」と、その他のものにあつてはその形状を最もよく表す用語を表示する。ただし、たけのこの全形を縦に二つに切断したものにあつては「二つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ四等分したものにあつては「四つ割り」に代えて「クオーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあつては「不定形」に代えて「ピーセス・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚き二ミリメートル以上八ミリメートル以下に軸に平行に切断したものにあつては「薄切り」に代えて「スライス」と表示することができる。

2 アスピラガスの表皮を除いたものにあつては、一の規定にかかるらず、「ロング」、「スピア」又は「チップ」等の

形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と表示する。

3 こう付きのさくらんぼにあつては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあつては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と表示する。

大きさ (たけのこの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。)	大きさ
記号及びその略号	大きさ
大 (L)	
中 (M)	
小 (S)	
(T)	
小	

次の表に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

分る区による

容器

一号缶

四個又は

六個以上

十一個以

十六個以

五個

十個以下

以下

上

二号缶

六個以上

十一個以

十六個以

三号缶

十個以下

以下

上

四個又は

六個以上

上十五個

十六個以

四号缶

十個以下

十一個以

上

五号缶

五個

六個以上

上

		七号缶	四個又は六個以上
基部の太さ	その他の缶 の水容積比により換算した個数とする。	一號缶から七號缶までの個数をもとにそ の型のもの及び瓶詰のも	五個
基部の太さ（アスパラ ガスのロングスピア ー、スピアー及びチッ プを詰めたものに限 る。ただし、製造工程 上の技術的理由等から	次の表に掲げる区分による基部の太さを表す記号又はその略号 により表示し、かつ、基部の太さの略号を表示する場合にあつ ては、その略号が特大、大、中若しくは小である旨又はその略 号が示す基部の直徑を表示する。ただし、基部の太さをそろえ ていないものにあつては、「混合」と表示する。		
基部の太さを表す記			

基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。)

満 十ミリメートル未 満	十 ミリメートル未 満	ル未 満	上十五 ミリメートル以 下	十ミリメートル以 下	トル未 満	以上二十 ミリメー ト	十五 ミリメー トル	十八 ミリメー トル	以上 （径）	皮付 き（基部の直 径）	皮む き（基部の直 径）	号及びその略号
満 八ミリメートル未 満	八 ミリメートル未 満	ル未 満	上十三 ミリメート ル	八ミリメートル以 下	トル未 満	以上十八 ミリメー ト	十三 ミリメー トル	十八 ミリメー トル	以上 （径）	特大 （E）		
小 （S）				中 （M）			大 （L）					

粒の大きさ（グリンピース、マッシュルームのホール及びボタン並びになめこを詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

グリンピースを詰めたものにあつては表1、マッシュルームのホール及びボタンを詰めたものにあつては表2、なめこを詰めたものにあつては表3に掲げる区分による粒の大きさを表す記号又はその略号により表示し、かつ、粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が特大、大、中、小、特小若しくは極小である旨又はその略号が示す粒径、ふるい目の大きさ若しくはかさの直径を表示する。ただし、粒の大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

表1

粒の大きさ（粒径）		粒の大きさを表す記号及びその略号
九ミリメートル以上	大（L）	

表2

メートル未満	七ミリメートル未満
小(S)	粒の大きさを表す記号及びその略号
メートル未満	粒の大きさ
中(M)	三十五・〇ミリメートルふるい上
二十七・五ミリメートルふるい下二十一・〇ミリメー	三十五・〇ミリメートルふるい下二十七・五ミリメー
トルふるい上	トルふるい上
トルふるい上	大(L)

二十一・○ミリメートルふ 小 (S)

るい下十六・五ミリメートル

ルふるい上

十六・五ミリメートルふる

特小 (T)

い下十二・○ミリメートル

ふるい上

十二・○ミリメートルふる

極小 (m)

い下

表3

形状による区	つぼみ	の直径	粒の大きさ (かさ)	記号及びその略号	粒の大きさを表す
ル以上三十ミリメ	二十二ミリメート				
大 (L)					

分

開 き												
二十ミリメートル	トル未満	以上五十ミリメートル	三十ミリメートル未満	満	十ミリメートル未満	ル未満	上十六ミリメートル以	十ミリメートル以	一トル未満	以上二十二ミリメートル	十六ミリメートル	一トル未満
中 (E)			大 (J)		特小 (T)			小 (S)			中 (M)	

		以上三十ミリメートル未満
果肉の大きさ（果実 （パインアップルを除 く。）の二つ割りを詰 めたものに限る。ただ し、製造工程上の技術 的理由等から果肉の大 きさを把握できない場 合は、この限りでな 	1 もも、洋なし又は和なしを詰めたものにあつては、果肉数 又は次の表に掲げる区分による果肉の大きさを表す記号若し くはその略号により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表 示する場合にあつては、その略号が大、中若しくは小である 旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさを そろえていないものにあつては、「混合」と表示する。 2 もも、洋なし及び和なし以外のものを詰めたものにあつて は、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の	二十ミリメートル未満 小（P）

い。
)

別) 若しくはその略号 (L、M又はSの別) により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

分 よる区			容器に 記号及びその略号	果肉の大きさ
四号缶	二号缶	一号缶		
三個以下	八個以下	三十個以下	大 (L)	
四個以上六	二個以下 九個以上十	以下 上四十五個以 九個以上十	中 (M)	
七個以上九	十六個以下 十三個以上	下 上六十個以 十六個以下	小 (S)	

果粒の大きさ（全果粒のもの並びにさくらんぼ、あんず及びぶどうの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工

1 みかんを詰めたものにあっては、果粒数又は次の表に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその全形を詰めたものに限る。ただし、大きさをそろえてい

び瓶詰のも	その他の缶	五号缶	個以下
以下	千グラム当たり十五個	千グラム当たり十六個	三個以下
個以下	千グラム当たり二十五個	千グラム当たり二十六個	四個以上五個以下
個以上	千グラム当たり二十六個	六個以上七個以下	個以下

程上の技術的理由等か

ら果粒の大きさを把握
できない場合は、この
限りでない。）

- ないものにあつては、「混合」と表示する。
- 2 みかん以外のものを詰めたものにあつては、果粒数又は果粒の大きさを示す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあつては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。

果粒の大きさ	果粒の大きさを表す記号及び その略号
百グラム当たり二十個以下	大粒（L）
百グラム当たり二十一個以上 上三十五個以下	中粒（M）

百グラム当たり三十六個以下の小粒 (S)

上

「〇個」、「〇枚」等と表示する。

使用上の注意（内面塗	<p>内容個数（パインアツ プルの二つ割り及び輪 切り並びにりんごの輪 切りのものを詰めたも のに限る。ただし、製 造工程上の技術的理由 等から内容個数を把握 できない場合は、この 限りでない。）</p>
「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	

		<p>「冷凍原料使用」の用語（アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち凍結させたアスパラガスを使用したものの及びパインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰のうち凍結させた果肉を使用したものに限る。）</p>	<p>「冷凍原料使用」の用語に限る。）</p>
「もどし豆」の用語	「もどし豆」と表示する。		「冷凍原料使用」と表示する。

(グリンピース缶詰又

はグリンピース瓶詰の
うちもどし豆を使用し
たものに限る。)

「もどし原料使用」の

用語（マツシユルーム

缶詰又はマツシユルー

ム瓶詰のうち塩蔵した

マツシユルームを水で

戻して使用したものに

限る。）

固形分（えのきたけ缶

詰又はえのきたけ瓶詰

単位をもつて表示する。

「もどし原料使用」と表示する。

<p>畜産物缶詰 及び畜産物 瓶詰</p>	<p>形状を表す写真、絵又 は図柄（パインアップ ル缶詰に限る。）</p>	<p>のうちえのきたけをし ょうゆ、砂糖類等と煮 込んだものを詰めたも のに限る。）</p>
<p>内容個数（家きん卵水 煮缶詰又は家きん卵水 煮瓶詰及びその他の畜 産物缶詰又はその他の 畜産物瓶詰のうち家き ん卵を詰めたものに限</p>	<p>「〇〇個」又は「〇〇〇個～〇〇〇個」（下限の個数は上限の 個数の八十パーセント以上であること。）と表示する。</p>	<p>形状を表す写真、絵又は図柄を表示する。</p>

る。)

使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）

食肉の名称（食肉缶詰

又は食肉瓶詰、コーン

ドミート缶詰又はコー

ンドミート瓶詰及び食

肉等を詰めたその他の

畜産物缶詰又はその他

の畜産物瓶詰であつ

て、商品名に使用した

食肉の名称を表示して

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。

使用した食肉の名称を表示する。

		いない場合に限る。)
詰及び調理 調理食品缶	肉片形状の用語（食肉 缶詰又は食肉瓶詰及び 食肉等を詰めたその他 の畜産物缶詰又はその 他の畜産物瓶詰であつ て、商品名から小肉 片、ほぐし肉、ひき肉 又は骨付きのものを使 用したことが明らかで ない場合に限る。）	肉片形状の用語（食肉 缶詰又は食肉瓶詰及び 食肉等を詰めたその他 の畜産物缶詰又はその 他の畜産物瓶詰であつ て、商品名から小肉 片、ほぐし肉、ひき肉 又は骨付きのものを使 用したことが明らかで ない場合に限る。）
使用上上の注意（内面塗 装缶以外を使用した缶	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし 肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を 使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付きの食肉を 使用したものについては「骨付」の用語を表示する。

詰に限る。)

	食肉の名称（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて、商品名に使用した食肉の名称を表示しない場合に限る。）	食肉の名称（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて、商品名に使用した食肉の名称を表示しない場合に限る。）	使用した食肉の名称を表示する。
「骨付」の用語（その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰	「骨付」の用語を表示する。		

であつて、骨付きの食肉を使用したものに限る。)

固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重

量の割合（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて固形量又は内容量に対する

固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合（食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて固形量又は内容量に対する

<p>水のみを原 料とする清 涼飲料水</p>	<p>る食肉、臓器、可食部 分及び家きん卵並びに それらの加工品の重量 の割合が十パーセント 以上のものに限る。)</p>
<p>殺菌又は除菌を行つて いない旨（容器包装内 の二酸化炭素圧力が摂 氏二十度で九十八キロ パスカル未満であつ て、殺菌又は除菌（ろ 過等により、原水等に 由来て当該食品中に</p>	<p>「殺菌又は除菌を行つていな」等殺菌又は除菌を行つていな い旨を示す文言を表示する。</p>

果実飲料	使用方法（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）	「□倍希釈」、「□倍に薄めてお飲みください」等と表示する。	存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。（）を行わないものに限る。）
「加糖」の用語（果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又は蜂蜜を加えたものに限る。）	「加糖」と表示する。		

果実の搾汁	<p>「濃縮還元」の用語 (果実・野菜ミックス ジュース及び果汁入り 飲料以外の果実飲料の うち、還元果汁を使用 したものに限る。)</p>	<p>「濃縮還元」と表示する。</p>
「冷凍果実飲料」の文	<p>「冷凍果実飲料」の文字を表示する。</p>	<p>「□倍希釈時果汁○○%」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を表示する。</p>

		又は果実の 搾汁を濃縮 したもの したものを
豆乳類	もの て、原料用 果汁以外の	凍結させた ものであつ るもの
大豆固形分		
豆乳飲料（大豆固形分が四パーセント以上のものに限る。）に	パーセントの単位で整数値をもつて単位を明記して表示する。 ただし、豆乳（大豆固形分が八パーセント以上のものに限 る。）にあつては「8%以上」と、調製豆乳（大豆固形分が六 パーセント以上のものに限る。）にあつては「6%以上」と、	

あつては「4%以上」（豆乳飲料であつて果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五パーセント以上のもの（大豆固形分が二パーセント以上のものに限る。）にあつては、「2%以上」と表示することができる。

粉末大豆たんぱくを加えた旨（粉末大豆たんぱくを加えた豆乳飲料	名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------	------------------------------

別表第二十(第八条関係)

食品 指定成分等 含有食品	様式 別記様式一の規定による。	表示の方式 第八条各号（第三号を除く。）の規定による ほか、指定成分等含有食品である旨及び指定 成分等について食品衛生上の危害の発生を防 止する見地から特別の注意を必要とする成分 又は物である旨は、JISZ八三〇五に定め る十四ポイントの活字以上の大きさの統一の とれた文字で表示する。
---------------------	--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

であつて、商品名に粉
末大豆たんぱくを加え
た旨の用語を使用して
いない場合に限る。）

機能性表示
別記様式一の規定による。

食品

第八条各号の規定によるほか、次に定めると
ころによる。

一 機能性表示食品である旨は、容器包装
の主要面に表示する。

二 機能性関与成分及び当該成分又は当該
成分を含有する食品が有する機能性並び
に機能性及び安全性について国による評
価を受けたものではない旨は、容器包装
の同一面に表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による
ほか、次に定めるところによる。

一 「冷凍原料使用」（凍結させたアスパ
ラガスを使用したものに限る。）、「も

農産物缶詰
及び農産物

瓶詰

名称
形状
大きさ

大きさ

基部の太さ	「 <i>ビーフ</i> 」及び「 <i>チキン</i> 原料使用」の用語
粒の大きさ	は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの1分の一以上の大さであつて、かつ、JISZ八三〇五に定める「十ポイント（缶又は瓶の胴の面積が一畳五十平方センチメートル未満のものに表示する場合にあつては、十四ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
果肉の大きさ	
果粒の大きさ	
内容個数	
原材料名	
添加物	
原料原産地名	
固形量	
内容総量	
内容量	
賞味期限	
保存方法	

使用上の注意

原産国名

製造者

備考

で表示する。

別記様式一の備考の規定によるほか、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に表示することができる。

〔1〕 「固形分」の用語は、商品名の表示やれいこの箇所に近接した箇所に、「固形分」及び「%」の文字はJISN8110中に定める九ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

第八条各項（第三項を除く。）の規定による

ルルルル

名称	ほか、次に定めるものによる。
形状	「濃縮トマト還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ8310五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。
原材料名	トマトの搾汁を濃縮した度合は、明瞭に表示する。
添加物	トマトの搾汁の含有率は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ8310五に定める十四ポイントの活字以上の大文字で表示する。
原料・原産地名	
固形量	
内容総量	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
使用上の注意	
原産国名	
製造者	

		備考
	別記様式一の備考の規定による。	
ジャム類	別記様式一の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、使用上の注意は、明瞭に表示する。
乾めん類	名称 原材料名 原料原産地名 そば粉の配合割合 内容量 賞味期限 保存方法 調理方法	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。

- 一 添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。
- 二 そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、J I S Z 八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上ものにあっては「そば粉の配

マカロニ類	<p>合割合・○割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては「1割未満」、「10%未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。</p> <p>三 調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>
名称	第八條各項（第八項を除く。）の規定による。

原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
調理方法
原産国名
製造者

備考

別記様式一の備考の規定によるほか、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれ

ば、他の箇所に表示することができる。

憲の印題

名称

原材料名

原料原産地名

内容量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合

第八条各号（第二号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、JISZ8310五に定める八ポイント（表示可能面積がおよむね百五十平方センチメートル以下）のものについては、六ポイントの括字以上の統一のとれた文字で表示する。

にあつては、原材料名の事項の下に添加物

の事項を表示する。

ア ノ ベ ハ

ム、 懸念ア

レバベバ、

ソーヤーバ

及ら懸念ハ

一ヤーバ

名称

原材料名

添加物

原料原産地名

でん粉含有率

内容量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

第八条各号（第三号を除く。）の規定による。

畜産物由詰 及び畜産物 瓶詰	別記様式一の備考の規定による。	備考
<p>名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容個数 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法</p> <p>一 食肉の名称は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商品名の高さの1/1分の1以上の大字や、かつ、JISZ8110に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のされた文字で表示する。</p> <p>「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商</p>	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるものによる。</p> <p>一 食肉の名称は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商品名の高さの1/1分の1以上の大字や、かつ、JISZ8110に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のされた文字で表示する。</p> <p>「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商</p>	

	<p>品名の幅や①1分の1以上の幅やである レ、かく、トーソンハリ〇用に定める九 °ボイナーテの活字以上の大きさの統一のと れた文字で表示する。</p>
備考	<p>別記様式一の備考の規定によるほか、使用 上の注意を一括して表示することが困難な 場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を 表示すれば、他の箇所に表示することがで きる。</p>
種類別 原材料名 添加物	<p>第八条各項（第1項を除く。）の規定による ほか、次に定めるものによる。 一 種類別は、トーソンハリ〇用に定める 十・五°ボイナーテの活字以上の大きさの統</p>

原料原産地名

内容量

消費期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考第二号から第十二号までの規定による。

乳製品のほか、発酵乳及び乳酸菌

飲料

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるものによる。

一 種類別は、JIS Z 8305に定める八ポイントの活字以上の大きさの統一の

1のとれた文字で表示する。

11 ハ)の様式中、「種類別」とあるのは、ハ)に代えて、「種類別名称」と表示する。

ル)がである。

内容量 記号	原料原産地名 内 容 量 消費期限 保存方法 原産国名 製造者
種類別 原材料名 添加物	備考 別記様式一の備考第二号から第十二号までの規定による。
記号 種類別 原材料名 添加物	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるものによる。 一 種類別は、JIS Z 8305に定める 十四ポイントの活字以上の大きさの統一

された文字で表示する。

11 ハ)の様式中、「種類別」とあるのは、
ハ)に代えて、「種類別名称」と表示す
る。ルがである。

原料原産地名

内容量

消費期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

別記様式一の備考第二号から第十二号までの規定による。

乳又は乳製品を主原料とする飲料の、
呴の、つち、

のとれた文字で表示する。

11 ハ)の様式中、「種類別」とあるのは、
「これに代えて、「種類別名称」と表示す
る」ことがである。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による
ほか、乳酸菌飲料である場合は、JISZ8311
○五に定める八ポイントの活字以上の大きさ
の統一のとれた文字で表示する。

乳酸菌飲料

魚肉ペース

び魚肉ソーセージ

ヤーナー

名称

原材料名

添加物

原料原産地名

でん粉含有率

内容量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

第八条各号（第三号を除く。）の規定によ
る。

別記様式一の備考の規定による。

記入欄

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
密封の方法
圧搾煮干し配合率
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

第八条各号（第二号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示やわざいる箇所に近接した箇所に、JISZ8305に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一された文字で表示する。

<p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定による。</p>	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による ほか、名称の用語は、商品名の表示されてい る箇所に近接した箇所に、JIS規格三〇五 に定める十四ポイントの活字以上の大きさの 統一された文字で表示する。</p>
<p>及らざりぬ れもの</p> <p>名称 原材料名 添加物 原料原産地名 塩うに含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p>	<p>名称 原材料名 添加物 原料原産地名 塩うに含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p>

備考 别記様式一の備考の規定による。	蝶夷のかね
第八条各号（第三号を除く。）の規定による ほか、名称の用語は、商品名の表示やれどい る箇所に近接した箇所に、JIS X 0201(〇五 に定める十四ポイントの活字以上の大きさの 統一された文字で表示する。	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 食塩含有率 内容量 賞味期限 保存方法 使用方法 原産国名

	<p>製造者</p> <p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>
醸酢	<p>名称</p> <p>醸造酢の混合割合</p> <p>原材料名</p> <p>添加物</p> <p>原料原産地名</p> <p>酸度</p> <p>第八条各項（第三項を除く。）の規定によるほか、次に定めるものとする。</p> <p>一 醸造酢の混合割合は、商品名の表示やそれに付随する箇所に近接した箇所に、内容量の区分に応じ、表1に定める活字の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p> <p>二 「醸造酢」又は「合成酢」の用語は、</p>

希釈倍数
内容量
賞味期限
保存方法

原産国名
製造者

備考

別記様式一の備考の規定による。

表1

内容量	活字の大きさ (JIS Z 8310 に規定するポイント)
十八リットル以上 のもの	二十四 (合成樹脂 製の容器であつ て、一十四ポン トの活字の大きさ

商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、内容量の区分に応じ、表2に定める活字の大きさの統一のとれた文字で表示する。

の文字を表示でき

ない場合は、二十

二ポイント)

一・八リットル以

上十八リットル未

満のもの

三百ミリリットル

以上一・八リット

ル未満のもの

三百ミリリットル

未満のもの

七・五

十・五

表2

内容量
活字の大きさ (J)

満のもの	一・八リツトル以上 上十八リツトル未	十八リツトル以上 のもの	I S Z 八三〇五に 規定するボイン
	十六以上	四十二（合成樹脂 製の容器であつ て、四十二ポン トの活字の大きさ の文字を表示でき ない場合は、二十 六ポンント）	ト）

風味調味料			
名称 原材料名 添加物 原料・原産地名 内容量 賞味期限	三百 ミリリットル 以上一・八リット ル未満のもの	三百 ミリリットル 未満のもの	十四以上 九以上
第八条各号（第三号を除く。）の規定によ る。			

	<p>保存方法</p> <p>使用方法</p> <p>原産国名</p> <p>製造者</p>
備考	<p>別記様式一の備考の規定によるほか、 使用方法を一括して表示することが困難な場合には、 使用方法の欄に表示箇所を表示すれば、 他の箇所に表示することができる。</p>
第八条各項（第11項を除く。）の規定によるほか、「ローハーム」、「ポターブル」の用語は、 横品名の表示やねじの箇所に近接した箇所に、 110円に定める十四ポイント	<p>名称</p> <p>原材料名</p> <p>添加物</p>

八の規則上の大要の文字で表示する。

原料原産地名	マーマル
内容量	
賞味期限	
保存方法	
調理方法	
原産国名	
製造者	
備考	<p>別記様式一の備考の規定によるほか、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</p>
第八条各項（第八項を除く。）の規定による	

類

調理冷凍食	<p>名称 油脂含有率 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p>
	<p>ほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JIS Z 8305に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のされた文字で表示する。</p> <p>備考 別記様式一の備考の規定による。</p> <p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による</p>

品 (冷凍フ ライ類、冷 凍しゅわが い、冷凍わ ふわわ、冷 凍春巻、冷 凍ベノベー グステー キ、冷凍“ 一ユホ一	名称 原材料名 原料原産地名 衣の率又は皮の率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者
---------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

ほか、次に定めるものによる。

- 一 使用方法又は内容個数は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ8310五に定める八ポイント（表示可能面積がおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
- 二 食用油脂で揚げた後、凍結し、容器包装に入れた皿は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、JISZ8305に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
- 三 ハースを加えた皿、ソースで煮込んだンベーグ、にあっては、原材料名の事項の下に添加物

冷凍フイツの事項を表示する。

ショボー
ル、冷凍米
飯類及び冷

凍めん類に
限る。)

チルドハン	バーグステ ーキ及びチ ルダムーテ ボール	名称 原材料名 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法
-------	--------------------------------	---------------------------------------------

血及び食肉又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ八三〇五に定める十六ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、JISZ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

<p>原産国名 製造者</p>	<p>備考</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。</p>
<p>名称 原材料名 原料・原産地名 皮の率 内容量</p>	<p>第八条各項（第八条を除く。）の規定によるほか、次に定めるものによる。</p> <p>1 「ナル」の用語は、商品名の表示や販売する箇所に近接した箇所に、商品名の高さの11分の1以上の幅であって、かつ、ISO八三〇五に定める十四点</p>

	<p>賞味期限 保存方法 調理方法 原産国名 製造者</p>
備考	
別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。	<p>11 「無肉」の用語は、商品名の前に「一分の1以上」の高さであります。かづ、JI SNハ三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p>
二 調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示	<p>11 「畜菜」の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、商品名の前に「一分の1以上」の高さであります。かづ、JI SNハ三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p>

	箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
レトルトペウチ食品 (植物性たんぱく飲品) (フルーツスタイル) を塗 覆	<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 レトルトペウチ食品である場合は、容器包装の見やすい箇所に、JIS Z 8310五に定めるハポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント）の活字以上の大さやの統一のとれた文字で表示する。</p>
備考	<p>一一 調理方法は、容器包装の見やすい箇所に、JIS Z 8310五に定めるハポイント</p> <p>別記様式一の備考の規定によるほか、添加</p>

物を併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。

ト（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

三 内容量（「〇人前」）は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ8110五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

四 食肉等若しくはその加工品又は魚肉の含有率は、容器包装の見やすい箇所に、JISZ8110五に規定する八ポイント

容器包装に別記様式一の規定による。	
<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、別表第十九に規定する冷蔵を要する食品である旨を示す文字は、容器包装の表面<small>おもて</small>に、分かりやすい大きさで表示する。</p>	<p>（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</p>

品（清涼飲料
水、食肉製
品（食品衛
生法施行令
第十三条に

性が〇・九	つ、水分活 を超え、か	数が四・六	素イオン指	のうち、水	を除く。)	魚肉練り製品	肉製品及び	る。)、鯨	のに限規定するも
-------	----------------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	----------

四を超え、

かつ、その

中心部の温

度を摂氏百

二十度で四

分間に満た

ない条件で

加熱殺菌さ

れたもので

あつて、ボ

ツリヌス菌

を原因とす

る食中毒の

<p>調理食品缶 詰及び調理 食品瓶詰</p> <p>名称 原材料名 添加物 原料・原産地名 固形量 内容総量</p>	<p>発生を防止 するために 下での保存 を要するも の</p>
<p>第八条各号（第三号を除く。）の規定による ほか、次に定めるところによる。</p> <p>一 食肉の名称は、商品名の表示されてい る箇所に近接した箇所に、商品名の高さ の二分の一以上の高さであつて、かつ、 JISZ八三〇五に定める九。ポイントの 活字以上の大きさの統一のとれた文字で</p>	

内容量	表示する。
賞味期限	11 「賞味」の用語は、商品名の表示されたこの箇所に近接した箇所に、商品名の 壘やの1/1分の1以上の壘やであつて、か つ、JISZ2105に定める九ポイント の活字以上の大ややの統一のとれた文 字で表示する。
保存方法	
使用上の注意	
原産国名	
製造者	
備考	
別記様式一の備考の規定によるほか、使用 上の注意を一括して表示することが困難な 場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を 表示すれば、他の箇所に表示することがで きる。	11 図形量又は内容量に対する食肉、臓 器、同食部分及び家きん卵並びにそれら の加工品の重量の割合は、商品名の表示 されたこの箇所に近接した箇所に、商品 名の壘やの1/1分の1以上の壘やであつ て、かつ、JISZ2105に定める九

果実飲料

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
使用方法
原産国名
製造者

ポイントの活字以上の大きさの統一のと
れた文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による
ほか、次に定めるところによる。

一 「加糖」の用語は、商品名の表示され
ている箇所に近接した箇所に、括弧を付
してJISZ8110五に定める十四ポイ
ントの活字以上の大きさの文字で表示す
る。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあつ
ては、蓋に表示することができる。

二 「濃縮還元」の用語は、商品名の表示
されている箇所に近接した箇所にJIS
Z8110五に定める十四ポイントの活字

備考

別記様式一の備考の規定による。

以上の大きさの文字で表示する。ただし、缶刷瓶入り果実飲料にあつては、蓋に表示することができる。

三 希釀時の果汁割合は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JIS Z八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大字の文字で表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 名称の用語は、商品名の表示される箇所に近接した箇所に、JIS Z八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

豆乳類

名称
大豆固形分

原材料名

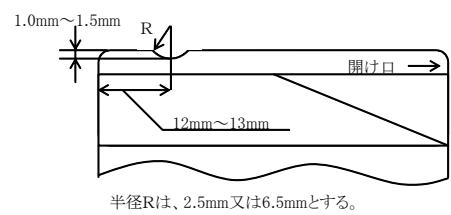
添加物

原料原産地名

内容量	11 粉末大豆たんぱくを加えた旨は、商品
賞味期限	名の表示されている箇所に近接した箇所
保存方法	に、JIS Z 8110 5に定める十四ポイ
使用上の注意	ントの活字以上の大きさの統一のとれた
原産国名	文字で表示する。
製造者	
備考	別記様式一の備考の規定による。

別表第11十1 (第九条関係)

次の図に定めるところによる。



半径Rは、 2.5mm 又は 6.5mm とする。

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
農産物缶詰及び農産物瓶詰 トマト加工品	<p>1 「天然」又は「自然」の用語</p> <p>2 「純正」その他純粹であることを示す用語</p> <p>1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語</p> <p>2 「天然」又は「自然」の用語</p> <p>3 トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語</p> <p>4 「特級」の用語と紛らわしい用語</p>
乾しいたけ 「名産」の用語 が推奨しているかのように誤認させる用語	<p>2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したもの</p>

ジャム類	
	であるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
1 「特級」の用語と紛らわしい用語	
2 二種類以上の果実等を使用したものについて、当該果実等のうち特定の種類のものを特に強調する用語。ただし、果実等の配合の割合が三十パーセント以上六十パーセント未満の場合において「ミックスジャム」の文字に当該果実等を含む旨の用語を付した商品名を用いる場合及び当該果実等の配合の割合が六十パーセント以上の場合において「ミックスジャム」の文字に当該果実等名を冠した商品名を用いる場合は、この限りでない。	
3 通常より糖度が低い旨を示す用語。ただし、糖度が五十五ブリックス度以下のものについて当該糖度を下回らない整数値により「糖度50度」	

即席めん		乾めん類
1　かやくのうち特定のものを特に強調する用語。ただし、調理後の当該	<p>4　果実等を多く含有している旨を示す用語</p> <p>1　「手延べ」その他これに類似する用語。ただし、手延べ干しそば又は手延べ干しめんに表示する場合は、この限りでない。</p> <p>2　産地名を表す用語。ただし、製めんした地域（以下「製めん地」という。）で包装したものに表示する場合又は製めん地以外で包装したものについて「製めん地・○○」の用語を商品名を表示した箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、J I S Z八三〇五に規定する十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示し、「○○」に当該製めん地名を表示する場合（製めん地名を二以上表示する場合には、製品に占める重量の割合の高いものから順に表示する場合に限る。）は、この限りでない。</p>	<p>等と併記する場合は、この限りでない。</p>

かやくの重量が調理後のめんの重量の二一パーセント以上である場合は、この限りでない。

2 そば粉を使用しているものであって、そば粉の配合割合が三十パーセント未満のものにあつては、「そば」の用語

3 生タイプ即席めん以外のものにあつては、「生タイプ」の用語

マカロニ類

原材料の一部の名称を他の原材料の名称に比べて特に表示する用語。ただし、製品百グラム当たり当該原材料の固形分が、卵にあつては四グラム以上、野菜にあつては三グラム以上含まれている場合は、この限りでない。

凍り豆腐

寒気を利用して凍結したものと誤認させる用語

2 「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語

ハム類

1 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁

が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

プレスハム

- 1 別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダー哈ム」、「ベリーハム」若しくは「ラツクスハム」の用語又はこれらと紛らわしい用語
- 2 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語
- 3 原料肉を二種類以上使用したものにおける原料肉の一部の名称を特に表示する用語
- 4 でん粉等のつなぎを使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語
- 5 品評会等で受賞したもののように誤認させる用語及び官公庁

が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

混合プレスハム

- 1 別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダー哈ム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」若しくは「プレスハム」の用語又はこれらと紛らわしい用語
- 2 でん粉等のつなぎを使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語
- 3 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあ

るものに表示する場合は、この限りでない。

ソーセージ

- 1 別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」若しくは「混合ソーセージ」の用語又はこれらと紛らわしい用語
- 2 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語
- 3 使用する原料畜肉類及び原料臓器類が一種類以上の家畜等のものであるものについて、当該原料畜肉類又は原料臓器類の一部の名称を特に表示する用語
- 4 でん粉等の結着材料を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語
- 5 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞し

混合ソーセージ

たものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

- 1 別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」、「ソーセージ」、「クツクドソーセージ」、「加圧加熱ソーセージ」、「セミドライソーセージ」、「ドライソーセージ」、「無塩漬ソーセージ」、「ボロニアソーセージ」、「フランクフルトソーセージ」、「ワインナーソーセージ」、「リオナソーセージ」、「レバーソーセージ」若しくは「レバーペースト」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語

- 2 使用する原料畜肉類及び原料臓器類が二種類以上の家畜等のものであるものについて、当該原料畜肉類又は原料臓器類の一部の名称を特に表

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	ベーコン類	
1 食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 及びランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰であつて、食肉を	1 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。	3 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語

語

2 その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であつて、食肉、臓器及び可食部分並びにこれらの加工品を二種類以上使用したものについて、特定の食肉を特に強調する用語

3 「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

煮干魚類

魚肉ハム及び魚肉ソーセージ

1 別表第三に掲げる「骨付きハム」、「ボンレスハム」、「ロースハム」、「ショルダーハム」、「ベリーハム」、「ラックスハム」、「プレスハム」、「混合プレスハム」、「ソーセージ」、「クツクドソーセージ」、「加圧加熱ソーセージ」、「セミドライソーセージ」、「ドライソーセージ」、「無塩漬^{せき}ソーセージ」、「ボロニアソーセージ」、「フランクフルトソーセージ」、「ワインナーソーセージ」、「リオナ

ソーセージ」、「レバーソーセージ」、「レバーペースト」若しくは「混合ソーセージ」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語

2 原材料の一部の名称を、他の原材料の名称に比べて特に表示する用語（当該原材料の一部の名称を表示する用語に、当該原材料の一部の含有率をパーセントの単位で、同程度の大きさで付してあるものを除く。）

削りぶし

語

1 パック品以外のものに表示する「パック」その他これと紛らわしい用語

2 二種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあつては、一部の魚類の名称を特に表示する用語

うに加工品

1 塩うにを、当該塩うにを製造した場所で当該塩うにを製造した直後に瓶に入れ、これにエチルアルコールを加え又は加えないで瓶詰にしたものの以外のものに表示する「磯詰め」その他これに紛らわしい用語

2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁

が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

うにあえもの

1 「磯詰め」その他これと紛らわしい用語

2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語について、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

乾燥わかめ

1 「天然」又は「自然」の用語。ただし、天然わかめを使用した場合は、この限りでない。

2 「新鮮」その他新しさを示す用語

	塩蔵わかめ	
3	「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。）	4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
1	「天然」又は「自然」の用語。ただし、天然わかめを使用した場合は、この限りでない。	
2	「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。）	
3	乾燥わかめを水で戻したものにあつては、「新鮮」その他新しさを示す用語	
4	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁	

が推奨しているかのように誤認させる用語

みそ

- 1 食品衛生法施行規則（以下この表において「規則」という。）別表第一に掲げる添加物を使用したものにあつては、「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語

- 2 「天然」又は「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）
- 3 醸造期間を示す用語。ただし、醸造期間が当該用語の示す期間に満ちている場合は、この限りでない。

- 4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語

しょうゆ

- 1 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紛

らわしい用語。ただし、しようゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第一七〇三号）に規定するこいくちしようゆ、うすくちしようゆ、たまりしようゆ、さいしこみしようゆ及びしろしようゆの規格による格付が行われたものであつて次の表の区分に該当するしゆゆに對し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。

2 「濃厚」の用語。ただし、しようゆの日本農林規格に規定するこいくちしようゆ、たまりしようゆ及びさいしこみしようゆの規格による格付が行われたものであつて次の表の区分に該当するしようゆに對し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。

3 混合方式によるものについての「醸」の用語（原材料名の表示に使用する場合を除く。）

4 「天然」又は「自然」の用語（本釀造方式によるものであつて、セル

ラーーゼ等の酵素によつて醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。)

5 「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語（本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によつて醸造を促進したもの）を除く。）であつて、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないもののうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語を除く。）

6 「生」（「生引き」の用語を除く。以下この項において同じ。）、「生」又は「生引き」の用語。ただし、次に掲げる用語を除く。

一本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によつて醸造を促進したもの）を除く。）であつて、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないもののうち、食塩以外のものを添加していないものについての

「生」の用語

二 火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行つたものについての「生」の用語

三 たまりしそうゆの本釀造方式によるものについての「生引き」の用語

7 「減塩」の用語。ただし、しそうゆ百グラム中の食塩量が九グラム以下のは、この限りでない。

8 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

区分

用語

1 こいくちしようゆ又はたまりしようゆのうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の

基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの

2 うすくちしようゆ又はしろしようゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加

していないものであつて、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの

3 さいしこみしようゆの本釀造方式によるもののうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの

「超特選」

1 こいくちしようゆ又はたまりしようゆのうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の

基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの

2 うすくちしようゆ又はしろしようゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加

していないものであつて、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの

3 さいしこみしようゆの本釀造方式によるもののうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの

「特選」

			特級のもの	「特製」、「特吟」
2 1 「特級」の用語と紛らわしい用語	ウスター・ソース類	上級のもの 「上選」、「優選」、「吟」 「優良」その他これに類似するもの	「上」、「優選」、 こいくちしようゆ、たまりしようゆ又はさいし こみしおゆのうち、全窒素分が特級の基準の 数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの 「濃厚」 に類似するもの	その他これに類似するもの

食酢	<p>ドレッシング及びドレッ シングタイプ調味料</p> <p>ドレッシングタイプ調味料にあつては、「ドレッシング」、「マヨネ ズ」等ドレッシングと誤認させる用語。ただし、製品百グラム中の脂質量 が三グラム未満のものについて「ノンオイルドレッシング」と表示する場 合は、この限りでない。</p> <p>1 「天然」又は「自然」の用語</p> <p>2 「黒酢」その他これに類する用語。ただし、米黒酢又は大麦黒酢に表 示する場合は、この限りでない。</p> <p>3 「純○○酢」その他これに類似する用語。ただし、原材料として、一</p>	<p>3 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁 が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞し たものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞し たものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあ るものに表示する場合は、この限りでない。</p>

種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又は蜂蜜のみを使用したもの（米黒酢及び大麦黒酢を除く。）について、○○に当該原材料名を使用する場合、米のみを使用した米黒酢について「純米黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒酢について「純玄米黒酢」と表示する場合及び大麦黒酢について「純大麦黒酢」と表示する場合は、この限りでない。

4 「静置発酵」その他これに類似する用語。ただし、主としてもろみの表層における酢酸菌により発酵が行われており、もろみの液内通気又は移動による発酵促進が行われなかつた醸造酢であつて、かつ、もろみにアルコールを加えていない場合はこの限りでない。

5 原材料の一部の名称を、他の原材料の名称に比べて特に表示する用語。ただし、当該原材料が穀類の場合にあつては当該穀物酢一リットルにつき表示しようとする穀類を一種類で四十グラム以上、当該原材料が

果実の場合にあつては当該果実酢一リットルにつき表示しようとする果実の搾汁を一種類で三百グラム以上使用している場合、当該原材料が野菜、その他の農産物又は蜂蜜の場合にあつては名称に「醸造酢（□□酢）（□□は当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の名称とする。）」と表示できるものに当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の名称を表示する場合は、この限りでない。

6 合成酢についての「醸造」等の用語。ただし、原材料名及び醸造酢の混合割合の表示に使用する場合は、この限りでない。

7 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語。

「天然」又は「自然」の用語

風味調味料

乾燥スープ

原材料のうち特定のものを特に強調する用語。ただし、使用した原材料の重量が次の表に定める重量以上である原材料（以下この項において「基準

量以上の原材料」という。)の名称又はスープの特性を表す香辛料等の名称を冠した商品名を用いる場合、商品名に併せて基準量以上の原材料の名称又はスープの特性を表す香辛料等の名称を表示する場合並びに商品名に併せて特定の原材料(基準量以上の原材料を除く。)を含む旨及び当該原材料の重量を表示する場合は、この限りでない。

魚介 その他の中	二グラム	二グラム	一グラム	二グラム	区分	
					乾燥コンソメ	調理方法に従い調理したスープ千ミリリットル当たりの使用量(無水固形物に換算)
三グラム	三グラム	五グラム	二グラム	五グラム	乾燥ポタージュ	
二グラム	二グラム	二グラム	一グラム	二グラム	一 ープ	その他の乾燥ス

												乳及び乳製品
こんぶ	その他の野菜	ほうれんそう	チンゲンサイ	こまつな	にんじん	グリンピース	かぼちゃ	たまねぎ	きのこ	とうもろこし	ばれいしょ	一
二グラム	二グラム	一	一	一	一	一	一	二グラム	二グラム	一	一	一
二グラム	五グラム	二グラム	二グラム	二グラム	七グラム	二十グラム	十五グラム	二グラム	二グラム	二十グラム	二十五グラム	五グラム
一グラム	一グラム	一グラム	一グラム	一グラム	一グラム	一グラム	一グラム	一グラム	一グラム	五グラム	五グラム	五グラム

食用植物油脂								
1 「精製サラダ油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「精製とうもろこし油」、「とうもろこしサラダ油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「精	(注) 乾燥コンソメの食肉及び魚介の使用量は、スープベースとして使用する場合の重量である。	穀類加工品（クールトン及びヌードルを除く。）	ヌードル 六グラム	四グラム 六グラム	四グラム 六グラム	四グラム 六グラム	二グラム 四グラム 四グラム	三グラム 三グラム 三グラム

製ごま油」、「ごまサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製ごめ油」、「ごめサラダ油」、「精製落花生油」、「精製オリーブ油」、「精製パーム油」、「精製調合油」又は「調合サラダ油」の用語。ただし、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年農林省告示第五百二十三号）に規定する精製サフラワー油、サフラワーサラダ油、精製ぶどう油、ぶどうサラダ油、精製大豆油、大豆サラダ油、精製ひまわり油、ひまわりサラダ油、精製とうもろこし油、とうもろこしサラダ油、精製綿実油、綿実サラダ油、精製ごま油、ごまサラダ油、精製なたね油、なたねサラダ油、精製ごめ油、ごめサラダ油、精製落花生油、精製オリーブ油、精製パーム油、精製調合油及び調合サラダ油の規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。

2 「精製」その他等級を示す用語と紛らわしい用語

3 原料食用油脂の一部の油脂名を特に表示する用語。ただし、当該原料

		食用油脂の含有率が三十パーセント以上六十パーセント未満のものであつて当該原料食用油脂を含む旨の用語を付した商品名を表示してあるもの又は当該原料食用油脂の含有率が六十パーセント以上のものであつて当該原料食用油脂の油脂名に「調合」の文字を冠した商品名を表示してあるもので、当該原料食用油脂の含有率を容器包装の主要部分（商品名、絵その他の表示からみて容器の表示の中央部分と認められる部分を中心とした同一視野の部分をいう。）に表示してあるものに表示する場合は、この限りでない。
調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボーラー	1	冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻について、原材料の一部が他の原材料に比べて多く含まれているかのように誤認させる用語。ただし、次の一及び二に掲げるものにあっては、それぞれ次の一及び二に掲げる用語を除く。

ル、冷凍フイッシュハン
バーグ、冷凍フイッシュ
ボール、冷凍米飯類及び
冷凍めん類に限る。）

イ 使用した原材料のうちの一種又は二種以上の名称が「コロッケ」、「しゅうまい」、「ぎょうざ」又は「春巻」の文字に冠して表示してあり、かつ、当該原材料の含有率がそれぞれ次の表に定める量以上である場合の当該原材料名

口 使用した原材料の含有率が次の表に定める量未満であり、かつ、その含有率が表示されている場合であつて、使用した原材料のうちの一種又は二種以上を含むものである旨が商品名に併せて表示してある場合の当該原材料名

ハ 「カレー」の用語

二 冷凍コロッケ

ばれいしょ、さつまいも及びかぼちゃをええ材料に使用した場合の

当該原材料名

2 冷凍コロッケについて、原材料に使用した乳、乳製品等の配合割合か

ら算出した乳脂肪含有率が一・四パーセントに満たない場合の「クリー

ムコロツケ」の用語

3 冷凍ハンバーグステーキ又は冷凍ミートボールで食肉並びに臓器及び可食部分を二種類以上使用したものについて、食肉のうちの特定の種類を特に強調する用語及び冷凍フィッシュユハンバーグ又は冷凍フィッシュユボールで原料魚肉を二種類以上使用したものについて、魚肉のうちの特定の種類を特に強調する用語（それぞれ、当該特定原材料の含有率を表示し、かつ、それを含むものである旨を表示する場合の用語を除く。）

4 冷凍ハンバーグステーキ若しくは冷凍ミートボールで魚肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したもの又は冷凍フィッシュユハンバーグ若しくは冷凍フィッシュユボールで食肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したものについて、原材料の全てが食肉又は魚肉であるかのように誤認させる用語

5 冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻以外のものについて、「かに」の用語（かにの含有率を表示した場合を除く。）

6 冷凍米飯類について、「五目」の用語（具の含有率が八パーセント以上であり、かつ、使用した具の種類が五種類以上のものを除く。）

7 冷凍めん類について、めんにおけるそば粉の配合割合が三十パーセントに満たない場合の「そば」の用語又はこれと紛らわしい用語

名称	原材料名	含有率
冷凍コロッケ	えび	原材料及び添加物に対し十パーセント
牛肉 かに		原材料及び添加物に対し八パーセント

冷凍しゅうまい						
豚肉 かに えび	その他	チーズ	とうもろこし	鶏肉	豚肉	原材料及び添加物に対し十パ ーセント

あんに対し十五パーセント	一セント	原材料及び添加物に対し八パ ーセント	原材料及び添加物に対し十パ ーセント	原材料及び添加物に対し十五 パーセント	原材料及び添加物に対し十パ ーセント	原材料及び添加物に対し十パ ーセント
あんに対し十五パーセント	一セント	原材料及び添加物に対し八パ ーセント	原材料及び添加物に対し十パ ーセント	とうもろこし	鶏肉	豚肉

キ チルドハンバーグステー	1 別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍 食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語 2 「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語 3 原料食肉を二種類以上使用したものについて、原料食肉のうち特定の	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>冷凍春巻</td> <td>えび</td> <td>かに</td> <td>かに</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>えび</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>あんに対し八パーセント</td> <td>あんに対し十パーセント</td> <td>あんに対し十パーセント</td> <td>あんに対し十五パーセント</td> </tr> <tr> <td>あんに対し八パーセント</td> <td>あんに対し十パーセント</td> <td>あんに対し十パーセント</td> <td>あんに対し十五パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	冷凍春巻	えび	かに	かに	その他	えび	その他	その他	あんに対し八パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十五パーセント	あんに対し八パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十五パーセント	<p>冷凍ぎょうざ</p> <p>鶏肉</p> <p>あんに対し十五パーセント</p> <p>あんに対し十パーセント</p>
冷凍春巻	えび	かに	かに																
その他	えび	その他	その他																
あんに対し八パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十五パーセント																
あんに対し八パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十パーセント	あんに対し十五パーセント																

種類を特に強調する用語

4 魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんぱく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語

5 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

チルドミートボール

1 別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語
2 「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語

チルドギょうざ類	
原材料のうち特定のものを特に強調する用語。ただし、別表第十九のチルドギょうざ類の項の規定に従い、「魚肉」又は「野菜」の用語を表示する	3 二種類以上の食肉を使用したものについて、当該食肉のうち特定のものを特に強調する用語 4 魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんぱく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語 5 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語について（品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

場合、あんに占める重量の割合が次の表に定める割合以上である原材料の名称を冠した商品名を用いる場合又は商品名を併せて、特定の原材料を含む旨及び当該原材料の重量の割合を表示する場合は、この限りでない。

名称	原材料名	あんに占める重量の割合
チルドぎょうざ	食肉	三十パーセント
牛肉	牛肉	十五パーセント
食肉	豚肉	十五パーセント
い チルドしゅうま	鶏肉	十パーセント
牛肉	えび	十五パーセント
食肉	かに	十パーセント
	その他	四十パーセント
		十五パーセント

チルドぱおず	チルド春巻											
食肉	その他	かに	えび	鶏肉	豚肉	牛肉	食肉	その他	かに	えび	鶏肉	豚肉
三十パーセント	十パーセント	八パーセント	十パーセント	十パーセント	十パーセント	三十パーセント	三十パーセント	十パーセント	十パーセント	十パーセント	十五パーセント	十五パーセント

			十五パーセント
		その他	十五パーセント
	レトルトパウチ食品（植物性たんぱく食品（コンビーフスタイル）を除く。）	かにえび	牛肉
1	一二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉等若しくはその加工品又は魚肉のうち特定の種類のものを特に強調する用語	八パーセント	鶏肉
2	肉様植たんを使用したものについて、原材料の全てが食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語	十パーセント	豚肉
3	次の表の上欄に掲げるものにあつては、同表の中欄に掲げる原材料の		

うち、その重量の割合が同表の下欄の割合に満たない種類のものを特に強調する用語。ただし、当該原材料の重量の全ての原材料及び添加物の重量に占める割合を表示する場合は、この限りでない。

名称	原材料名	割合
混ぜごはんのもと と類及びどんぶ りもののもと	食肉鳥卵又は魚肉	原材料及び添加物に対し十パ ーセント
くり まつたけ く。 たけ及びくりを除	野菜又は果実（まつ る）	原材料及び添加物に対し三十 パーセント
パー セント 原 料 及 び 添 加 物 に 對 し 五 十 パ ー セ ン ト	原材料及び添加物に対し十パ ーセント	原材料及び添加物に対し五十 パーセント

スープ

食肉等又は魚肉

原材料及び添加物に対し五パ

ーセント

野菜又は果実

使用した野菜及び果実の合計

重量に対し五十パーセント

和風汁物

食肉等又は魚肉

原材料及び添加物に対し三パ

ーセント

4 米飯類にあつては、使用した鶏肉又は牛肉の重量の原材料及び添加物の重量に占める割合がそれぞれ四パーセント又は六パーセント未満のものについて、鶏肉又は牛肉を含む旨の用語。ただし、当該原材料の重量の全ての原材料及び添加物の重量に占める割合を表示する場合は、この限りでない。

5 食肉等及びその加工品、魚肉並びに肉様植たん以外の原材料の一部を誇大に表示する用語

		調理食品缶詰及び調理食 品瓶詰	6 「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語
		1 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であつて、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語 2 カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であつて、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大書きで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語	7 「天然」、「自然」及び「完全」の用語
果実飲料	炭酸飲料	「純正」、「ピュア」その他純粹であることを示す用語 1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」、「自然」の用語	

3 「純正」、「ピュア」その他純粹であることを示す用語。ただし、果実ジュースであつて、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。

豆乳類		
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語	
名称		

別表第二十三（第十三条関係）

保存の方法

消費期限又は賞味期限

添加物

製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

アレルゲン

L-フェニルアラニン化合物を含む旨

指定成分等含有食品に関する事項

乳児用規格適用食品である旨

即席めん類に関する事項

無菌充填豆腐に関する事項

食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項

乳に関する事項

乳製品に関する事項

乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

鶏の液卵に関する事項

切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

生かきに関する事項

ゆでがにに関する事項

魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項

ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項

鯨肉製品に関する事項

冷凍食品に関する事項

容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

缶詰の食品に関する事項

ミネラルウォーター類に関する事項

冷凍果実飲料に関する事項

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

玄米及び精米	名称	表示の方法
原料玄米	表示事項	
米	表示事項	<p>次に定めるところにより表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 玄米にあつては「玄米」と表示する。 二 もち精米にあつては「もち精米」と表示する。 三 うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が八十パーセント未満のものにあつては「うるち精米」又は「精米」と表示する。 四 うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が八十パーセント以上のものにあつては「胚芽精米」と表示する。 <p>次に定めるところにより表示する。</p>
原料玄米	表示事項	<p>一 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品</p>

種及び産年について根拠を示す資料を保管している原料玄米にあつては、「单一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られており地名を表示する。

二 一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種又は産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「○○産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「○○」に

は国名、「△」には使用割合を表す数字を表示する（三）において同じ。）。

三 二の場合においては、二の規定による「国内産 △割」又は「○○産 △割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について、当該産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管している場合に限り、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて、次に定めるところにより表示することができる。

イ 複数の原料玄米について表示する場合にあつては、当該原料玄米の使用割合の高い順に表示する。

ロ 複数の原料玄米について表示することができる場合にあつては、当該複数の原料玄米の一部の原料玄米についてのみ表示することができる。

ハ 産地、品種及び産年の三つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示する全ての原料玄米について表示項目をそろえて表示する。

二 産地の表示をする場合にあつては、一に規定するところにより表示する。

四 一又は三の場合においては、産地、品種、産年その他の原料玄米の表示事項の根拠を確認した方法（以下「表示確認方法」という。）について、次に定めるところにより表示することができる。

イ 当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をい

う。以下同じ。) を受けた場合にあつては、当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について、当該証明を受けた旨を表示する。

□ イに規定する場合以外の場合にあつては、表示確認方法(産地、品種及び産年の三つの表示項目については証明以外の方法に限る。)を表示する。

内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあつては、精麦又は雑穀を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称にその重量及び単位を併記して表示する。

調製時期、精米時期又は輸入時期

玄米にあつては調製時期を、精米にあつては精米時期を、輸入品であつて調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつて

シアン化合 物を含有す る豆類	アレルゲン（特定原材 料に由来する添加物を 含むものに限る。）	食品関連事業者の氏名 又は名称、住所及び電 話番号
1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物に	1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2	は輸入時期を年月旬又は年月日の順で表示する。ただし、調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものにあつては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示する。

ついて、特定原材料に由来する旨の表示を省略することがで
きる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的
知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りで
ない。

輸入年月日

輸入年月日である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で
表示する。

添加物

栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオー
バーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用される
ものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該
下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつ
ては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名
の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあ
つては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとし

		て使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。
加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）の表において同じ。）	加工所（食品の加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる加工（調整又は選別を含む。）に限る。以下この項において同じ。）が行われた場所。以下この表において同じ。）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び食品の加工を行う者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）を表示する。	加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。）を表示する。
使用の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。	

しいたけ

栽培方法

次に定めるところにより表示する。

- 一 原木栽培によるしいたけにあつては、「原木」と表示する。

- 二 菌床栽培によるしいたけにあつては、「菌床」と表示する。

三 原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものに

あつては、重量の割合の高いものの順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と表示する。

アボカド、
あんず、お
うとう、か
んきつ類、
キウイー、

アレルゲン（特定原材
料に由来する添加物
(抗原性が認められな
いもの及び香料を除
く。）を含むものに限

1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。

2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原

ざくろ、す
る。)

もも、西洋
なし、ネク

タリン、パ
イナツプ
ル、バナ

ナ、パパイ
ヤ、ばれい
しょ、び

わ、マルメ
ロ、マンゴ
ー、もも及
びりんご

表示する。

消費期限又は賞味期限	保存の方法	
1 品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。	食品の特性に従つて表示する。常温で保存すること以外にその保存の方法に關し留意すべき特段の事項がない場合は、これを省略することができる。	特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。

添加物

2 1の規定にかかわらず、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を省略することができる。

1 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

2 1の規定にかかわらず、防ばい剤又は防かび剤として使用

食肉（鳥獸） の生肉（骨） 及び臓器を 含む。）に 限る。以下 この項にお	アレルゲン（特定原材 料に由来する添加物を 含むものに限る。）	加工所の所在地及び加 工者の氏名又は名称	される添加物以外の添加物を含むものにあつては、当該添加物の物質名の表示及び当該添加物に係る別表第七の下欄に掲げる表示を省略することができる。
2 1 の規定にかかわらず、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2 1 の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに	1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。	1 加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。 2 1 の規定にかかわらず、加工所の所在地又は加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。	

			特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。
添加物	消費期限又は賞味期限	保存の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用される	る。	品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。	

鳥獸の種類	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	<p>ものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物については、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。</p>
1 「牛」、「馬」、「豚」、「めん羊」、「鶏」等との動物名を表示する。 2 鳥獸の内臓にあつては「牛肝臓」、「心臓（馬）」等と表示する。	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。	

3 名称から鳥獸の種類が十分判断できるものにあつては、鳥

獸の種類の表示を省略することができる。

処理を行つた旨を示す文言を表示する。

処理を行つた旨（刃を用いてその原形を保つたまま筋及び纖維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行つたものに

限る。)

飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（刃を用いてその原形を保ったまま筋及び纖維を短く

切断する処理その他病

原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除

「あらかじめ処理してありますので中心部まで十分に加熱してお召し上がりください」、「あらかじめ処理してありますので十分に加熱してください」等飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨の文言を表示する。

		く。）を行つたものに 限る。）
生食用である旨（牛肉 (内臓を除く。)）であ つて生食用のものに限 る。)	と畜場の所在地の都道 府県名（輸入品にあつ ては、原産国名）及び と畜場の名称（牛肉 (内臓を除く。)）であ つて生食用のものに限 る。)	「生食用」、「生のまま食べられます」等生食用である旨を示 す文字を表示する。
とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名（輸入 品にあつては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該と 畜場の名称を表示する。		

加工施設の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称を表示する。	<p>道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及び加工施設の名称（牛び加工施設の名称（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）</p>	
<p>「子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い方は食肉の生食のものに限る。」</p>	<p>「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）であつて生食用のものに限る。」</p> <p>「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります」、「食肉（牛肉）の生食は、重篤な食中毒を引き起こすリスクがあります」等一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨の文言を表示する。</p>	

卵 鶏の殻付き	生乳、生山羊乳、生めん羊乳又は生水牛乳	弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）
アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を	1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に	をお控えください」、「お子様、お年寄り、体調の優れない方は、牛肉を生で食べないでください」等子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨の文言を表示する。 1 「生乳」、「生山羊乳」、「生めん羊乳」又は「生水牛乳」を表示する。 2 生乳のうち、ジャージー種の牛から搾取したものにあつては、「ジャージー種」等ジャージー種の牛から搾取した旨を示す文字を表示する。

含むものに限る。）

括弧を付して表示する。

賞味期限	保存の方法	2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。 食品の特性に従つて表示する。常温で保存すること以外にその保存の方法に關し留意すべき特段の事項がない場合は、これを省略することができる。
1 賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順		

で表示する。

2 1の規定にかかわらず、賞味期限の表示は、鶏の殻付き卵が産卵された年月日、採卵した年月日、重量及び品質ごとに選別した年月日又は包装した年月日の文字を冠したその年月日の表示をもつて、これに代えることができる（生食用のものを除く。）。

添加物

栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとし

			て使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。
採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名	採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名又は名称は、採卵した施設又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した施設の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び採卵した者又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称を表示する。	使用の方法	生食用である旨（生食用のものに限る。）
摂氏十度以下で保存す	「生食用」、「生のまま食べられます」等生食用である旨を示す文字を表示する。	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。	「10°C以下で保存することが望ましい」の文言等摂氏十度以下

ることが望ましい旨

で保存することが望ましい旨を示す文言を表示する。

(生食用のものに限
る。)

賞味期限を経過した後

は飲食に供する際に加
熱殺菌を要する旨 (生
食用のものに限る。)

「賞味期限経過後は、十分に加熱調理が必要があります」の
文言等賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要
する旨を示す文言を表示する。

加熱加工用である旨

(生食用のものを除
く。)

「加熱加工用」等加熱加工用である旨を示す文字を表示する。

飲食に供する際に加熱
殺菌を要する旨 (生食
用のものを除く。)

「飲食に供する際には加熱殺菌が必要です」等飲食に供する際
に加熱殺菌を要する旨を示す文言を表示する。

水産物 <p>解凍した旨（凍結させたものを解凍したものである場合に限る。）</p>	<p>「解凍」と表示する。</p>
<p>切り身又は むき身にし た魚介類 (生かき及 びふぐを除 く。) であ つて、生食</p>	<p>アレルゲン（特定原材 料に由来する添加物を 含むものに限る。）</p>
<p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物に</p>	<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p>

用のもの
(凍結させたものを除く。)

添加物	消費期限又は賞味期限	保存の方法	
栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該	品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。	について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。

下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物については、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

ふぐの内臓 を除去し、 皮をはいだ	加工所の所在地及び加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。	生食用である旨 「生食用」、「刺身用」、「そのままお召し上がりになれます」等生食用である旨を示す文言を表示する。	工者の氏名又は名称
処理事業者の氏名又は 名称及び住所	処理年月日 処理事業者の氏名又は名称及び住所を表示する。	処理年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示する。	加工所の所在地及び加 工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。

<p>もの並びに 切り身にし たふぐ、ふ ぐの精巢及 びふぐの皮 であつて、 生食用でな いもの</p>	<p>原料ふぐの種類 漁獲水域名（原料ふぐ の種類がなしふぐ（有 明海、橘湾、香川県及 び岡山県の瀬戸内海域 で漁獲されたものに限 る。）の筋肉を原材料 とするもの又はなしふ ぐ（有明海及び橘湾で 漁獲され、長崎県が定 める要領に基づき処理 されたものに限る。）</p>
	<p>原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、「標準和名」 の文字を表示する。</p>

		の精巢を原材料とする ものに限る。)
	アレルゲン（特定原材 料に由来する添加物を 含むものに限る。）	切り身にし たふぐ、ふ ぐの精巢及 びふぐの皮 であつて、 生食用のも の
1 2	1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該 特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に 括弧を付して表示する。 1 の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加 物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原 材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに 特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物に ついて、特定原材料に由来する旨の表示を省略することがで きる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的 知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りで ない。	

保存の方法
食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法

の基準に合う方法を表示する。

消費期限又は賞味期限

品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。

添加物

栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物については、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとし

て使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に

掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
原料ふぐの種類 漁獲水域名（原料ふぐの種類がなしふぐ（有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限	加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等のいずれかを表示する。 原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 漁獲水域を表示する。

させたものを除く。） 生食用である旨（凍結	生食用であるかないか の別（凍結させたもの に限る。）	生食用のものにあっては、生食用である旨を示す文言を表示 し、生食用でないものにあっては、生食用でない旨を示す文言 を表示する。
「生食用」等生食用である旨を示す文字を表示する。		

冷凍食品の

アレルゲン（特定原材料

うち、切り
身又はむき
身にした魚
介類（生か
きを除く。）
の

料に由来する添加物を
含むものに限る。）

- 1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。
- 2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。

保存の方法	
食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。	

消費期限又は賞味期限

品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。

添加物

栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

生かき	加工所の所在地及び加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	生食用であるかないかの別
<p>1 当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することがで</p>	<p>生食用のものにあつては、生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあつては、生食用でない旨を示す文言を表示する。</p>

きる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。

保存の方法	消費期限又は賞味期限	添加物
食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。	品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあつ

採取された水域（生食 用のものに限る。）	生食用であるかないか の別	加工所の所在地及び加 工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示 する。	ては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名 の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあ つては、その名称をもつて、別表第七の上欄に掲げるものとし て使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に 掲げる表示をもつて、これに代えることができる。

別表第二十五（第二十七条関係）

名称（農産物（放射線を照射した食品、保健機能食品及びシアン化合物を含有する豆類を除く。）、鶏の殻付き卵（保健機能食品を除く。）及び水産物（保健機能食品及び切り身又はむき身にした魚介類を除く。）を除く。）

放射線照射に関する事項

乳児用規格適用食品である旨

シアン化合物を含有する豆類に関する事項

アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パインツプル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項

食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳に関する事項

鶏の殻付き卵に関する事項

切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを

除く。）に関する事項

ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用でないものに関する事項

切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であつて、生食用のものに関する事項

冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項

生かきに関する事項

品記様式一（第八条関係）

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者

備註

1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」、「種類別」又は「種類別名

称」と表示することができる。

2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

3 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。

4 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあつては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。

5 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。

6 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一緒に表示することができ困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

7 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。

8 第八条第四号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合にあつては、この様式中、名称の事項を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。

9 第三条第二項の表の上欄に掲げる食品に該当しない食品にあつては、同表の中欄に定める事項、第三条第三項により省略できる事項又は第五条の規定により表示しない事項については、この様式中、当該事項を省略する。

10 この様式は、縦書とすることができます。

11 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

12 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適

切な表示事項は、枠内に表示する」とがである。

別記様式二（第八条、第二十一条、第三十五条関係）

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

備考

1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。」の場合にお

いて、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。

2 ノの様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

3 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を示すものについては、当該栄養成分又は熱量である

」の文字を冠して一括して表示することができる。

4 ハ)の様式の枠を表示する」とが困難な場合には、枠を省略する」とができる。

別記様式三)（第八条、第二十一条、第三十五条関係）

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
—飽和脂肪酸	g
—n—3系脂肪酸	g
—n—6系脂肪酸	g
コレステロール	mg

炭水化物

—糖質

—糖類

—食物纖維

食塩相当量

たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、

mg

n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質

、糖類、食物纖維及びナトリウム以外の栄養成分

備考

- 1 食品単位は、100g、100mL、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。ルの場合において、1食分である場合に、1食分の量を併記して表示する。
- 2 ルの様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 3 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を有するものについては、当該栄養成分又は熱量である

旨の文字を冠して一括して表示する」とができる。

- 4 糖質又は食物纖維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物纖維の量の両方を表示する。

5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようと/orする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。

6 義務表示となつていてる栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。

7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によつて表示する。

8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができます。

別記様式四（第二十二条関係）

名称	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米				

内容量	
精米時期	
販売者	

- 備考
- 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示することができる。
 - 2 産地、品種又は産年を表示しないものにあっては、この様式中その事項を省略することができる。
 - 3 産年及び精米時期をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米時期の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
 - 4 単一原料米にあっては、使用割合の事項を削除する。
 - 5 玄米にあっては、この様式中「精米時期」を「調製時期」とする。
 - 6 輸入品であって、調製時期又は精米時期が明らかでないものにあっては、この様式中「調製時期」又は「精米時期」を「輸入時期」とする。
 - 7 表示を行う者が精米工場である場合にあっては、この様式中「販売者」を「精米工場」とする。

8 この様式は、縦書とすることができる。

9 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

10 消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。